

# 川越町

## 第10期 高齢者保健福祉計画 第9期 介護保険事業計画

令和6年度～令和8年度

笑顔で支え合う、誰もが安心して  
自分らしく暮らし続けられる町



令和6年3月◆川越町

## はじめに

介護保険制度は、平成12年の制度開始後、20年以上が経過し、要介護状態となった方にとって、なくてはならない制度として定着してまいりました。

この間、わが国においては、本格的な少子高齢化と人口減少が進み、国民の約3人に1人が高齢者となる超高齢社会を迎えようとしています。

川越町は、近年、若い世代の人口流入が続いており、令和5年10月時点の高齢化率は18.7%と、全国平均を大きく下回っておりますが、中長期的な視点に目を向けますと令和22(2040)年には、高齢化率が約24%まで上昇することが予想されています。

こうした中、本町では、高齢者が住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、医療、介護、住まい、生活支援、介護予防を地域のニーズに応じて包括的に確保する「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。

本計画では、国の介護・高齢者福祉にかかる方針とともに、今後の本町の将来目標や施策を示す「第7次総合計画」をはじめ関連計画との調和を図り、今後、3年間にわたる計画として「笑顔で支え合う、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられる町」を基本目標に、7つの基本理念を掲げました。

本計画をもとに、団塊ジュニア世代が高齢者となる令和22(2040)年を見据えた、介護保険制度の持続可能性の確保と地域共生社会の実現の一端を担う地域包括ケアシステムの深化・充実を図ってまいります。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました、川越町介護保険事業計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力をいただきました町民の皆様や関係各位に、厚くお礼申し上げますとともに、本計画の実現に向けて保健、医療、介護及び福祉関係者や町民の皆様のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

川越町長 **城田 政幸**

# 目次

<b>第1部 序論</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画策定にあたって .....	1
1. 計画の趣旨 .....	1
2. 計画の位置づけと役割 .....	2
3. 計画の期間 .....	2
第2章 高齢者数及び介護サービスの推移 .....	3
1. 高齢者と要介護認定の状況 .....	3
2. 介護サービス全体の利用推移 .....	5
3. サービスごとの利用推移 .....	6
第3章 アンケート調査結果の概要 .....	9
1. 調査の実施状況 .....	9
2. 調査結果のポイント .....	10
<b>第2部 総論</b> .....	<b>25</b>
第1章 基本理念 .....	25
第2章 基本目標 .....	27
第3章 日常生活圏域の設定 .....	27
第4章 基本的指標に関する将来目標 .....	28
1. 高齢者人口等の推計 .....	28
2. 要支援・要介護認定者数の推計 .....	29
施策の体系 .....	31
<b>第3部 各論（基本施策）</b> .....	<b>32</b>
第1章 要介護状態を予防、軽減し、自立生活を支えるために .....	32
(1) 介護予防事業の推進 .....	32
(2) 生活支援サービス事業の推進 .....	34
第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるために .....	36
(1) 地域包括ケア体制の構築 .....	36
(2) 介護予防・生活支援の基盤づくり .....	39
(3) 在宅医療と介護の連携 .....	41
第3章 認知症の人が希望を持って暮らすために .....	43
(1) 認知症の人への支援 .....	43
(2) 認知症の人を支える地域づくり .....	45
第4章 地域みんなで支え合うために .....	47
(1) 地域での相互支援体制の充実 .....	47
(2) 福祉意識・福祉教育の充実 .....	49
第5章 一人ひとりの尊厳を守り、安心を確保するために .....	50
(1) 情報提供と総合相談の充実 .....	50
(2) 権利擁護の推進 .....	52
(3) 虐待の防止 .....	53
(4) 安全なまちづくり .....	54
第6章 高齢者の生きがいと活躍の場をつくるために .....	56
(1) 高齢者による地域活動の促進 .....	56
(2) 高齢者の移動手段の確保 .....	58

第7章 一人ひとりに合ったサービスを提供するために.....	59
(1) 介護保険サービスの提供と質の向上.....	59
(2) 介護人材の確保と業務効率化.....	62
(3) 多様な住まいの確保.....	64
(4) 介護者への支援.....	65
(5) ひとり暮らし高齢者等への支援.....	66
<b>第4部 介護保険事業の運営.....</b>	<b>68</b>
第1章 介護保険サービスの提供と地域支援事業の実施（量の見込み）.....	68
(1) 予防給付サービスの提供.....	68
(2) 介護給付サービスの提供.....	69
(3) 地域密着型サービスの提供.....	70
(4) 要介護者等へのリハビリテーション目標の設定.....	71
(5) 地域支援事業の実施.....	72
第2章 介護保険事業費の算出.....	73
(1) サービス別給付費の見込み.....	73
(2) 標準給付費の算出.....	75
(3) 地域支援事業費の見込み.....	76
(4) 総事業費の見込み.....	77
第3章 介護保険料の算出.....	78
(1) 保険給付費等の財源.....	78
(2) 保険料の設定額.....	79
(3) 所得段階別保険料額.....	81
第4章 介護保険事業の健全化.....	82
(1) 低所得者等への負担軽減.....	82
(2) 給付の適正化.....	83
(3) 事業の適正運営.....	85
<b>第5部 計画の推進にあたって.....</b>	<b>86</b>
第1章 計画の推進体制.....	86
1. 計画の推進体制.....	86
2. 情報提供の推進.....	86
第2章 計画の進行管理.....	86
第3章 災害や感染症対策にかかる体制整備.....	87
<b>参考資料.....</b>	<b>88</b>
策定経過.....	88
用語解説.....	95



# 第1部 序 論

## 第1章 計画策定にあたって

### 1. 計画の趣旨

介護保険制度のスタートから20年以上が経過し、わが国全体で介護保険サービスの利用者、介護保険サービスの提供事業者はともに大幅に増え、介護を必要とする人にとって、介護サービスは必要不可欠なものへと普及、浸透してきました。

この間、幾度となく制度改正が図られ、いわゆる「団塊の世代」が75歳を迎える令和7(2025)年を念頭に置き、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、健康かつ生きがいを持ちながら自立した日常生活を営める「地域包括ケアシステム」の実現に向けて取り組んできました。こうした地域包括ケアシステムは、地域包括支援センターを中心とした専門職のネットワークとともに、地域住民の支え合い活動などによって深化・推進し、高齢者が安心な暮らしを享受できるしくみとして確立しつつあります。

一方、中長期的には、65歳以上人口が最大となり、介護需要がピークを迎えるとともに、支え手となる現役世代が急減する「2040年問題」が指摘されています。また、介護や高齢者福祉、あるいは障害者福祉といった制度だけでは支えきれない、いわゆる「8050問題」などの地域社会からの孤立といった複雑で複合化した問題が顕在化しつつあります。このため、時代の変化とともに「地域包括ケアシステム」をより一層深化させ、令和22(2040)年に備えて、地域住民同士がお互いに支え合う「地域共生社会」を実現することが重要です。

「第7次川越町総合計画」においては、将来像を「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」とし、住民の主体的な健康づくりとともに、多様な主体の連携による支え合い・助け合うしくみを構築することによって「支え合いで安心な暮らしができるまちづくり」をめざしています。川越町が構築してきた地域包括ケアの取り組みをより一層発展させ、持続可能な地域包括ケアシステムとして確立していくことが求められます。

この計画は、将来的に本格化する高齢社会に向けて、総合計画がめざす「支え合いで安心な暮らしができるまちづくり」のもとで、川越町の地域特性に応じた「地域包括ケアのしくみ」を深化・推進するとともに、介護保険事業の円滑な運営と計画的な基盤整備を推進するため策定するものです。

## 2. 計画の位置づけと役割

この計画は、老人福祉法第 20 条の 8 に規定される「老人福祉計画」、並びに介護保険法第 117 条に規定される「介護保険事業計画」です。

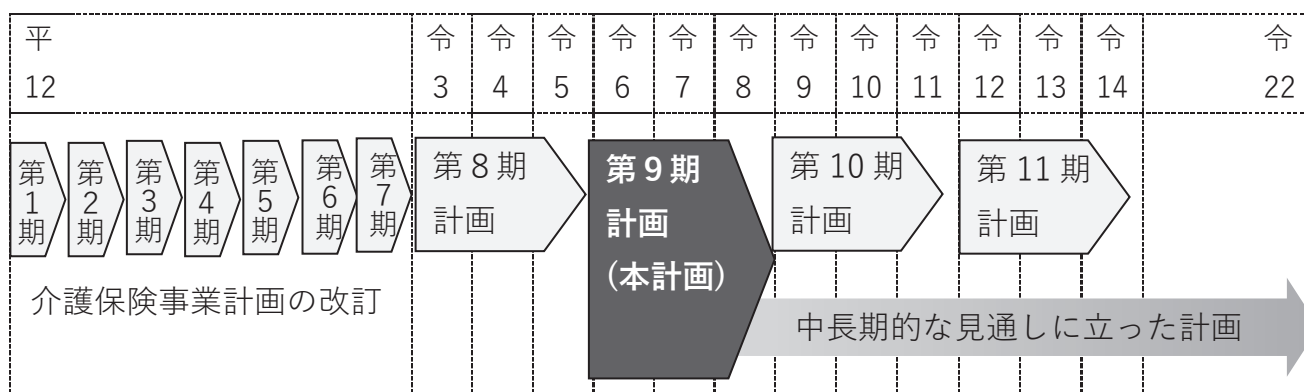
高齢者保健福祉計画は、高齢者保健福祉施策の方向及び事業内容を定める計画であり、介護保険事業計画は、介護サービスの事業量、保険料及び介護サービスの供給量確保の方策を定める計画であり、この 2 つの計画を一体的に策定するものです。

本町の最上位計画である「第 7 次川越町総合計画」に即すとともに、県において策定される「第 9 期介護保険事業支援計画」及び「第 8 次医療計画」との整合を図るものとします。

また、令和 5 (2023)年 6 月に成立した「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」並びに国が今後策定する認知症施策推進計画の内容を踏まえながら、本町においては本計画に基づき認知症施策を推進します。

## 3. 計画の期間

本計画は、令和 6 (2024)年度から令和 8 (2026)年度までの 3 年間を計画期間とします。さらに、令和 22(2040)年を見据え、中長期的な見通しの中で、必要な方策を打ち出すこととします。



なお、令和 6 (2024)年度から令和 8 (2026)年度までを計画期間とする「第 10 期高齢者保健福祉計画・第 9 期介護保険事業計画」を「本計画」と呼ぶこととし、前計画である令和 3 年度から令和 5 年度までの計画を「第 8 期計画」、次期計画である令和 9 年度から令和 11 年度までの計画を「第 10 期計画」と呼ぶこととします。

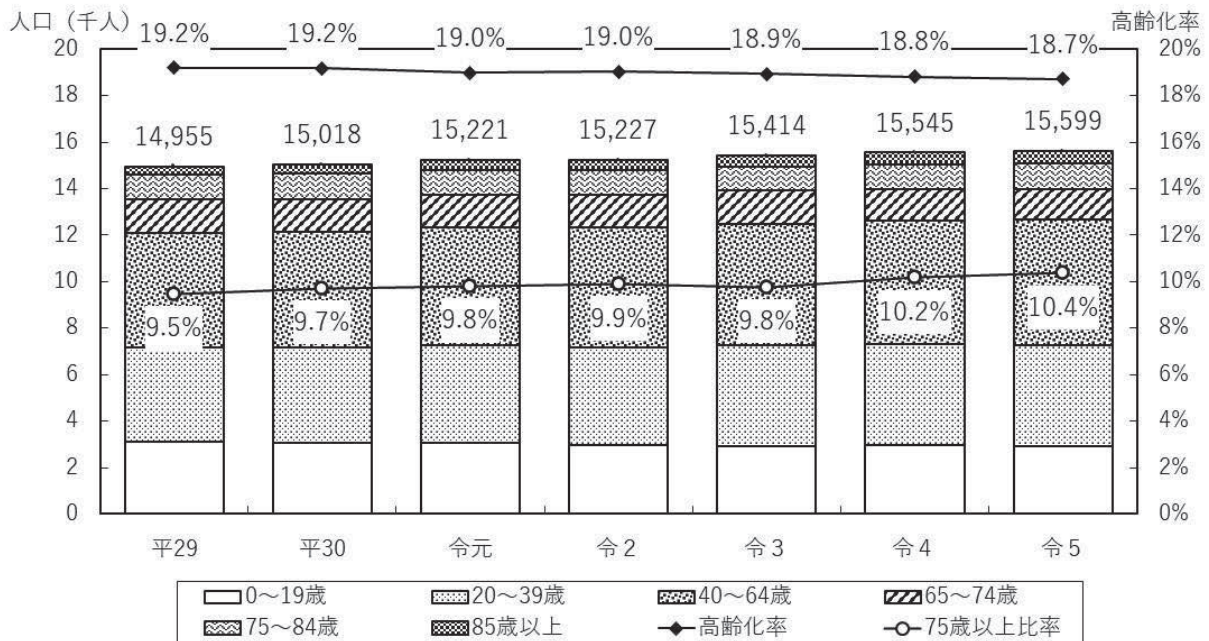
## 第2章 高齢者数及び介護サービスの推移

### 1. 高齢者と要介護認定の状況

#### (1) 人口・高齢者数・高齢化率の推移

近年やや伸びが鈍化しつつあるものの、人口増加が続いており、総人口は15,500人を超えています。高齢化率は上昇を続けてきましたが、若年層の人口流入により横ばいから低下傾向となっており、令和5(2023)年は18.7%となっています。高齢化率は低下し、高齢者数も微減となった一方、後期高齢者数は増加し続けています。

#### ◆人口・高齢者数の推移（各年10月1日時点の住民基本台帳）



(単位：人)

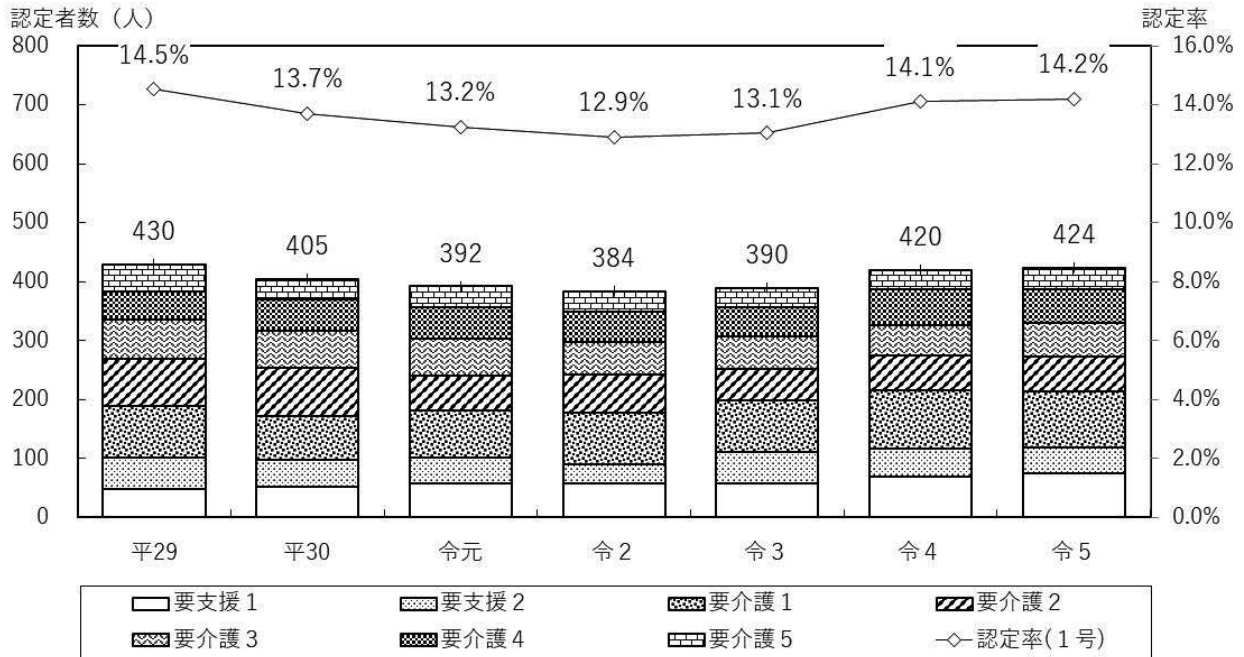
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
0～19歳	3,112	3,079	3,042	2,978	2,936	2,955	2,912
20～39歳	4,045	4,076	4,204	4,169	4,306	4,351	4,365
40～64歳	4,928	4,984	5,084	5,184	5,253	5,313	5,401
65～74歳	1,454	1,420	1,399	1,390	1,414	1,346	1,305
75～84歳	1,039	1,073	1,088	1,063	1,036	1,091	1,110
85歳以上	377	386	404	443	469	489	506
高齢者計	2,870	2,879	2,891	2,896	2,919	2,926	2,921
高齢化率	19.2%	19.2%	19.0%	19.0%	18.9%	18.8%	18.7%
後期高齢者計	1,416	1,459	1,492	1,506	1,505	1,580	1,616
後期高齢化率	9.5%	9.7%	9.8%	9.9%	9.8%	10.2%	10.4%
全年齢計	14,955	15,018	15,221	15,227	15,414	15,545	15,599



## (2) 要介護（支援）認定者数・認定率の推移

要支援・要介護の認定者数は減少傾向にあり、平成 29(2017)年以降減少し、認定率も合わせて低下してきましたが、令和 3(2021)年から令和 4(2022)年にかけて急増し、再び 400 人を超えています。令和 4(2022)年から令和 5(2023)年にかけては微増となっています。

### ◆認定者数の推移（各年 10 月 1 日時点）



※ 認定率は全認定者数（65 歳未満含む）を第 1 号被保険者（65 歳以上）で割ったもの

（単位：人）

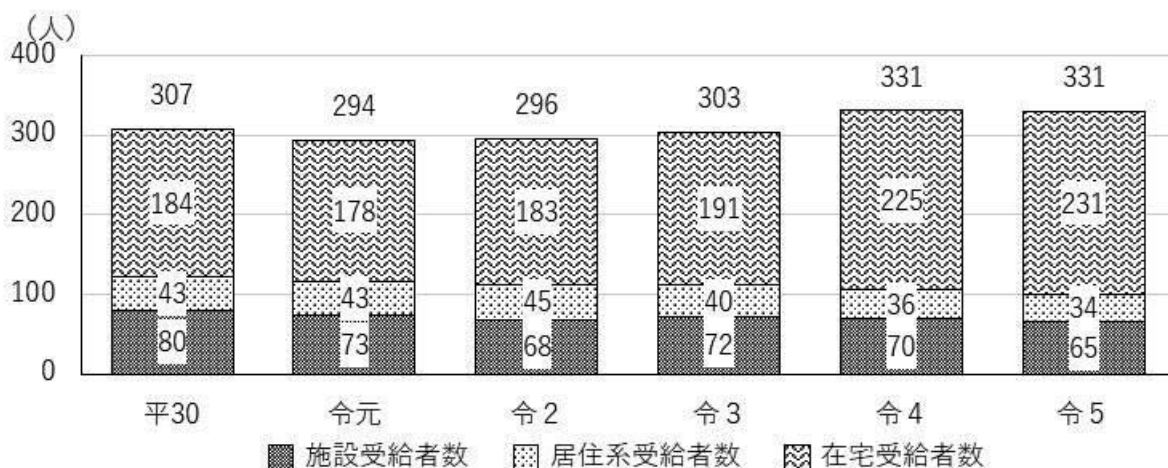
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
要支援 1	49	53	58	58	58	69	75
要支援 2	52	44	43	32	53	48	44
要介護 1	89	75	80	87	88	99	94
要介護 2	80	81	59	65	53	59	60
要介護 3	65	64	63	56	55	52	57
要介護 4	48	54	54	51	49	61	58
要介護 5	47	34	35	35	34	32	36
要支援	101	97	101	90	111	117	119
要介護	329	308	291	294	279	303	305
認定者計	430	405	392	384	390	420	424
認定率	14.5%	13.7%	13.2%	12.9%	13.1%	14.1%	14.2%
高齢者計	2,870	2,879	2,891	2,896	2,919	2,926	2,921

## 2. 介護サービス全体の利用推移

介護保険サービス全体の受給者数も、平成30(2018)年度からほぼ横ばいで推移していましたが、令和3(2021)年度から令和4(2022)年度にかけて大きく増加しました。令和5(2023)年度は総数では横ばいですが、在宅受給者数が増えています。

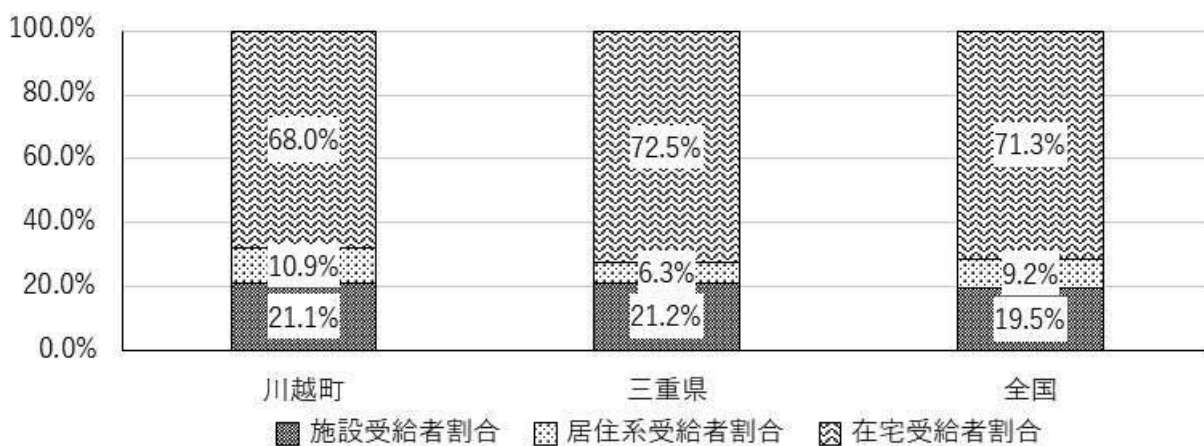
全受給者のうち施設サービスの受給者は21.1%、居住系サービスが10.9%であり、国や県に比べて居住系サービスの受給者割合が高くなっています。

### ◆介護保険サービス受給者数の推移（1か月あたりの平均値）



※ データは国保連の介護保険事業報告（年報）による。ただし、令和5年度は月報（5か月分）を足し合わせたもの。以下同じ。

### ◆施設・居住系・在宅サービスの受給者割合の比較（令和4(2022)年度）



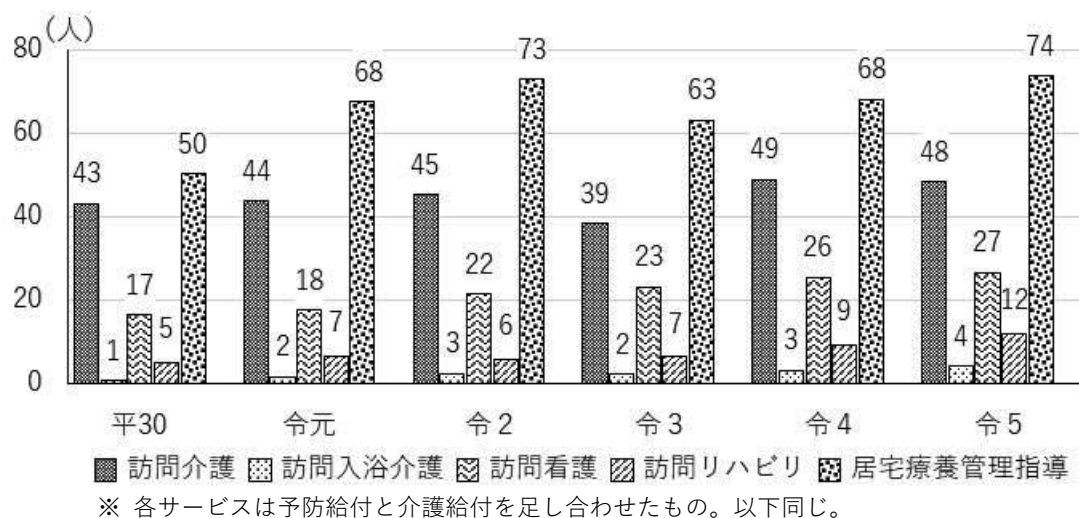
※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

### 3. サービスごとの利用推移

#### (1) 訪問系サービス

訪問介護と居宅療養管理指導の受給者数は令和3(2021)年度に減少しましたが、令和4(2022)年度には再び増加しています。一方、訪問看護は増加し続けています。また、訪問入浴介護、訪問リハビリテーションはわずかであるものの、少しずつ増加しています。

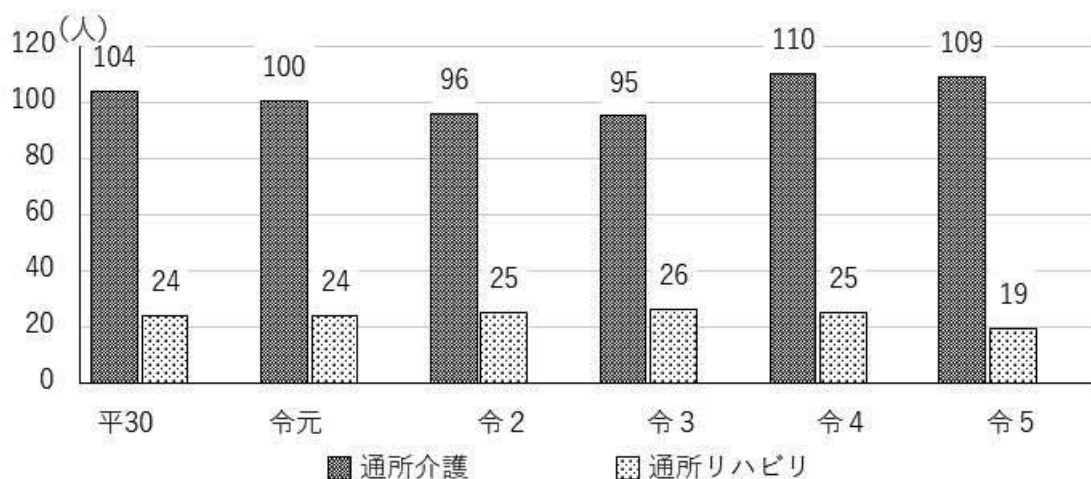
#### ◆訪問系サービス受給者数の推移（1か月あたりの平均値）



#### (2) 通所系サービス

通所介護の受給者数は令和3(2021)年度まで減少傾向にありましたが、令和4(2022)年度には再び増加しています。通所リハビリテーションについては横ばいで推移しています。

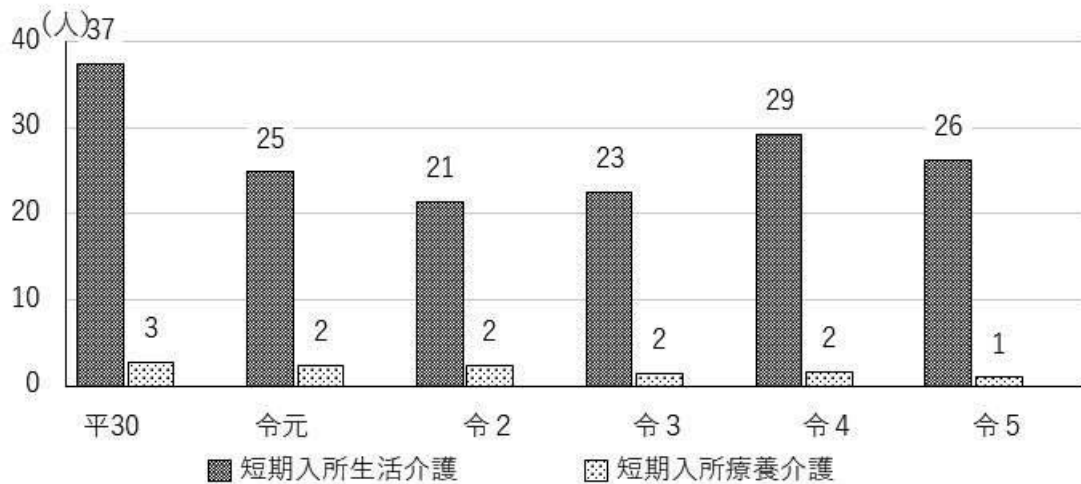
#### ◆通所系サービス受給者数の推移（1か月あたりの平均値）



### (3) 短期入所サービス

短期入所生活介護の受給者数は、平成 30(2018)年度から令和元(2019)年度にかけて大きく減少しましたが、令和 3 (2021)年度から令和 4 (2022)年度にかけては再び増加しています。短期入所療養介護はわずかとなっています。

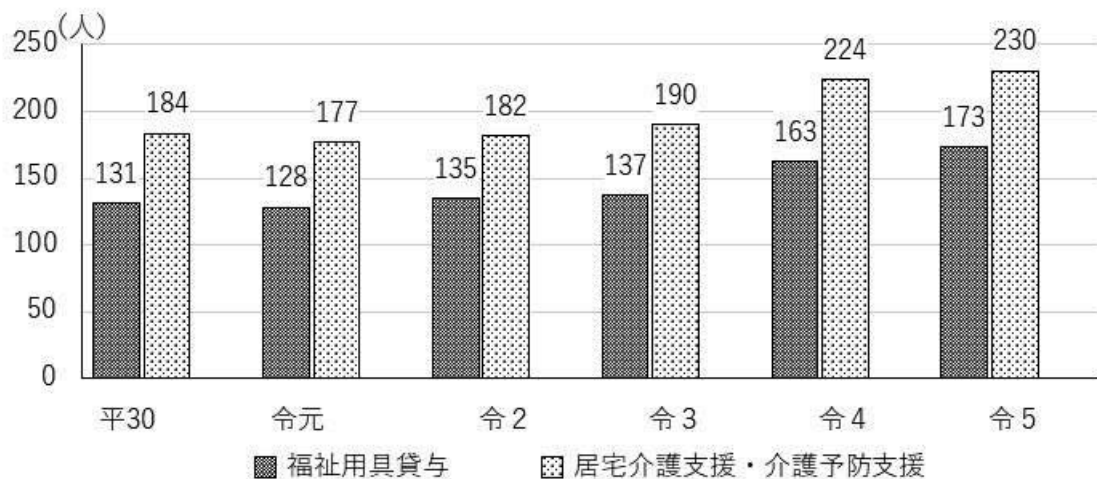
#### ◆短期入所サービス受給者数の推移（1 か月あたりの平均値）



### (4) その他の居宅サービス

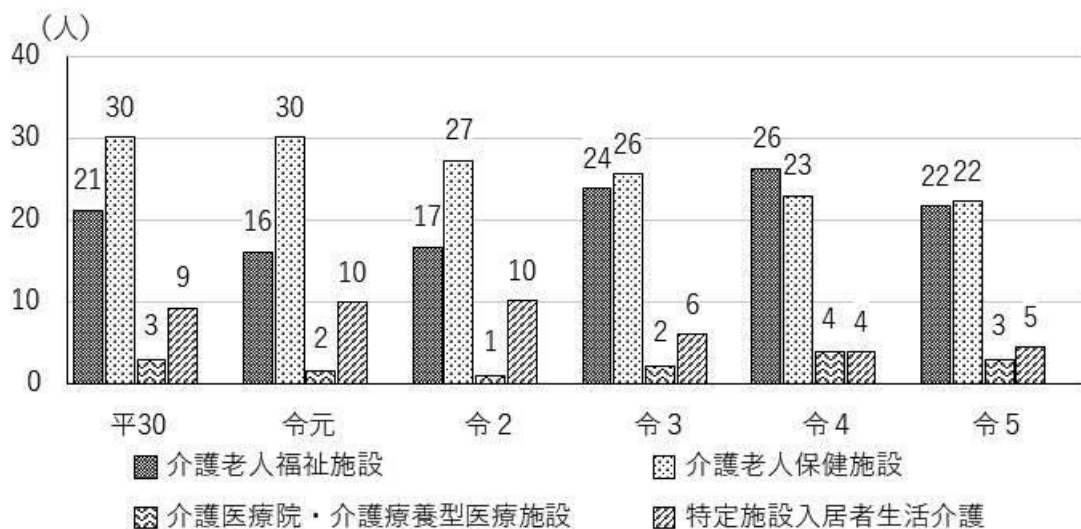
福祉用具貸与の受給者数は令和 3 (2021)年度から令和 4 (2022)年度にかけて大きく増加しました。また、居宅介護支援・介護予防支援についても、令和 3 (2021)年度から令和 4 (2022)年度にかけて大きく増加しました。

#### ◆その他居宅サービス受給者数の推移（1 か月あたりの平均値）



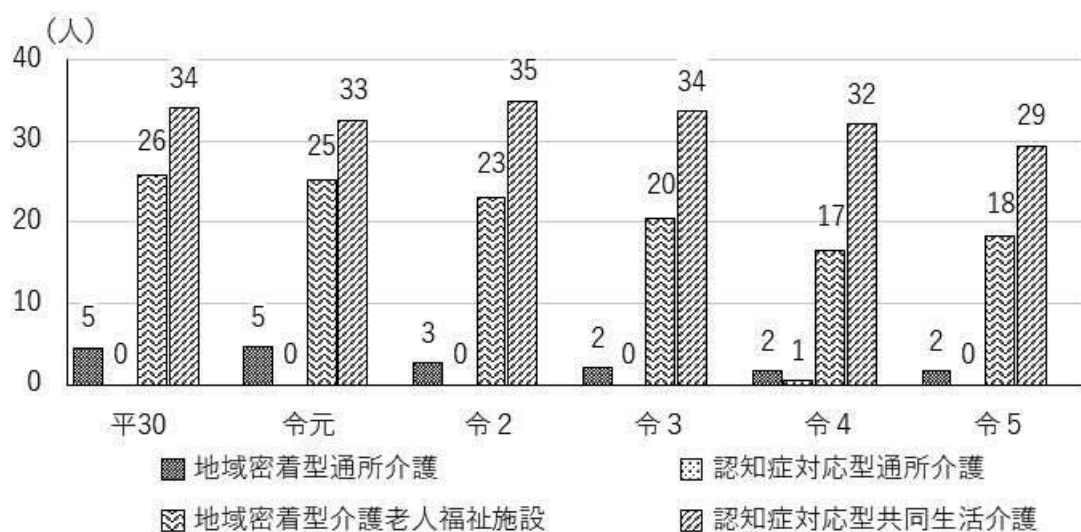
## (5) 施設・居住系サービス

介護老人福祉施設の受給者数は減少傾向にありましたが、令和2(2020)年度から令和3(2021)年度にかけて増加しています。介護老人保健施設と特定施設入居者生活介護は減少傾向で推移しています。介護医療院(介護療養型医療施設を含む)はわずかとなっています。



## (6) 地域密着型サービス

認知症対応型共同生活介護と地域密着型介護老人福祉施設の受給者数については、やや減少傾向で推移しており、定員に空きがある状況となっています。地域密着型通所介護と認知症対応型通所介護は町外施設での特例受給であり、ごくわずかとなっています。



## 第3章 アンケート調査結果の概要

### 1. 調査の実施状況

本計画の策定にあたり、基礎資料として活用することを目的に下記の4種類の調査を実施しました。

調査種別	有効発送 (A)	回収 (B)	回収率 (B/A)	有効回収 (C)	有効回収率 (C/A)
(1)在宅介護実態調査 【以降、「在宅調査」とします】	192件	116件	60.4%	115件	59.9%
(2)介護予防・日常生活圏域ニーズ調査 【以降、「ニーズ調査」とします】	2,628件	1,840件	70.0%	1,840件	70.0%
(3)施設入所者調査 【以降、「施設調査」とします】	89件	53件	59.6%	53件	59.6%
(4)サービス提供事業者調査 【以降、「事業所調査」とします】	138件	79件	57.2%	78件	56.5%
計	3,047件	2,088件	68.5%	2,086件	68.5%

※有効回収数は、白票など無効な回収票を除いたもの

※サービス提供事業所調査と合わせて、介護人材実態調査と居所変更実態調査を実施した

## 2. 調査結果のポイント

### (1) 要介護状態を予防、軽減し、自立生活を支えるために【第8期計画各論・第1章関係】

#### ○ 介護予防事業の推進

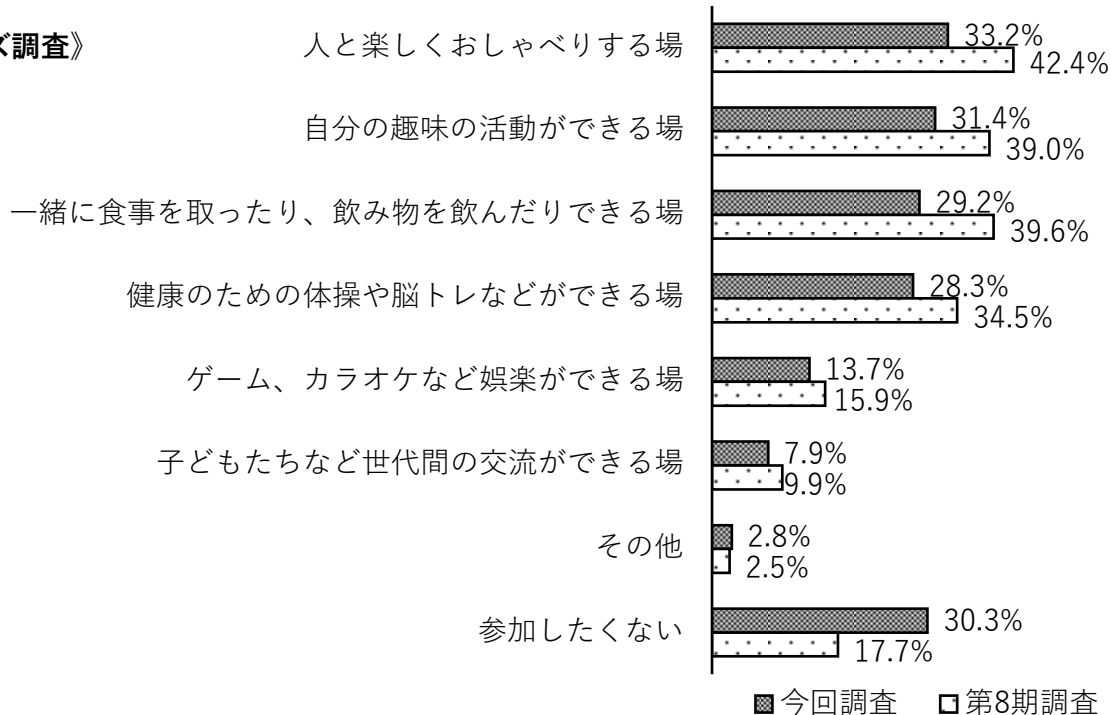
■ 地域の中でどのような場があれば、参加したいと思いますか。(いくつでも)

ニーズ調査・問4-(19)【N=1,662、1,494(第8期調査)】

地域の中でどのような場があれば参加したいかについては、「人と楽しくおしゃべりする場」が33.2%と最も高く、次いで、「自分の趣味の活動ができる場」(31.4%)、「一緒に食事を取ったり、飲み物を飲んだりできる場」(29.2%)、「健康のための体操や脳トレなどができる場」(28.3%)と続いています。一方、「参加したくない」は30.3%となっています。

第8期調査と比較すると、「参加したくない」が12.6ポイント上昇する一方、「一緒に食事を取ったり、飲み物を飲んだりできる場」(-10.4ポイント)、「人と楽しくおしゃべりする場」(-9.2ポイント)など、すべての項目で低下しています。

#### 《ニーズ調査》



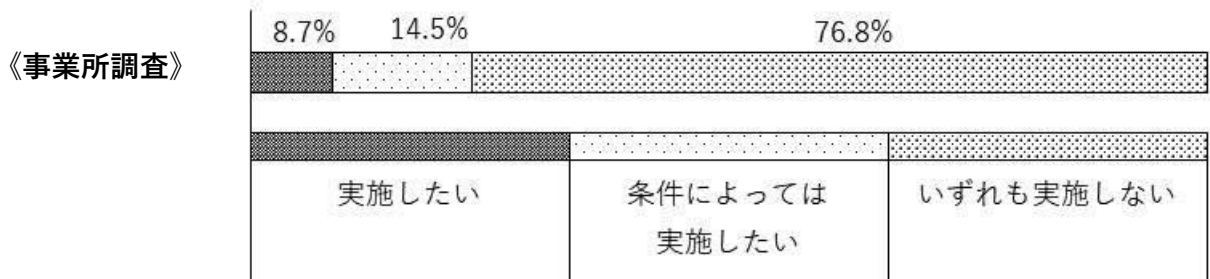
→地域の中で人との交流の場を求めている人が多いですが、「コロナ」を機に参加意向は低下しています。

○ 生活支援サービス事業の推進

■ 今後、川越町において介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）の中に、基準緩和型の訪問型サービスと通所型サービスを位置づけた場合、貴事業所は、これらのサービスを実施する予定はありますか。（1つだけ）

事業所調査・問3-(7)【N=69】

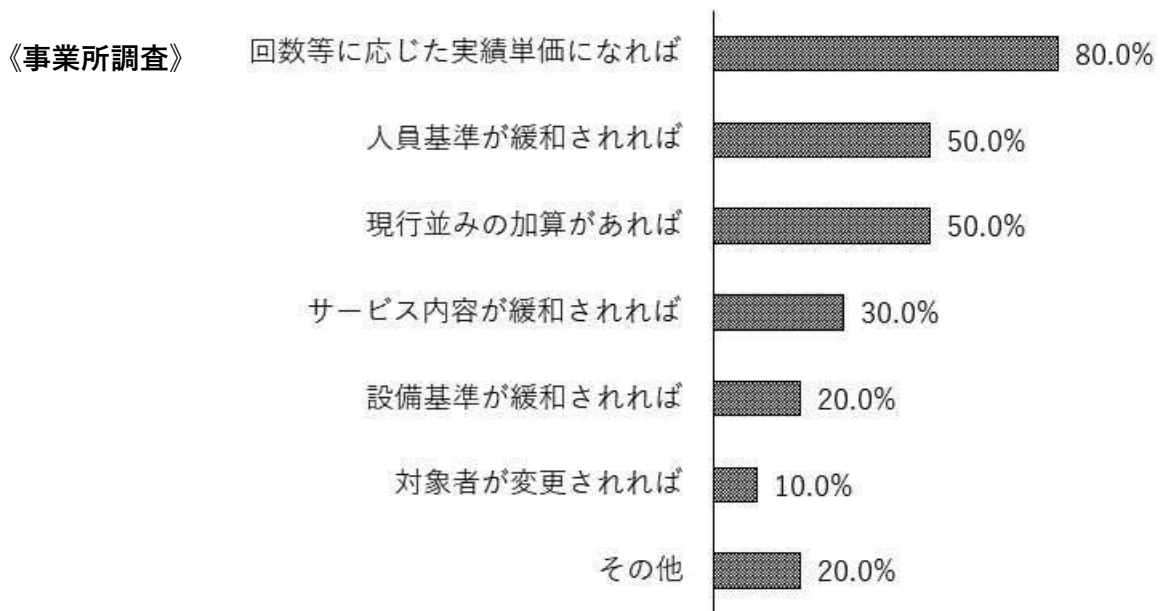
基準緩和型のサービス実施意向については、「いずれも実施しない」が76.8%(53事業所)を占めています。「実施したい」は8.7%(6事業所)、「条件によっては実施したい」は14.5%(10事業所)となっています。



■ 「条件によっては実施したい」と回答した事業所へ）どのような条件が満たされれば、基準緩和型のサービスを実施しますか。（いくつでも）

事業所調査・問3-(7)-①【N=10】

基準緩和型のサービス実施の条件としては、「回数等に応じた実績単価になれば」が最も高く80.0%(8事業所)に上ります。次いで、「人員基準が緩和されれば」と「現行並みの加算があれば」がともに50.0%(5事業所)で続きます。



→基準緩和型サービスへの参入意向は低いものの、実績単価などを設定するなど、導入に向けた環境整備を進めることが必要です。



(2) 住み慣れた地域で暮らし続けるために【第8期計画各論・第2章関係】

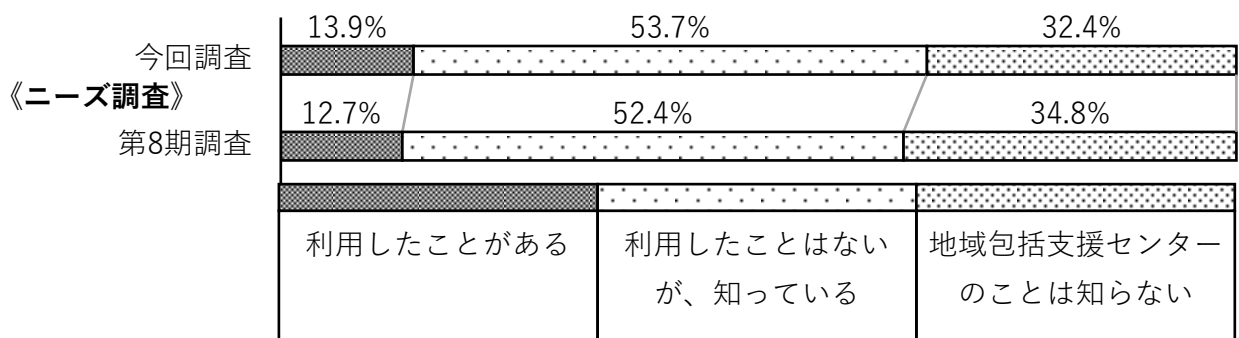
○ 地域包括ケア体制の構築

■ 地域包括支援センターを利用したことがありますか。(1つだけ)

ニーズ調査・問6-(9)【N=1,624、1,493(第8期調査)】

地域包括支援センターの利用状況については、「利用したことはないが、知っている」と回答した人が53.7%を占めています。また、「利用したことがある」と回答した人は13.9%となっています。一方、「地域包括支援センターのことは知らない」と回答した人は32.4%あります。

第8期調査と比較すると、「地域包括支援センターのことは知らない」が2.4ポイント低下しています。



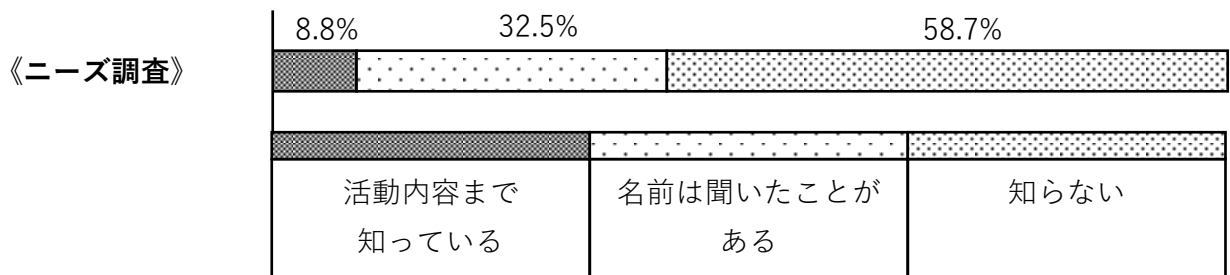
→徐々にではありますが、地域包括支援センターの認知度は高まり続けています。

○ 介護予防・生活支援の基盤づくり

■ 地域における支え合い活動などが進むよう支援する専門職である生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）のことをご存知ですか。(1つだけ)

ニーズ調査・問6-(10)【N=1,704】

生活支援コーディネーターを知っているかについては、「知らない」が58.7%を占めます。また、「名前は聞いたことがある」が32.5%、「活動内容まで知っている」は8.8%と少なくなっています。



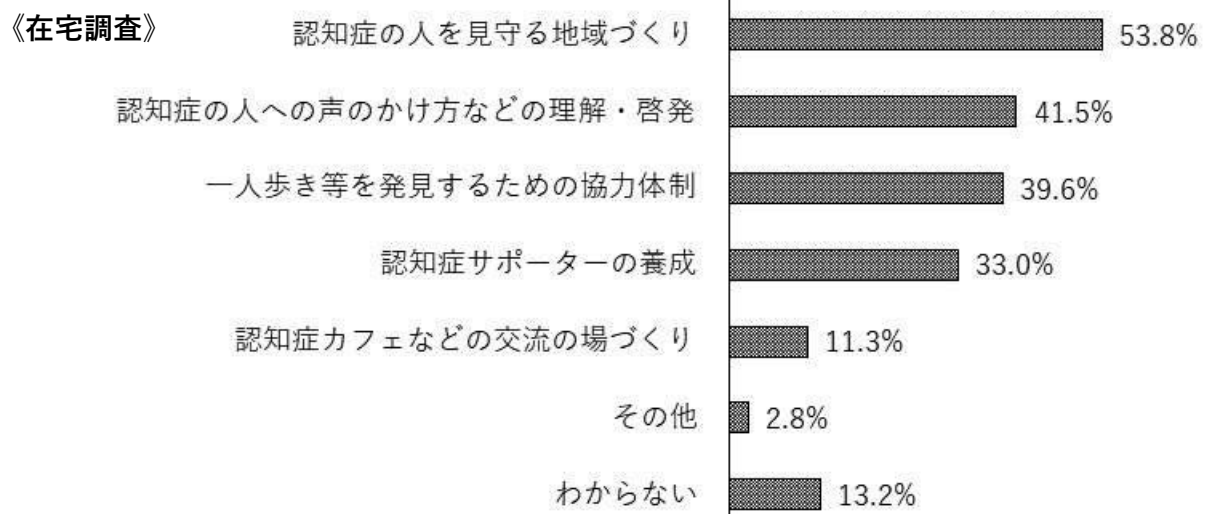
→生活支援コーディネーターの存在自体を知らない人が多く、その役割とともに、存在を周知することが求められます。

## ○ 総合的な認知症施策の推進

■ 認知症の人が地域の中で暮らしていくために、どのようなことが必要だと思いますか。(3つまで)

在宅調査・問5-(12) 【N=106】

認知症の人が地域で暮らすために必要なことについては、「認知症の人を見守る地域づくり」が53.8%と最も高くなっています。次いで、「認知症の人への声のかけ方などの理解・啓発」(41.5%)、「一人歩き等を発見するための協力体制」(39.6%)、「認知症サポーターの養成」(33.0%)と続きます。



→ プライバシーに配慮しつつ、認知症高齢者等に対して見守りや声かけできる地域づくりが求められます。

### (3) 地域みんなで支え合うために【第8期計画各論・第3章関係】

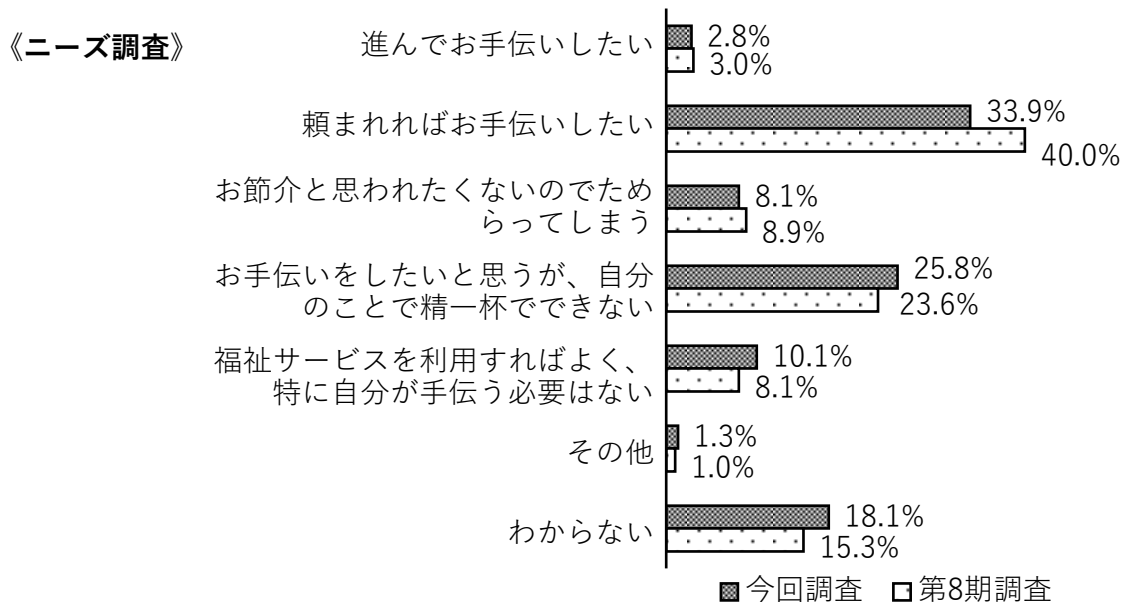
#### ○ 地域での相互支援体制の充実

■ あなたのご近所で、高齢者や障害者のみの世帯など、困っている世帯があったら、どんな対応をしますか。(1つだけ)

ニーズ調査・問6-(8)【N=1,660、1,516(第8期調査)】

困っている世帯への対応については、「頼まれればお手伝いしたい」が33.9%と最も高く、「進んでお手伝いしたい」(2.8%)を合わせると、『お手伝いしたい』は36.7%となっています。次いで、「お手伝いをしたいと思うが、自分のことで精一杯でできない」が25.8%で続いています。

第8期調査と比較すると、「頼まれればお手伝いしたい」が6.1ポイント低下しています。



→地域の中で困っている人に対してお手伝いしようとする意欲はありますが、自分のことで精一杯という人も多いと言えます。

(4)一人ひとりの尊厳を守り、安心を確保するために【第8期計画各論・第4章関係】

○ 情報提供と総合相談の充実

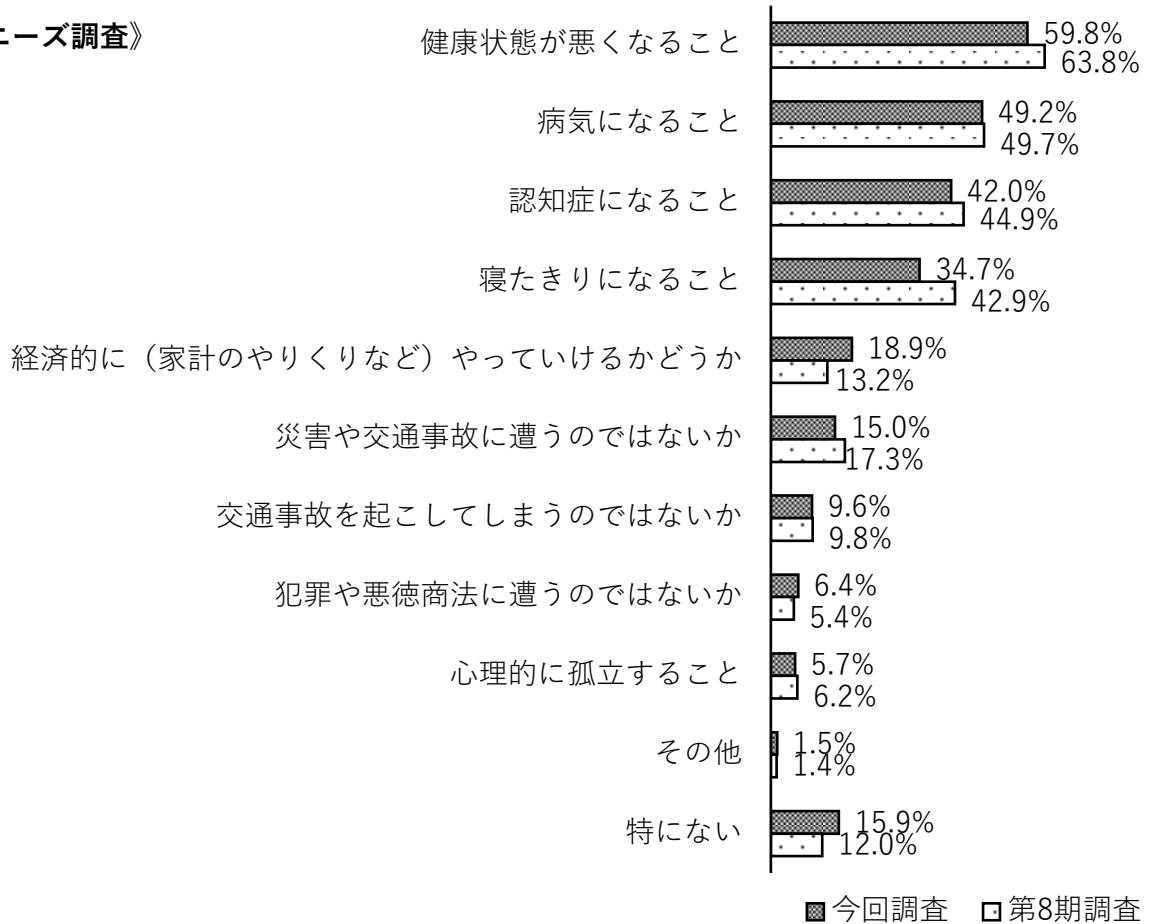
■ 現在、ご本人にはどんな不安がありますか。(いくつでも)

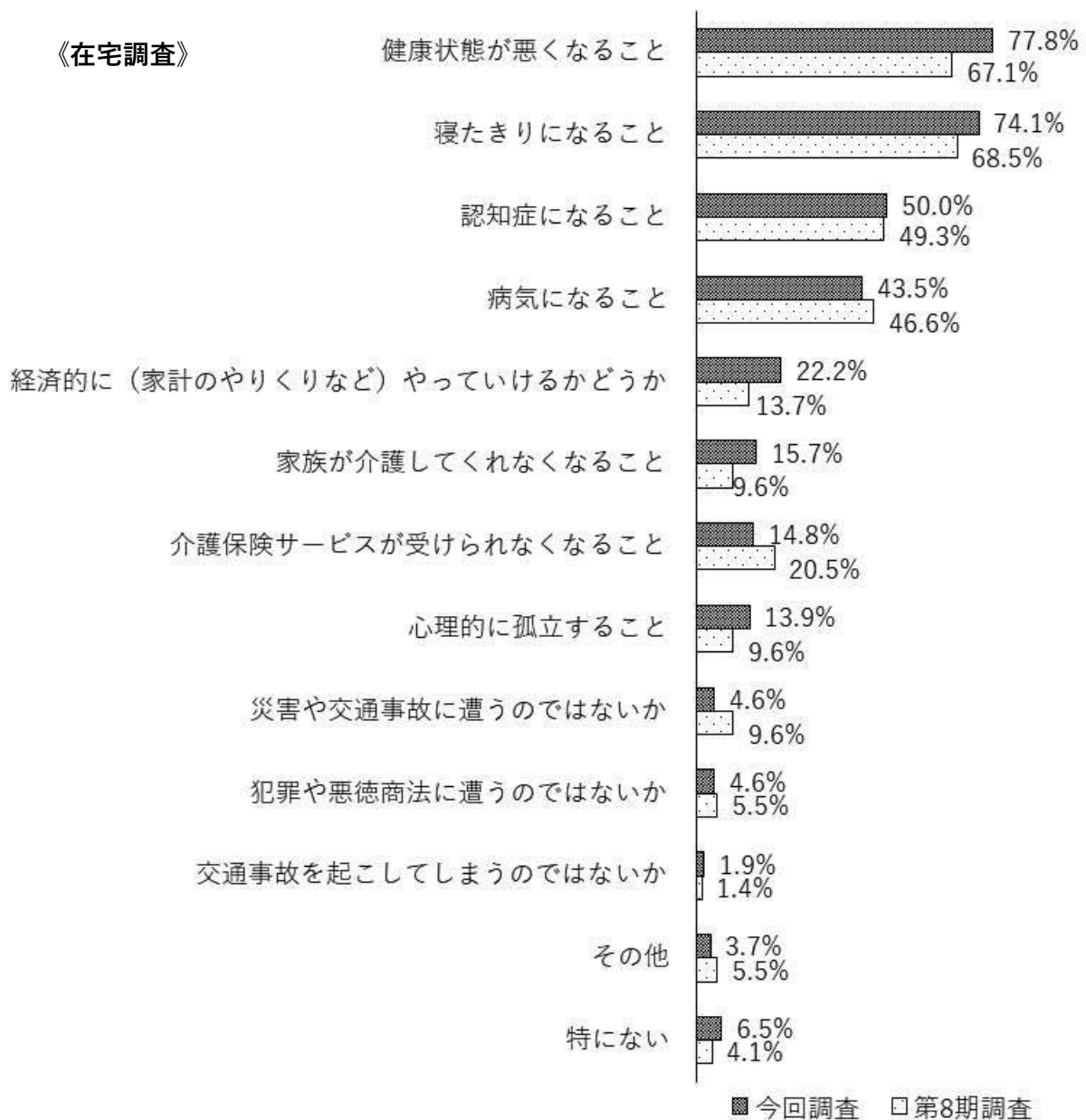
ニーズ調査・問7-(11)【N=1,784、1,547(第8期調査)】、在宅調査・問1-(6)【N=108、73(第8期調査)】

現在不安に思っていることについては、ニーズ調査、在宅調査とも「健康状態が悪くなること」、「寝たきりになること」、「認知症になること」、「病気になること」が上位となっています。

第8期調査と比較すると、ニーズ調査では、「経済的にやっていけるかどうか」が5.7ポイント上昇しています。在宅調査では「健康状態が悪くなること」は10.7ポイント、「経済的にやっていけるかどうか」は8.5ポイント、「家族が介護してくれなくなること」は6.1ポイント、「寝たきりになること」は5.6ポイント、「心理的に孤立すること」は4.3ポイント、それぞれ上昇しています。

《ニーズ調査》





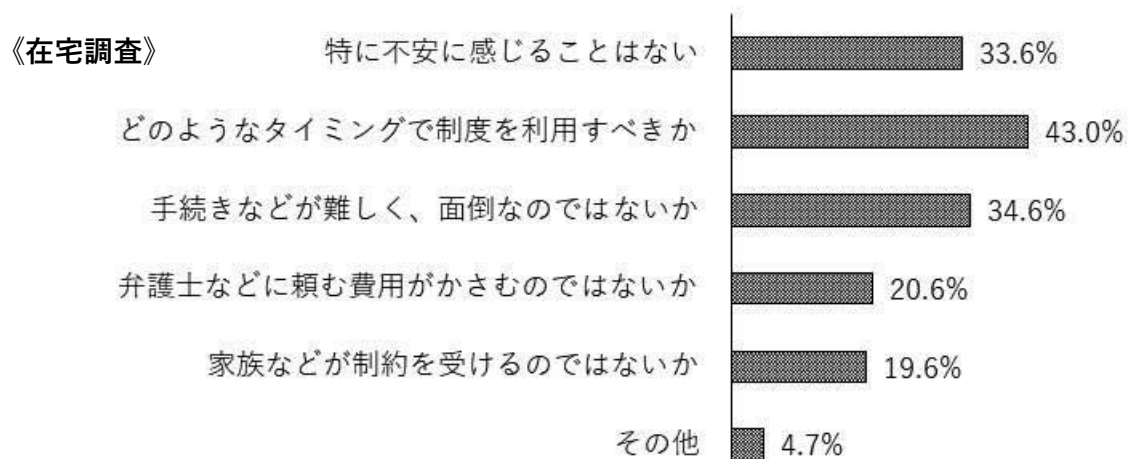
→ コロナ禍の中で介護を受けている人については健康面の不安が増しており、介護を受けている人も受けていない人も経済面での不安が増していると言えます。

## ○ 権利擁護の推進

■ 成年後見や財産管理などが必要になった場合、どのようなことに不安を感じますか。(いくつでも)

在宅調査・問5-(9)【N=107】

成年後見等が必要になった場合の不安については、「特に不安に感じることはない」が33.6%に上る一方、不安としては「どのようなタイミングで制度を利用すべきか」が最も高く43.0%となり、次いで「手続きなどが難しく、面倒なのではないか」が34.6%などとなっています。



→ 制度利用に向けは、利用につなげるまでの初期段階の支援が求められています。

## ○ 虐待の防止

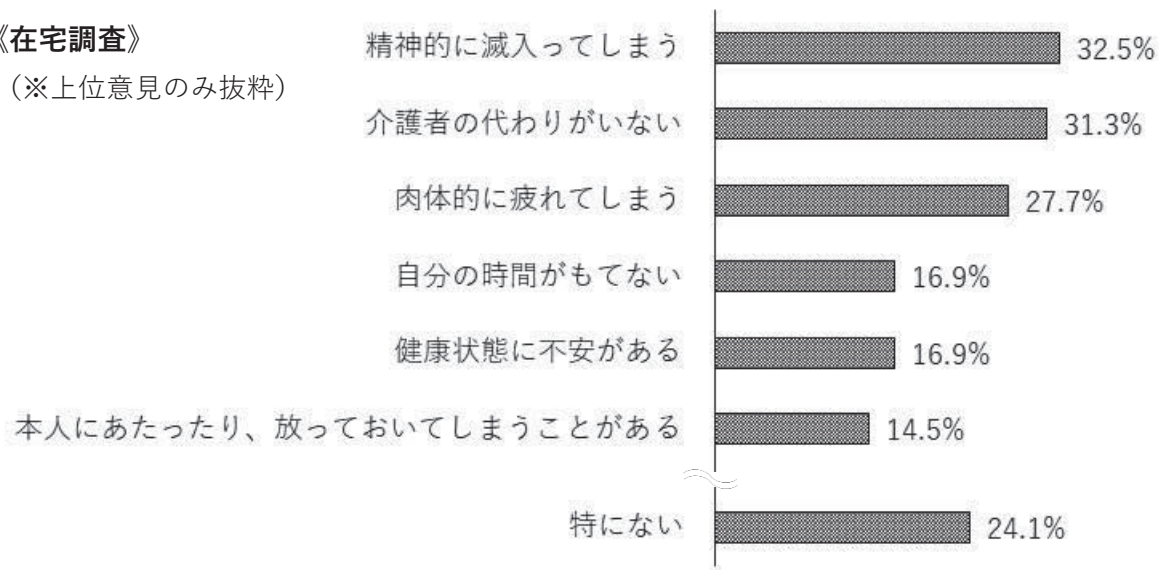
■ 主な介護者の方が介護する上で、どんなことに困っていますか。(3つまで)

在宅調査・問6-(7)【N=83】

主な介護者の困りごとについては、「精神的に滅入ってしまう」が32.5%で最も高く、次いで「介護者の代わりがない」(31.3%)、「肉体的に疲れてしまう」(27.7%)となっています。一方「特にない」も24.1%に上ります。

### 《在宅調査》

(※上位意見のみ抜粋)



→介護に対して、介護者の精神的・肉体的な負担が多いと言えます。

(5) 高齢者の生きがいと活躍の場をつくるために【第8期計画各論・第5章関係】

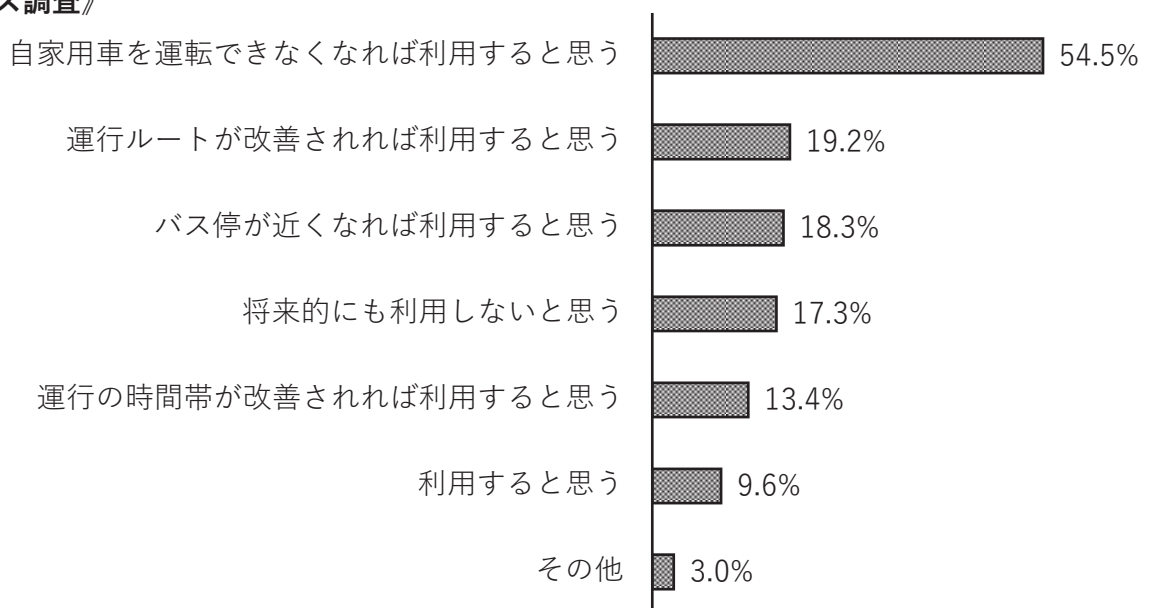
○高齢者の移動手段の確保について

■（「現在は利用していない」または「利用したことがない」と回答した方へ）  
今後、ふれあいバスが改善された場合、利用する可能性がありますか。（いくつでも）

ニーズ調査・問2-(11)-①【N=1,483】

ふれあいバスの利用の可能性については、「自家用車を運転できなくなれば利用すると思う」が最も高く54.5%に上ります。一方、「将来的にも利用しないと思う」は17.3%となっています。

《ニーズ調査》



→現状ではふれあいバス等へのニーズは少ないものの、自家用車を運転できなくなった場合にはニーズが上昇すると考えられます。



(6)一人ひとりに合ったサービスを提供するために【各論・第6章関係】

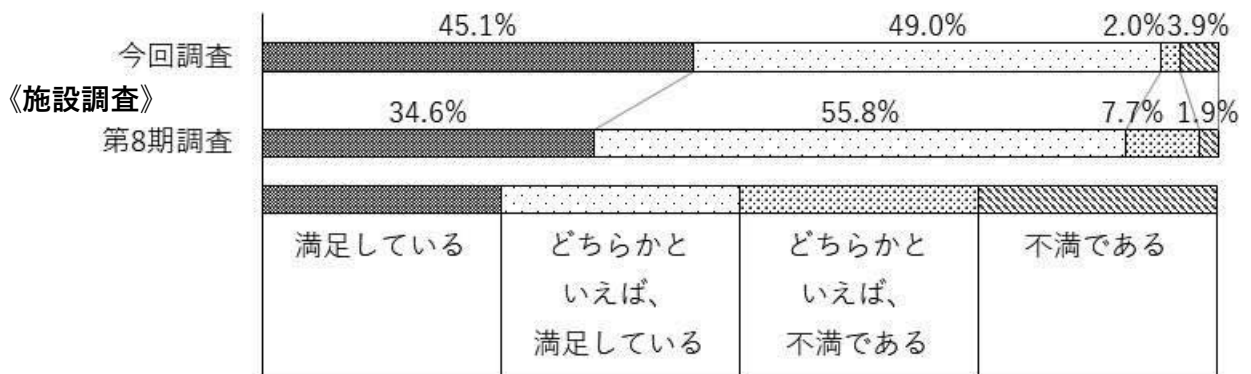
○ 介護保険サービスの提供と質の向上

■ 施設のサービス全体に対する、ご本人の満足度はいかがですか。(1つだけ)

施設調査・問3-(1)【N=51、52(第8期調査)】

施設のサービス全体に対する満足度については、現在の施設等のサービスに「満足している」は45.1%、「どちらかと言えば、満足している」は49.0%となっており、合わせて94.1%が『満足』だとしています。一方、「どちらかと言えば、不満である」(2.0%)と「不満である」(3.9%)を合わせると5.9%が『不満』だとしています。

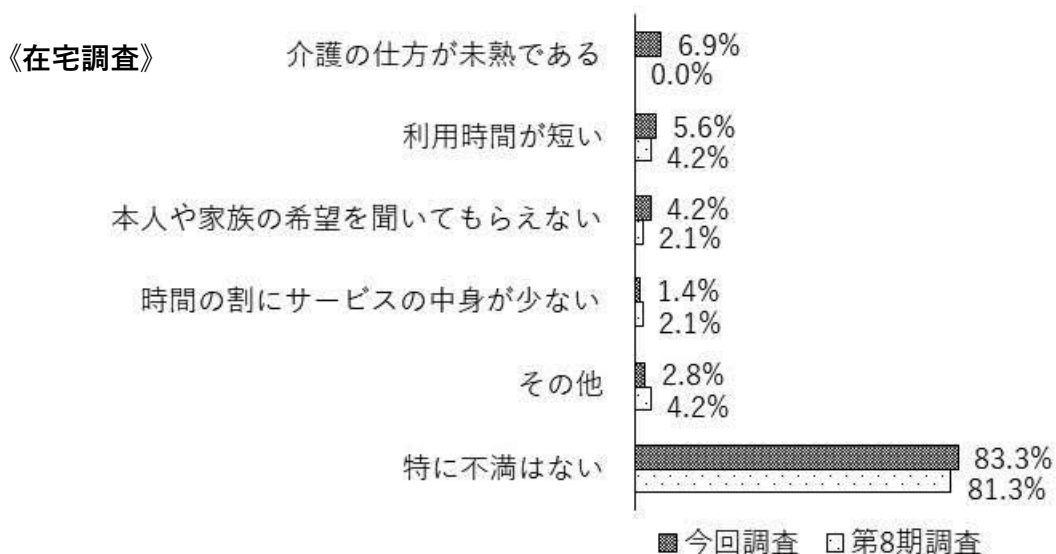
第8期調査と比較すると、『満足』が3.7ポイント上昇しています。



■ (サービスを利用している人に) 利用している介護保険サービスについて、不満があるとすれば何ですか。

在宅調査・問2-(1)-①【N=72、48(第8期調査)】

利用している介護保険サービスに対する不満については、「特に不満はない」と回答した人が83.3%と突出して高くなっています。



(※回答の無かった選択肢は省略)

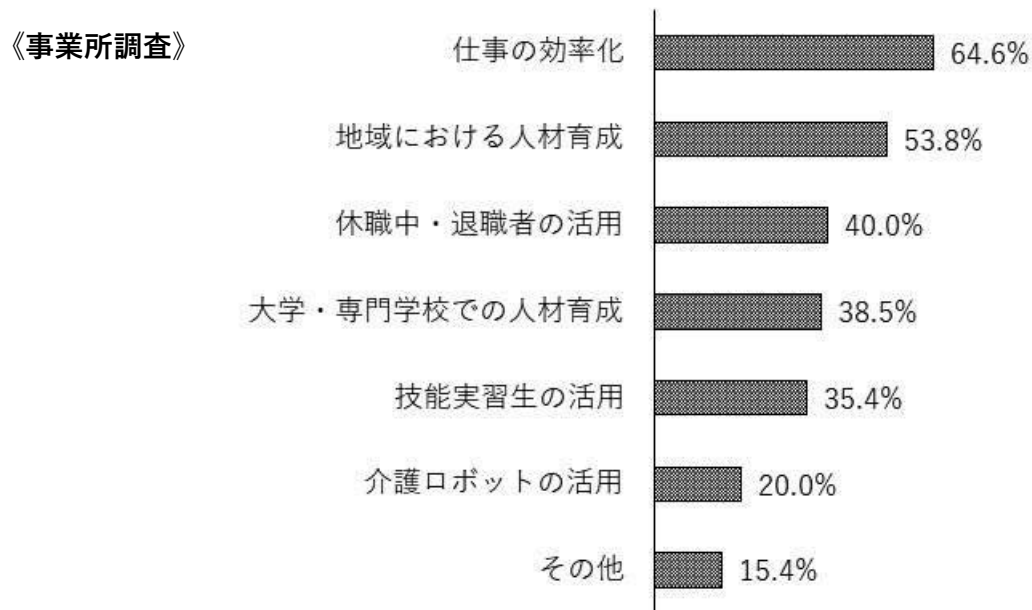
➔施設サービス、在宅サービスともに満足度は高く、かつ上昇しています。

## ○ 介護人材の確保と業務効率化

■ 介護人材の不足に対し、どのようなことが求められると思いますか。(いくつでも)

事業所調査・問2-(11) 【N=65】

介護人材の不足に対し求められることについては、「仕事の効率化」が最も高く64.6%(42事業所)に上ります。次いで、「地域における人材育成」(53.8%・35事業所)、「休職中・退職者の活用」(40.0%・26事業所)、「大学・専門学校での人材育成」(38.5%・25事業所)、「技能実習生の活用」(35.4%・23事業所)と続いています。



→介護人材不足に対し、事業所自身での効率化が必要と考えられていますが、人材育成や人材活用など、多方面での人材確保策が求められています。

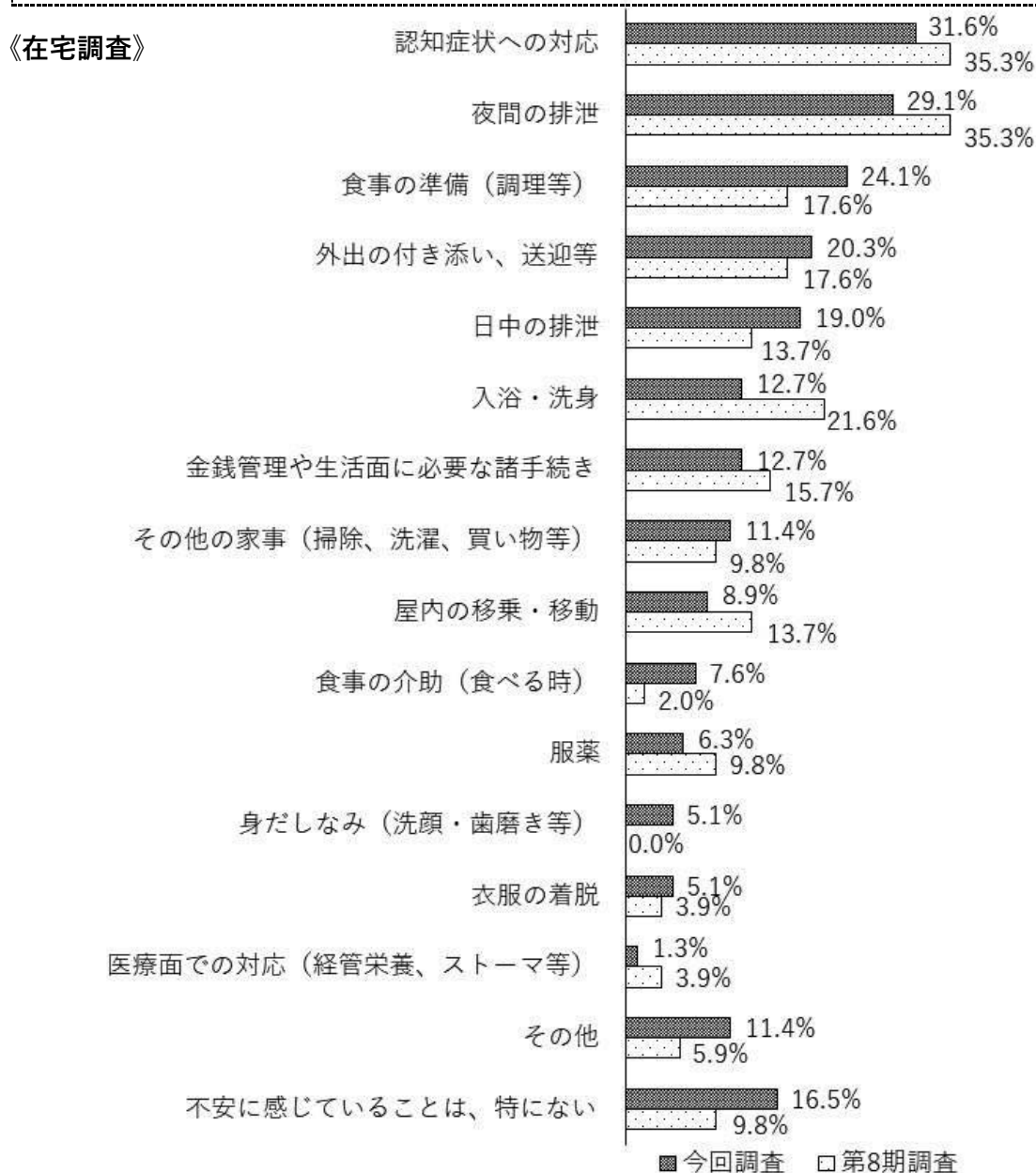
## ○ 介護者への支援

■ 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等についてお答えください(現状で行っているか否かは問いません)。(3つまで)

在宅調査・問6-(6)【N=79、51(第8期調査)】

主な介護者が不安に感じる介護等については、「認知症状への対応」が31.6%と最も高く、次いで、「夜間の排泄」(29.1%)、「食事の準備(調理等)」(24.1%)、「外出の付き添い、送迎等」(20.3%)、「日中の排泄」(19.0%)と続きます。一方、「不安に感じていることは、特にない」は16.5%となっています。

第8期調査と比較すると、「不安に感じていることは、特にない」が6.7ポイント上昇しているほか、「食事の準備(調理等)」が6.5ポイント上昇しています。一方、「入浴・洗身」は8.9ポイント低下しています。



→50代の介護者が増え、不安に感じる介護も変わりつつあることがうかがえます。

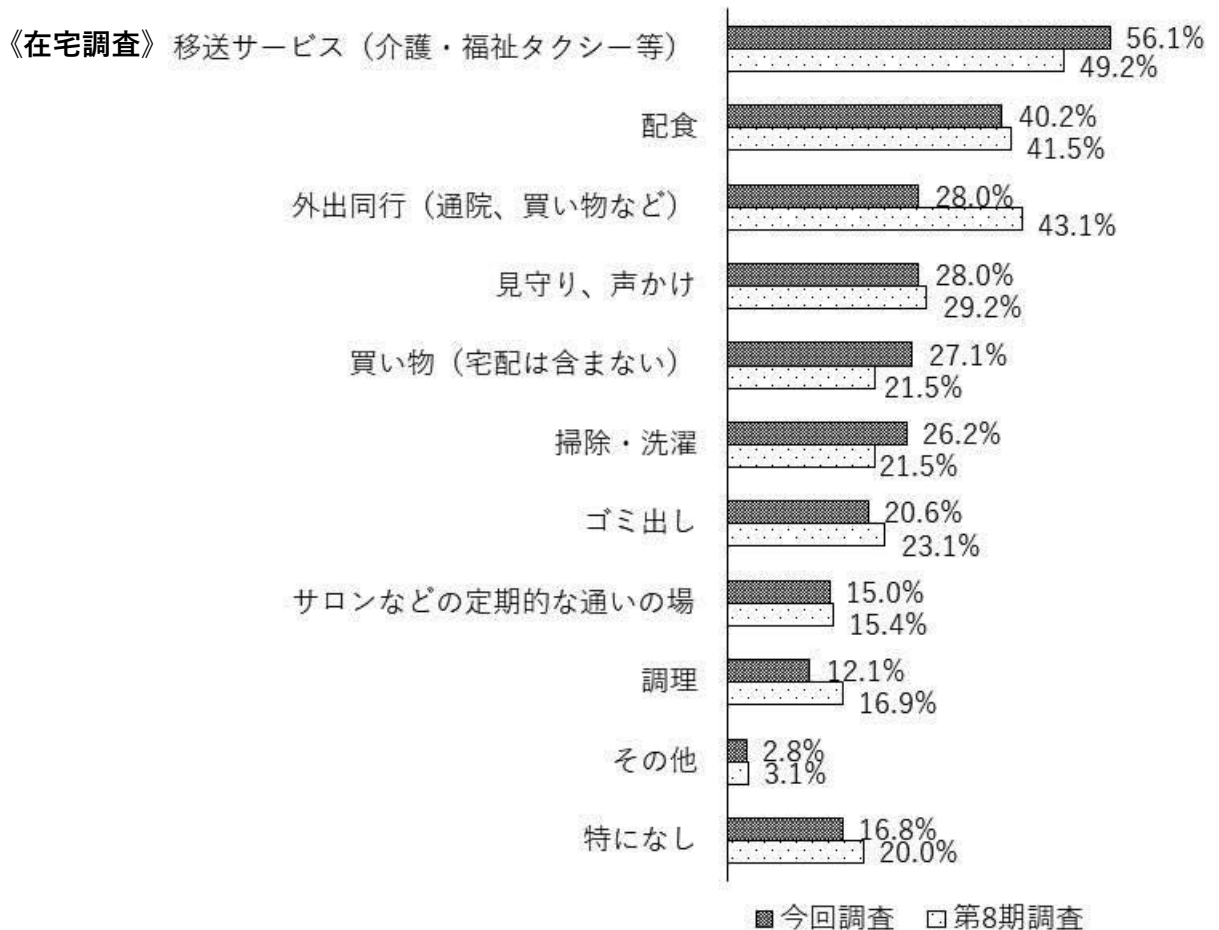
○ ひとり暮らし高齢者等への支援

■ 今後、在宅での生活を続けていくために必要だと感じる支援・サービスは何ですか。(いくつでも)

在宅調査・問3-(1)【N=107、65(第8期調査)】

今後、在宅生活を続けていくために必要だと感じる支援・サービスについては、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」が56.1%と最も高く、次いで、「配食」(40.2%)、「外出同行(通院、買い物など)」と「見守り、声かけ」が同率(28.0%)で続き、「買い物(宅配は含まない)」(27.1%)、「掃除・洗濯」(26.2%)となっています。一方、「特になし」は16.8%でした。

第8期調査と比較すると、「外出同行(通院、買い物など)」が15.1ポイントと大幅に低下する一方、「移送サービス(介護・福祉タクシー等)」は6.9ポイント、「買い物(宅配は含まない)」は5.6ポイント、「掃除・洗濯」は4.7ポイント、それぞれ上昇しています。



→在宅での生活を続けるために、移送や配食などの生活支援サービスが求められています。

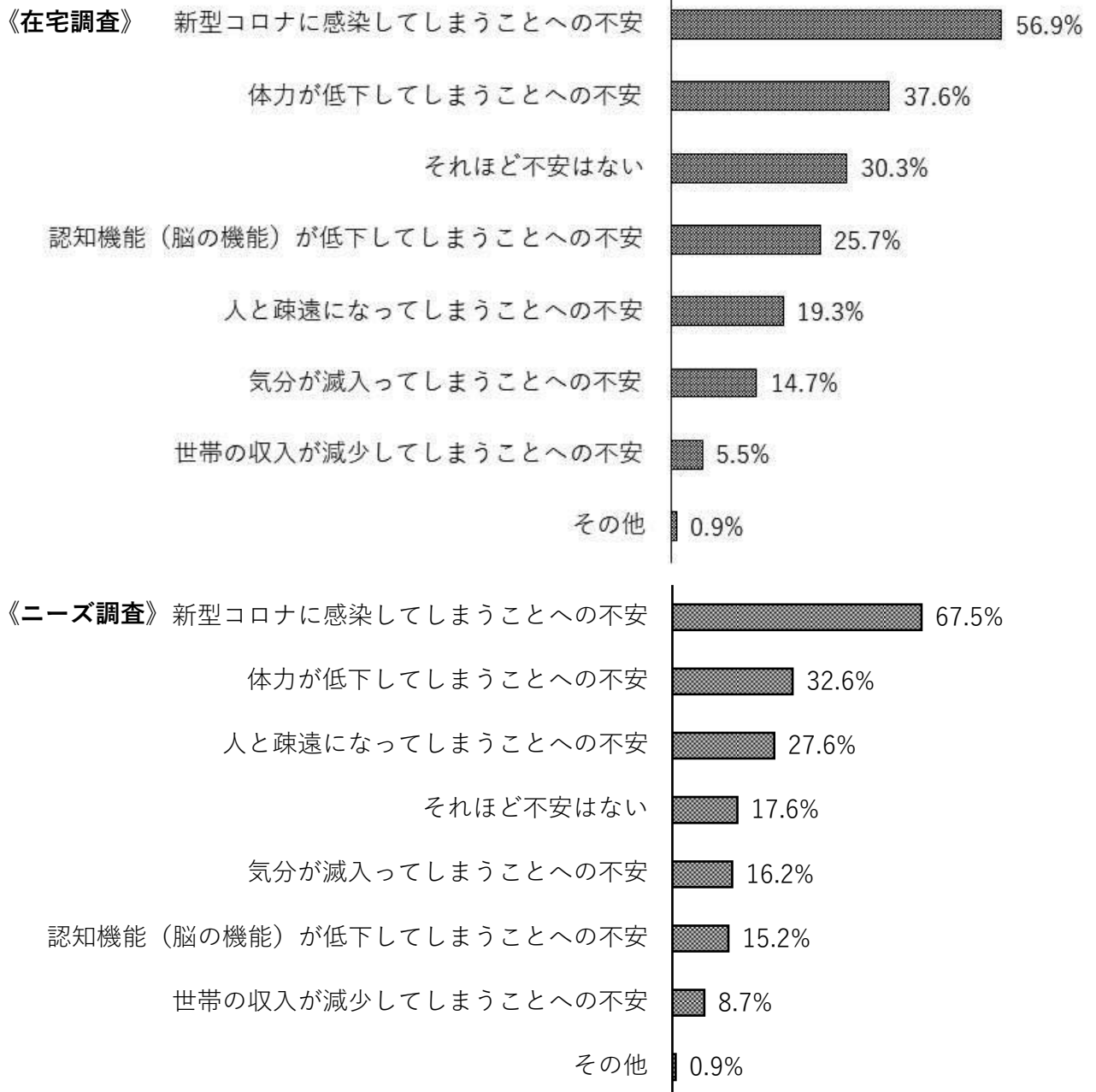
## (7) その他

### ○ 新型コロナウイルス感染症の影響について

■ 新型コロナの流行によって、どのようなことに不安を感じるようになりましたか。(いくつでも)

在宅調査・問4-(2)【N=109】、ニーズ調査・問9-(2)【N=1,768】

新型コロナの流行による不安については、在宅調査、ニーズ調査とも「新型コロナに感染してしまうことへの不安」が最も高く60%前後に上ります。次いで、「体力が低下してしまうことへの不安」が30~40%で続きます。



→特に外出や人との交流の制限による影響は大きく、新型コロナへの感染をはじめ、さまざまな不安の原因ともなっています。

# 第2部 総論

## 第1章 基本理念

介護保険制度は、開始から20年以上が経ち、介護が必要な高齢者の生活の支えとして、定着、発展してきました。本計画の計画期間内である令和7(2025)年にはいわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となるほか、さらに令和22(2040)年にはいわゆる「団塊ジュニア」が65歳以上になるなど、人口の高齢化が今後ますます進行する一方で、支え手となる「現役世代」がやがて高齢者となり、徐々に減る傾向にあると考えられています。そのような状況の中でも、持続可能な介護保険制度のもとで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、一人ひとりの能力に応じて自立した日常生活を営めるよう、時代の変化、地域の変化に合わせて「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、確固たるものにしていかなければなりません。

地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、介護サービスの充実はもとより、医療、介護予防、日常生活の支援、住まいなどが包括的に確保されることが重要であると同時に、地域住民と行政など多様な主体が協働し、地域全体で支え合うまちづくりを進めることによって、「地域共生社会」を実現していくことが求められます。

こうしたことから、高齢者施策の基本理念として、次の7つを掲げます。

### (1) 要介護状態を予防、軽減し、自立生活を支える

高齢者にいつまでも元気で、意欲的な生活を送ってもらうためには、介護が必要な状態とならないように心身の衰え（フレイル）を予防し、また回復を図ると同時に、自立した生活が送れるよう支援することが必要です。

このため、健康づくりとの連携、保健事業との一体化を図りながら介護予防を推進するとともに、多様な主体による多様な生活支援サービスの提供を図ります。

### (2) 住み慣れた地域で暮らし続ける

住み慣れた、愛着ある地域で暮らし続けられることは、多くの人の願いであると同時に、持続可能な介護・医療サービスという観点でも重要なことです。

このため、複雑・複合的な課題も含め、地域の課題を発掘・解決しながら専門多職種が連携することによって、地域包括ケアの体制を確立します。

### **(3) 認知症の人が希望を持って暮らす**

---

地域共生社会においては、認知症の人も含めた、地域住民一人ひとりがお互いを尊重し、支え合うことが大切です。

このため、認知症になっても、地域で暮らす希望を実現できるケア体制づくりに向けて、専門的な相談支援とともに支え合いの地域づくりなど、認知症支援のネットワークを構築します。

### **(4) 地域みんなで支え合う**

---

地域に暮らすだれもが、支える側・支えられる側という分け隔てなく、お互いに支え合うことが、地域共生社会を実現する上では重要です。

このため、高齢者自らができることを通じて地域にかかわるとともに、福祉の意識を高めながら、世代を越えてお互いに支え合う地域社会づくりを進めます。

### **(5) 一人ひとりの尊厳を守り、安心を確保する**

---

高齢者の自立や生きがいを支える根底には高齢者一人ひとりの尊厳があり、これが守られるような地域社会であることが大切です。

このため、高齢者自身の尊厳において、サービスの選択や日常生活が送れるよう、わかりやすい情報を提供し、相談機会を充実させるとともに、身寄りのない高齢者等への権利擁護を図ります。また、虐待の未然防止や生活安全対策、災害や感染症等への備えなどにより、安全・安心を確保します。

### **(6) 高齢者の生きがいと活躍の場をつくる**

---

「人生 100 年時代」といわれ、長寿化が進む中、高齢者の生きがいと活躍の場をつくることは、健康寿命の延伸にもつながります。

このため、高齢者が生きがいを感じたり、地域の中で活躍したりする場づくりを進めるとともに、社会参加を促すための移動手手段の確保を図ります。

### **(7) 一人ひとりに合ったサービスを提供する**

---

介護が必要となった場合も、一人ひとりの状態や希望に合ったサービスが、身近なところで受けられることが必要です。

このため、生活機能の改善・維持・向上を重視しつつ、介護サービスが適切に提供されるよう、サービスの量と質の確保・充実を図るとともに、家族介護者やひとり暮らし高齢者の不安に寄りそう支援を充実させます。

## 第2章 基本目標

「第7次川越町総合計画」では、将来像を「つながる笑顔 ず〜〜と暮らしたい町 かわごえ」とし、住民の主体的な健康づくりとともに、多様な主体の連携による支え合い・助け合うしくみを構築することによって「支え合いで安心な暮らしができるまちづくり」をめざしています。

基本理念のもと、これまでの取り組みを発展させ、専門職のネットワークによる支援体制とともに、身近な地域での見守りや地域の協力者による支援の充実によって、「地域の福祉力」をより一層高めていくことに加え、介護の必要性のあるなしに関わらず誰もが「安心して自分らしく」暮らし続けられることをめざし、

### 笑顔で支え合う、誰もが安心して自分らしく 暮らし続けられる町

を基本目標とします。

## 第3章 日常生活圏域の設定

本計画においては、川越町全体を1つの日常生活圏域として設定します。



## 第4章 基本的指標に関する将来目標

### 1. 高齢者人口等の推計

本町における、計画期間（令和6(2024)～8(2026)年度）及び令和12(2030)年から令和22(2040)年までの中長期的な人口を次のように見込みます。

65歳以上人口は、令和5(2023)年で2,921人であったものが、令和8(2026)年には2,957人、令和12(2030)年には3,180人まで増加するものと考えられます。一方、75歳以上人口は令和5年(2023)の1,616人から、令和8(2026)年には1,754人、令和12(2030)年には1,788人に増加し、75歳以上人口比率は11.0%となる見込みです。

本町は依然として高齢化率が低いものの、いわゆる「団塊ジュニア」世代が多いことから、令和22(2040)年を見据えた中長期的な人口構造の変化や高齢化の進行を注視していく必要があります。

#### ◆年齢別人口の推移及び推計（各年10月1日現在）

単位：人

項目	実績			推計（計画期間）		
	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)
総人口	15,414	15,545	15,599	15,717	15,831	15,927
40～64歳人口	5,253	5,313	5,401	5,482	5,535	5,596
65歳以上人口	2,919	2,926	2,921	2,935	2,945	2,957
65～74歳	1,414	1,346	1,305	1,251	1,203	1,203
75歳以上	1,505	1,580	1,616	1,684	1,742	1,754
高齢化率	18.9%	18.8%	18.7%	18.7%	18.6%	18.6%
後期高齢化率	9.8%	10.2%	10.4%	10.7%	11.0%	11.0%

項目	推計（中長期）		
	令和12年 (2030)	令和17年 (2035)	令和22年 (2040)
総人口	16,308	16,591	16,742
40～64歳人口	5,590	5,565	5,382
65歳以上人口	3,180	3,546	4,038
65～74歳	1,392	1,791	2,114
75歳以上	1,788	1,756	1,924
高齢化率	19.5%	21.4%	24.1%
後期高齢化率	11.0%	10.6%	11.5%

※令和6(2024)年～8(2026)年は、平成30(2018)年～令和5(2023)年の各年10月1日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コーホート変化率法を用いて推計しています。また、令和12(2030)年以降の中長期推計は、「第7次川越町総合計画」及び「川越町人口ビジョン」の策定にかかる将来人口の推計結果を用いています。なお、算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

## 2. 要支援・要介護認定者数の推計

本町における、計画期間（令和 6 (2024)～ 8 (2026)年度）及び令和 12(2030)年から令和 22(2040)年までの中長期的な要支援・要介護認定者数を次のように見込みます。

これまでの認定率の推移をもとに推計すると、認定者数は徐々に増加し、令和 8 年(2026)の要介護認定者数は 446 人、認定率は 15.1%と見込まれます。さらに、介護ニーズが高まる 75 歳以上の高齢者が増加することに伴い認定者数も増加し、令和 12(2030)年には 511 人、認定率は 16.1%となることを見込まれます。

本町は依然として認定率が低く、さらに、いわゆる「団塊ジュニア」世代が多いことから、令和 22(2040)年には高齢者人口の増加により認定率が低下するものの、認定者数は引き続き増加が見込まれることから、中長期的に動向を注視していく必要があります。

### ◆要介護度別認定者数の推移及び推計（各年 10 月 1 日現在）

単位：人

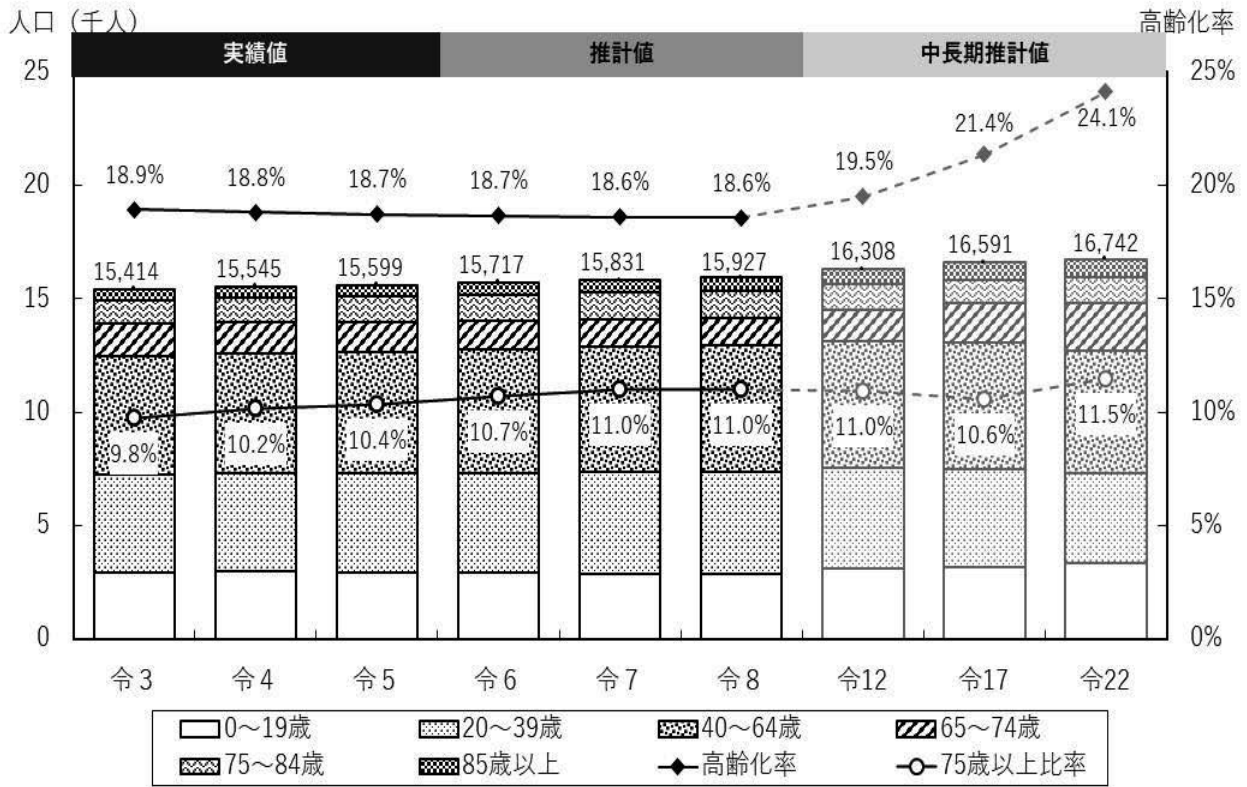
項目	実績			推計（計画期間）		
	令和 3 年 (2021)	令和 4 年 (2022)	令和 5 年 (2023)	令和 6 年 (2024)	令和 7 年 (2025)	令和 8 年 (2026)
認定者数	390	420	424	435	445	446
要支援 1	58	69	75	76	75	73
要支援 2	53	48	44	47	49	48
要介護 1	88	99	94	99	102	104
要介護 2	53	59	60	62	63	64
要介護 3	55	52	57	56	57	58
要介護 4	49	61	58	61	63	65
要介護 5	34	32	36	34	36	34
認定率	13.4%	14.4%	14.5%	14.8%	15.1%	15.1%

項目	推計（中長期）		
	令和 12 年 (2030)	令和 17 年 (2035)	令和 22 年 (2040)
認定者数	511	558	596
要支援 1	83	88	90
要支援 2	53	58	59
要介護 1	122	132	142
要介護 2	73	76	84
要介護 3	67	75	78
要介護 4	74	86	95
要介護 5	39	43	48
認定率	16.1%	15.7%	14.8%

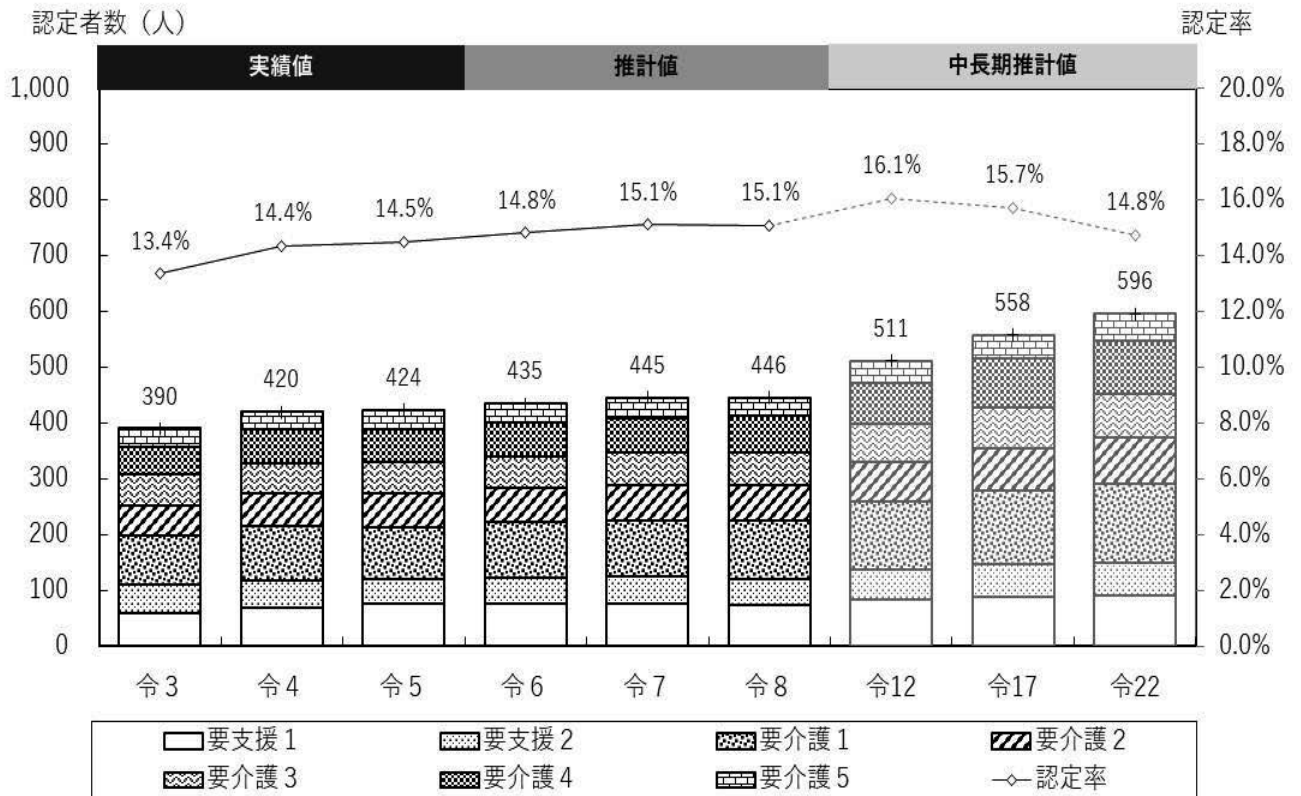
※令和 6 (2024)年以降は、令和 4 (2022)年～令和 5 (2023)年の男女別・年齢別平均認定率を一定で推移するものと仮定し、人口推計値に掛け合わせて推計しています。

※認定者数には住所地特例分を含みます。認定率は全認定者数を 65 歳以上人口で割ったものです。

◆年齢別人口の推移・推計



◆要介護度別認定者数の推移・推計



# 施策の体系

## 施策の方向

第3部 各論(基本施策)	第1章 要介護状態を予防、軽減し、自立生活を支えるために	(1)介護予防事業の推進 (2)生活支援サービス事業の推進
	第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるために	(1)地域包括ケア体制の構築 (2)介護予防・生活支援の基盤づくり (3)在宅医療と介護の連携
	第3章 認知症の人が希望を持って暮らすために	(1)認知症の人への支援 (2)認知症の人を支える地域づくり
	第4章 地域みんなで支え合うために	(1)地域での相互支援体制の充実 (2)福祉意識・福祉教育の充実
	第5章 一人ひとりの尊厳を守り、安心を確保するために	(1)情報提供と総合相談の充実 (2)権利擁護の推進 (3)虐待の防止 (4)安全なまちづくり
	第6章 高齢者の生きがいと活躍の場をつくるために	(1)高齢者による地域活動の促進 (2)高齢者の移動手手段の確保
	第7章 一人ひとりに合ったサービスを提供するために	(1)介護保険サービスの提供と質の向上 (2)介護人材の確保と業務効率化 (3)多様な住まいの確保 (4)介護者への支援 (5)ひとり暮らし高齢者等への支援
第4部 介護保険事業の運営	第1章 介護保険サービスの提供と地域支援事業の実施(量の見込み)	(1)予防給付サービスの提供 (2)介護給付サービスの提供 (3)地域密着型サービスの提供 (4)地域支援事業の実施
	第2章 介護保険事業費の算出	(1)サービス別給付費の見込み (2)標準給付費の算出 (3)地域支援事業費の見込み (4)総事業費の見込み
	第3章 介護保険料の算出	(1)保険給付費等の財源 (2)保険料の設定額 (3)所得段階別保険料率
	第4章 介護保険事業の健全化	(1)低所得者等への負担軽減 (2)給付の適正化 (3)事業の適正運営
第5部 計画の推進にあたって	第1章 計画の推進体制	
	第2章 計画の進行管理	
	第3章 災害や感染症対策にかかる体制整備	

## 第3部 各 論（基本施策）

### 第1章 要介護状態を予防、軽減し、自立生活を支えるために

#### (1) 介護予防事業の推進

##### 【現状と課題】

介護予防活動としては、運動機能向上事業（かわごえパワーステーション）、低栄養予防事業（体にええよ～教室）、口腔機能向上事業（健口教室）、閉じこもり予防事業（新オールだー's だよ全員集合）を一般介護予防事業として実施しています。

また、健康かわごえ地区委員による地区教室にて、運動教室や健康講座などを開催しているほか、在宅でもできる運動指導「思い立ったら吉日体操」の普及を図っています。コロナ禍を経て、再び参加者が増加しており、令和5年度から開始した保健事業との一体的実施の中で、体力測定や質問票の結果などを活用した効果的な介護予防を進めることが求められます。

##### 【施策の方向】

介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、自立支援型地域ケア会議の開催や高齢者の保健事業との一体的実施などを含め、高齢者の自立支援につながるよう介護予防事業の一層の充実を図ります。

##### 【具体的事業】

#### ① 介護予防対象者の把握

地域包括支援センターでの相談や訪問、民生委員・児童委員、福祉協力員及び主治医等からの情報収集、各地区に出向く事業の実施などを通じて何らかの支援を必要とする高齢者を把握し、介護予防へとつなげます。

#### ② 介護予防の普及啓発

介護予防にかかる普及・啓発に向けて、高齢者の主体的な取り組みにつながるよう、より効果的な実施方法を検討しながら、運動機能向上事業、低栄養改善事業、口腔機能向上事業、閉じこもり予防事業等を開催します。

また、地域包括ケア研修会における介護予防知識の普及啓発を図ります。

#### ③ 地域における介護予防活動への支援

筋トレと認知症予防を普及するため、「キラキラ体操」や「思い立ったら吉日体操」を活用してサロン活動での住民主体による取り組みにつなげるなど、各地区での介護予防活動を支援します。

#### ④ リハビリテーション活動への支援

介護予防の取り組みを強化し、リハビリテーションの効果が得られるようにするため、サロンなどの通いの場や自立支援型の地域ケア会議における専門職等からの助言等を受ける体制づくりを進めます。

#### ⑤ 高齢者の保健事業との一体的実施

フレイルを予防し健康寿命を延伸するため、データの共有や医療専門職によるアプローチを通じて、ハイリスクアプローチとポピュレーションアプローチにより、後期高齢者等の保健事業と介護予防事業とを切れ目なく一体的に実施します。

#### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
一般介護予防（普及啓発） 事業への延べ参加者数 （人）	計画値	1,000	1,100	1,200	1,300	1,350	1,400
	実績値	924	1,063	1,250			
後期高齢者へのハイリス クアプローチによる訪問 件数 （件）	計画値				95	100	100
	実績値	29	25	90			

※令和5年度は見込値。

※一般介護予防（普及啓発）事業への延べ参加者数には、認知症予防事業（認ニン！教室）を含みます。

## (2) 生活支援サービス事業の推進

### 【現状と課題】

要支援者及び事業対象者（介護予防・日常生活支援総合事業の対象者）に対する生活支援サービス事業については、従来の訪問介護と通所介護に相当する訪問型サービス、通所型サービスは利用者が増えています。一方、短期集中サービスについては通所型の利用が少なく、訪問型は利用がない状況です。今後、要支援者や事業対象者が増えることが見込まれ、要介護へと重度化が進まないようにするためにも、自立支援を意識したケアマネジメントが重要であるとともに、基準緩和型（短時間のデイサービスや簡易な訪問支援など）などの導入によって、サービスの選択肢を広げることが求められます。

### 【施策の方向】

介護予防・日常生活支援総合事業を推進し、川越町の地域特性や社会資源を生かして、自立支援につながる多様な生活支援サービス事業の提供を図ります。

### 【具体的事業】

#### ① 訪問・通所型サービスの提供

要支援者と事業対象者に対し、訪問型及び通所型の介護予防(従来)相当サービスを引き続き提供するとともに、短期集中サービスについては利用しやすいサービスとなるよう提供方法の見直しを検討します。また、基準緩和型サービスの提供に向けて事業所との調整を図るとともに、住民主体型サービスについても検討します。あわせて、サービス内容について、住民及び関係機関への周知を図ります。

#### ② 介護予防ケアマネジメントの実施

要支援者等の心身の状態の改善につなげられるよう、関係機関との連携によって自立支援型のケアマネジメントを行い、適切なアセスメントのもとで介護予防・日常生活支援総合事業によるサービス等の提供を図ります。

なお、地域包括支援センターの負担軽減を図るため、要支援者に行う介護予防支援業務について、居宅介護支援事業所への指定や委託の拡大等を含めて総合的に検討します。

### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
自立支援型地域ケア会議 の開催回数 (回)	計画値	/	/	/	2	2	2
	実績値	0	0	0	/	/	/

※令和5年度は見込値。

図 川越町における介護予防・日常生活支援総合事業

利用料

一般介護予防（普及啓発）事業	<p><b>かわごえパワーステーション（運動機能向上事業）</b> いきいきセンターで、ストレッチ、ウォーキング、ボールを使った筋力アップなど、体力づくりを行います。</p>	無料
	<p><b>体にええよ～（栄養）教室（低栄養改善事業）</b> 地区公民館で、低栄養にならないための食事のとり方のポイントを紹介しします。</p>	
	<p><b>健口（けんこう）教室（口腔機能向上事業）</b> 地区公民館で、いつまでもおいしく食べられるよう、口の健康を保つためのポイントを紹介しします。</p>	
	<p><b>新オールだー's だよ全員集合（閉じこもり予防事業）</b> 地区公民館で、体操、音楽療法などを実施しします。</p>	
	<p><b>認ニン！教室（認知症予防事業）</b> いきいきセンターで、軽い運動をしながら、歌あり、笑いあり、楽しく元気に認知症予防を行います。</p>	

介護予防・生活支援サービス事業	<p>●訪問型サービス</p>	1割 又は 2割 3割
	<p><b>訪問型従来相当サービス</b> ホームヘルパーがご自宅を訪問し、身体介護や生活援助をします。従来の訪問介護サービスに相当します。</p>	
	<p><b>理学療法士派遣サービス</b> 理学療法士がご自宅を訪問し、体の状態のチェックや、運動・生活・地域とのかかわりに関するアドバイスを行います。</p>	
	<p>●通所型サービス</p>	
	<p><b>通所型従来相当サービス</b> デイサービスセンターで、日常生活を向上するための支援をします。従来の通所介護サービスに相当します。</p>	無料
<p><b>栄養改善指導サービス</b> いきいきセンターで、食事量の算定や栄養に関するアドバイスを行います。</p>		



## 第2章 住み慣れた地域で暮らし続けるために

### (1) 地域包括ケア体制の構築

#### 【現状と課題】

地域包括支援センターの機能強化としては、従来の専門職間のネットワークに加え、各地区の情報共有会議にも参加し、関係機関や地域との情報共有、連携を進めることができました。また、地域個別ケア会議も定期的を開催し、個別・困難事例に対する効果的なケアを役割分担のもとで実施することができ、また、各関係機関との連携強化にもつながっています。今後も各関係機関との連携によって、地域包括支援センターを中心としたケア体制の深化・推進を図るとともに、地域ケア会議を通じて、要支援者等の自立支援・重度化防止とともに、引き続き「8050問題」や精神疾患の方などへの支援にもつなげられる方策の検討が必要です。

#### 【施策の方向】

地域包括ケアにかかわるさまざまな取り組みが重層的に進められるとともに、複雑化・複合化した支援ニーズに対応することで地域共生社会の実現が図られるよう、専門多職種間や地域団体等との連携を強化することによって、地域包括支援センターの機能の充実を図りつつ、各関係機関との情報及び課題の共有化を図ります。

#### 【具体的事業】

##### ① 地域包括支援センターの機能強化

包括的支援事業の充実とともに、「8050問題」をはじめとする複雑化・複合化した支援ニーズなどにも対応するため、地域包括支援センターと町関係課及び関係機関とのネットワークによる機能強化を図ります。

##### ② 多職種連携の推進

地域ケア会議などを活用しながら、医療、保健、介護などの多職種間の連携を促し、地域包括ケアの質的向上につなげます。

##### ③ 地域ケア会議の開催

困難事例など個別ケースの検討にあたる「個別ケア会議」を開催し、課題への対応と関係者間のネットワーク化、自立支援に向けた課題の共有化等を図ります。

さらに、個別ケア会議や各地区の情報共有会議などから得られた地域課題を共有化し、政策推進につなげるため、関係機関や地域組織などの参画によって「地域包括ケア推進会議」を開催します。

#### ④ 地域包括ケアにかかる啓発の推進

地域包括ケア研修会を開催するなど、地域包括ケアに関するテーマについて、住民への啓発を行います。

#### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
地域ケア会議の開催回数 (回)	計画値	8	8	8	8	8	8
	実績値	7	6	6			
地域包括ケア研修会の 開催回数 (回)	計画値	6	6	6	3	3	3
	実績値	2	3	3			

※令和5年度は見込値。

図 地域ケア会議のイメージ

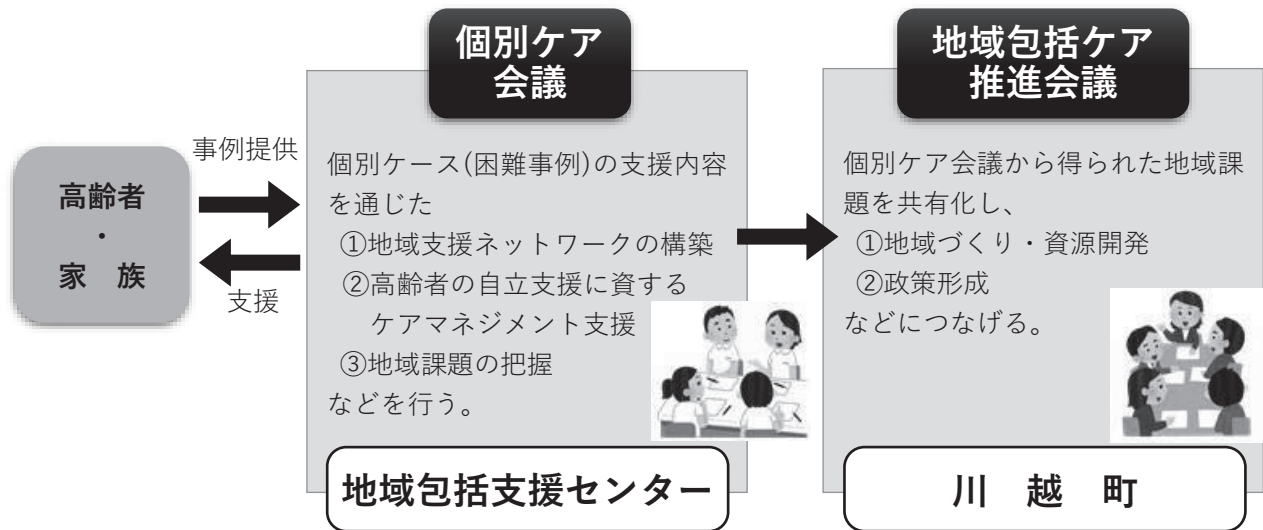
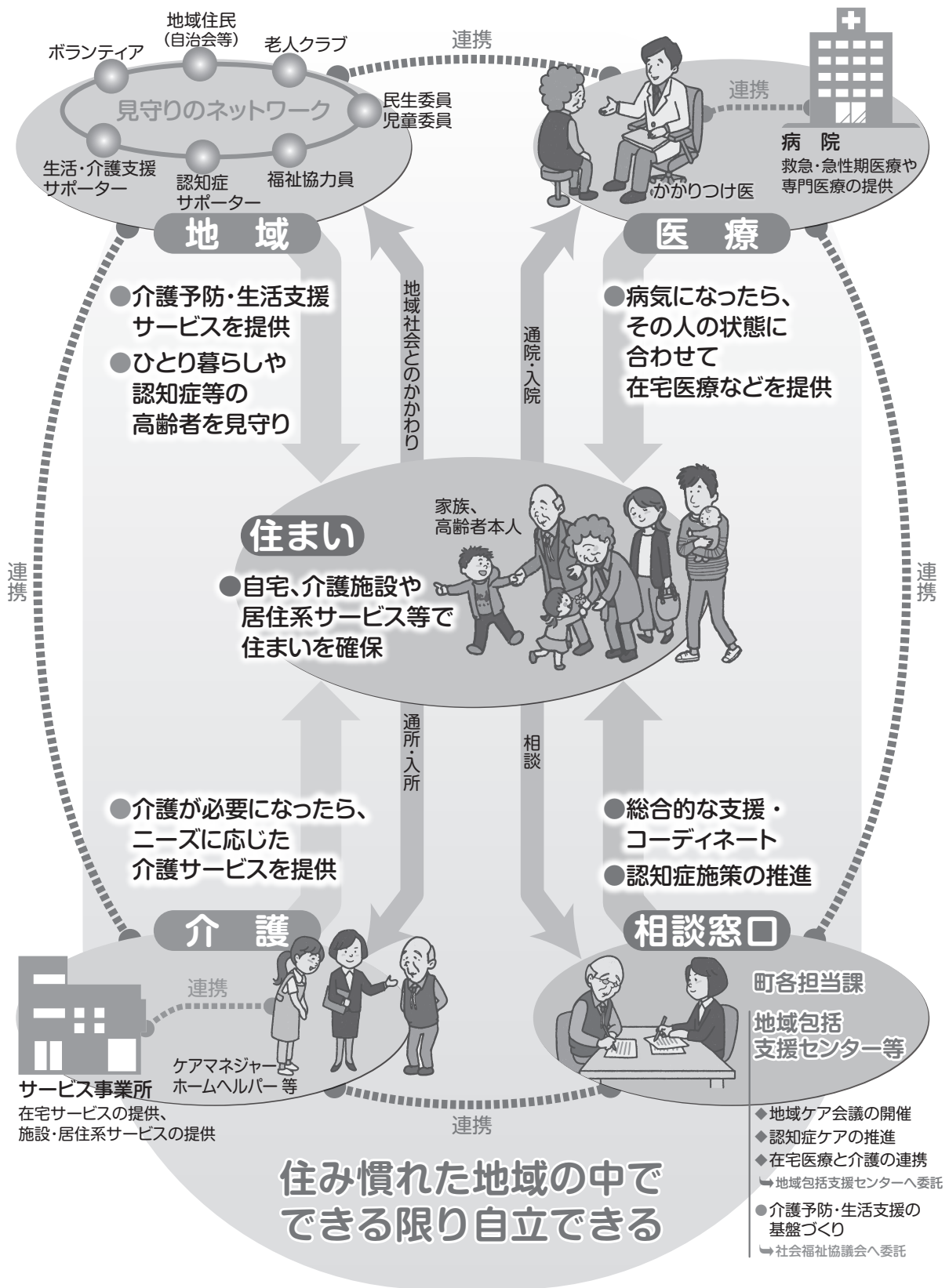


図 地域包括ケアシステムのイメージ



## (2) 介護予防・生活支援の基盤づくり

### 【現状と課題】

地域における介護予防・生活支援の基盤づくりについては、生活支援コーディネーターが継続して各地区の情報共有会議に参加し、ニーズや課題を把握するとともに、それに対する情報提供を行い、地域での見守り活動などにつなげています。今後は、ひとり暮らし高齢者のみならず、ひきこもり等制度の狭間にある人のニーズも含めて、情報共有会議や福祉協力員等を通じて把握するとともに、そのニーズに対する効果的な活動が展開できるよう、生活支援コーディネーターに加えて協議体機能を有する必要があります。

### 【施策の方向】

地域における介護予防と生活支援の取り組みが多様な主体によって展開されるよう、引き続き、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に委託するとともに、生活支援にかかる関係機関の連携強化を図ります。

### 【具体的事業】

#### ① 多様な主体による活動の促進

ボランティアや生活・介護支援サポーターなど、地域住民をはじめとする多様な主体が協働で活動に取り組めるよう、各地区の地域性を生かした生活支援のコーディネートを進めます。

#### ② 生活支援のコーディネート

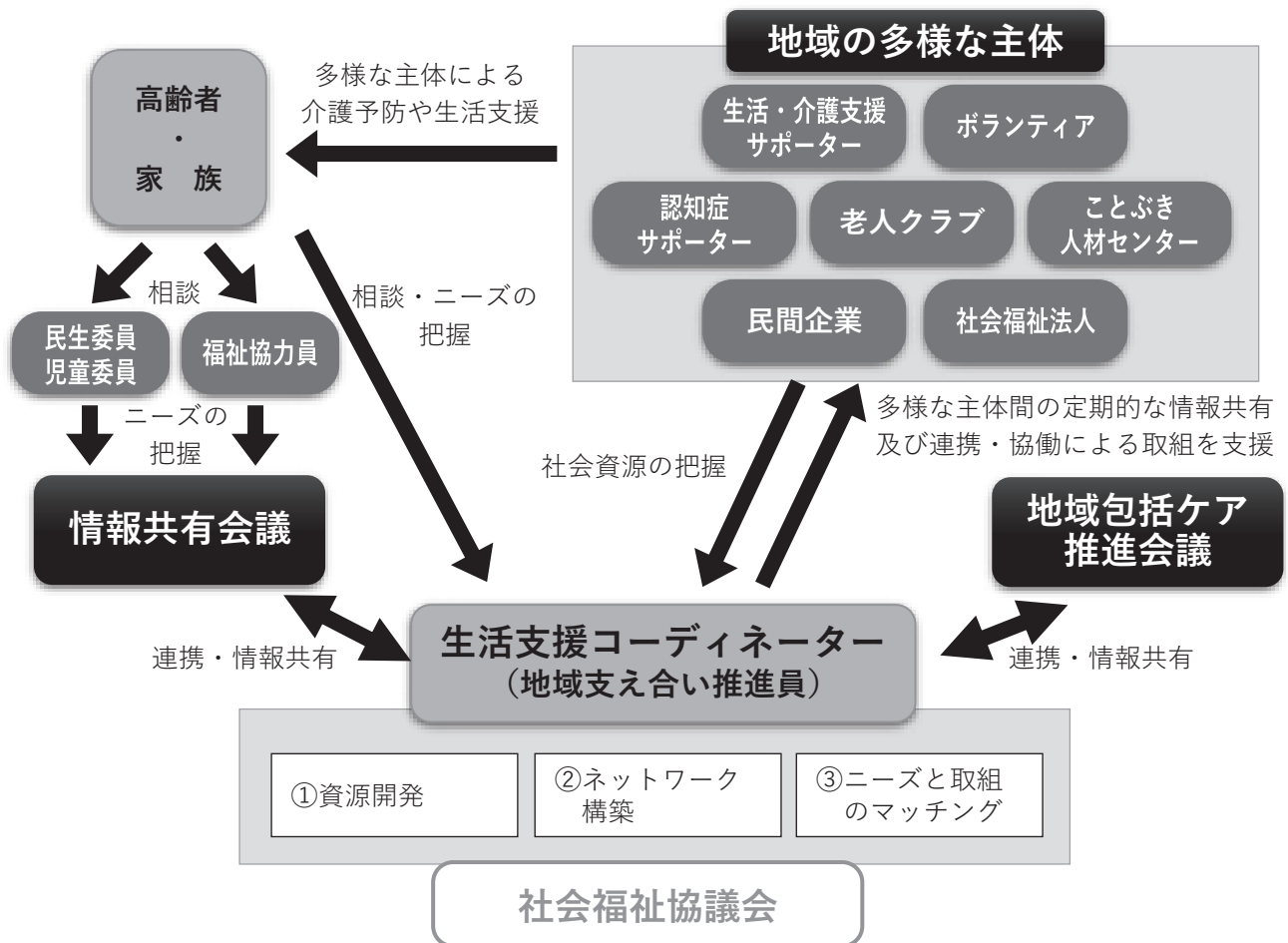
多様な主体による多様な生活支援のための活動が展開されるよう、生活支援コーディネーターが地域に出向き、地域包括ケア推進会議や情報共有会議、福祉協力員等を通じたニーズの収集及び活動にかかる情報提供を行うとともに、ニーズと活動とのマッチングを進め、必要な資源開発を促します。

### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
生活支援コーディネーター(専従)配置数 (人)	計画値	/	/	/	1	1	1
	実績値	0	0	0	/	/	/

※令和5年度は見込値。

図 生活支援コーディネーターのイメージ



### (3) 在宅医療と介護の連携

#### 【現状と課題】

在宅医療に関する相談については、地域包括支援センターの 24 時間 365 日体制によって受け付けるとともに、若年介護者が相談しやすいよう月 1 回土曜日の相談窓口を開設し、スムーズな連携による早期退院につながっています。特に川越診療所においては地域ケア担当を置き、介護へのつなぎを意識した連携・相談・助言を積極的に行っています。また、四日市医師会との連携による「退院時カンファレンスマニュアル」も実践で活用されており、新たに「医療と介護の便利帳」も作成されるなど、医療と介護の連携が図られています。今後も引き続き、在宅医療や A C P（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方を周知し、希望する人の在宅での療養や看取りを実現していくことが求められます。

#### 【施策の方向】

在宅における医療・介護サービスが切れ目なく提供されるよう、川越診療所、医師会、介護サービス事業所等及び地域のケアマネジャー（介護支援専門員）との連携により、在宅医療と介護の連携体制を強化します。

#### 【具体的事業】

##### ① 医療と介護に関する情報の活用と共有

医師会等の関係機関と連携し、地域の医療・介護資源を把握するとともに、引き続き、地域ケア会議などを通じて在宅医療と介護の連携に際しての課題を抽出し、その対応策を協議していきます。

また、医療職と介護職の情報の共有に資するよう、「医療と介護の連携シート」の活用を図るとともに、I C T（情報通信技術）を活用した情報共有のしくみについても引き続き検討します。

##### ② 医療と介護の連携体制の構築

切れ目のない在宅医療・介護サービスの提供に向けて、川越診療所と介護サービス事業所等及び地域のケアマネジャーとの連携を強化するとともに、医師会とも連携のもと、医療機関、訪問看護ステーションなどが継続してかかわることができる体制づくりを進めます。

あわせて、医療職と介護職が相互に知識を深め、「顔の見える関係」を構築できるよう、多職種が参加する研修機会の充実に努めます。

さらに、隣接する市町や保健所との連携を強化します。

### ③ 在宅医療・介護にかかる相談体制の整備

引き続き、地域包括支援センターにおいて在宅医療・介護連携に関する相談窓口を設置します。

### ④ 住民への普及啓発

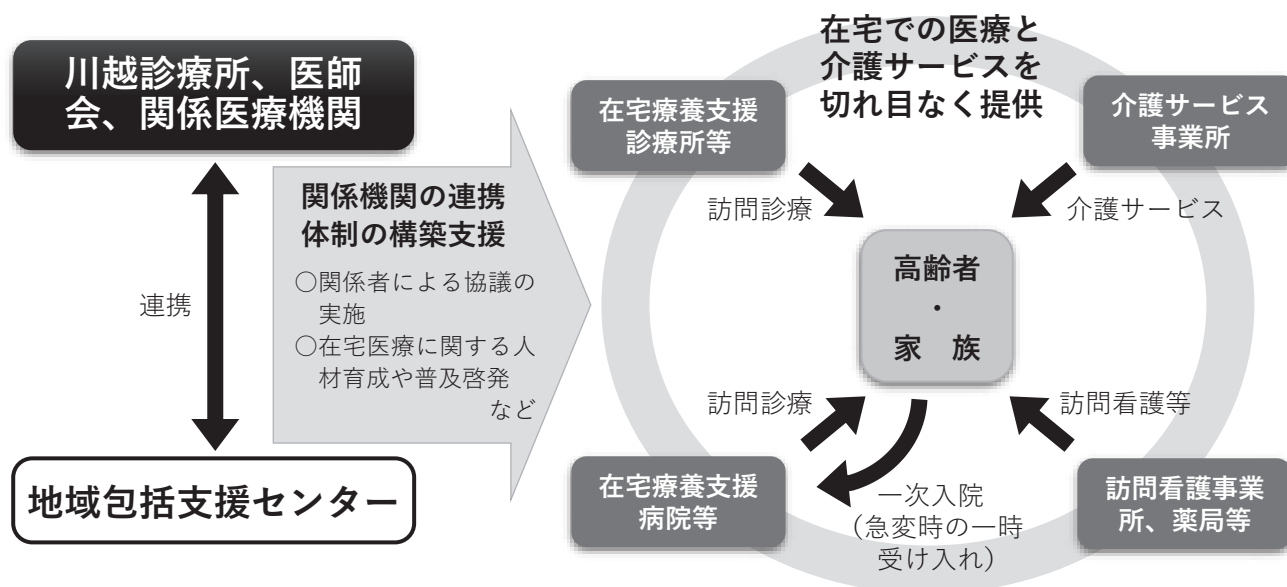
住民に対する講演会を開催するなど、在宅における療養生活やACP（アドバンス・ケア・プランニング）の考え方、看取りなどに関する正しい知識の普及・啓発に努めます。

#### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
在宅医療・介護連携の 延べ相談件数及び実人数 (件・人) ※下段括弧内は実人数。	計画値	100 (-)	100 (-)	100 (-)	30 (20)	35 (22)	40 (25)
	実績値	115 (54)	63 (41)	30 (15)			
地域包括ケア研修会にお ける医療知識の研修回数 (回)	計画値	1	1	1	1	1	1
	実績値	1	1	1			

※令和5年度は見込値。

図 在宅医療・介護連携のイメージ



## 第3章 認知症の人が希望を持って暮らすために

### (1) 認知症の人への支援

#### 【現状と課題】

認知症に対する取り組みについては、「もの忘れ相談室」や「認ニン！教室」を継続して開催するとともに、認知症初期集中支援チームによる支援を行っています。また、事業所の協力を得ながら「認知症カフェ」を開催しており、新たに1か所が立ち上がっています。しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大は、高齢者の外出や人との交流機会を減らす要因になっており、これが認知機能の低下に影響を与えているおそれがあります。今後も、認知症予防に引き続き取り組むとともに、「もの忘れ相談室」と認知症初期集中支援チームの体制により、認知症を早期に発見し、いち早く対応することが求められます。

#### 【施策の方向】

認知症予防を進めるため、介護予防事業において認知症予防に対する意識を高めます。また、認知症の早期発見と初期支援に向けて、「もの忘れ相談室」と認知症初期集中支援チームの体制強化を図ります。

認知症になっても地域において安心して生活を営めるよう、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員を中心に、地域の専門医や専門医療機関との連携強化とともに、「認知症カフェ」などにおける本人や家族への支援の充実を図ります。

#### 【具体的事業】

##### ① 認知症予防の推進

介護予防事業において、認知症予防のための「認ニン！教室」を実施するとともに、他の教室等においても、認知症予防の意識を高め、認知症の発症・進行を予防する観点を取り入れた取り組みを進めます。

##### ② 認知症ケアの推進

認知症の早期発見と認知症の人や家族への初期支援が図られるよう、「もの忘れ相談室」と認知症初期集中支援チームとの連携による体制強化を図ります。

また、認知症ケアパスなどを活用しながら、地域包括支援センターに配置した認知症地域支援推進員と地域の専門医（認知症サポート医等）や専門医療機関（認知症疾患医療センター）との連携を強化します。

さらに、介護サービス等における認知症対応力を向上させるため、研修の受講を促します。



### ③ 認知症介護家族への支援

ピアカウンセリングやリフレッシュなどによる認知症介護家族の支援につなげるため、「体験型カフェつどい」を引き続き開催するとともに、介護サービス事業所等の協力を得ながら「認知症カフェ」の充実を図ります。

### ④ 若年性認知症に対する取り組み

若年性認知症を正しく理解するための普及啓発を行うとともに、県などの関係機関と連携しながら、就労支援や社会参加のための相談・支援体制の充実に努めます。

#### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
初期集中支援チームによる「つなぎ」の件数（件）	計画値	/	/	/	25	27	30
	実績値	32	25	20	/	/	/
「体験型カフェつどい」及び「認知症カフェ」の延べ参加者数（件）	計画値	/	/	/	140	150	160
	実績値	134	150	130	/	/	/

※令和5年度は見込値。

※初期集中支援チームによる「つなぎ」の件数は、医療サービス、介護サービス等の必要な支援につなげた件数。

## (2) 認知症の人を支える地域づくり

### 【現状と課題】

地域で認知症の人や家族を支えるため、小・中学生を含めた認知症サポーター養成講座やステップアップ講座を開催しています。また、地域や商業施設等との連携の中で見守りのためのネットワークを構築するとともに、認知症ケアパスの周知を図っています。今後も引き続き、認知症に対する理解を高めるとともに、地域ぐるみで認知症の人や家族を支える体制づくりが求められます。

### 【施策の方向】

ひとり歩きの発見など、認知症高齢者を地域で見守り、支援していくため、広報活動や認知症サポーターの養成などを通じてあらゆる世代の理解を促すとともに、地域における見守りネットワークや支援の場づくりを進めます。さらに、「チームオレンジ」等による支援の組織化を進めます。

### 【具体的事業】

#### ① 認知症への理解の推進

子どもから高齢者まであらゆる世代の住民に対し、認知症に対する知識を深めるため、専門医による講演会や本人発信等を含めた広報、学校等における啓発などを充実させるとともに、引き続き、認知症サポーターの養成を進めます。

#### ② 認知症の人の見守りの推進

認知症の人の生活場面にかかわる地域の民間事業者や団体、認知症サポーター、警察・消防等の関係機関との連携を図るとともに、ICTの活用等による効果的な方策を検討し、ひとり歩きの発見など、地域ぐるみで認知症の人を見守る体制を推進します。

#### ③ 認知症の人に対する支援

認知症の人に対する支援を組織的に進めるため、認知症地域支援推進員の支援によって認知症サポーターを中心に「チームオレンジ」の結成をめざし、認知症の人などに必要な支援を届ける体制づくりに努めます。

### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
認知症サポーター養成講座 座修了者数（累計） （人）	計画値	800	850	900	1,600	1,800	2,000
	実績値	809	1,136	1,340			

※令和5年度は見込値。



## 第4章 地域みんなで支え合うために

### (1) 地域での相互支援体制の充実

#### 【現状と課題】

地域での支え合い体制を構築するため、生活・介護支援サポーターを養成し、サポーターによる各地区の通いの場（サロン）活動の運営支援が行われています。また、福祉協力員養成講座、フォローアップ講座によって福祉協力員を養成、委嘱し、各地区の情報共有会議において、民生委員・児童委員やサポーターとともに地域福祉にかかる情報の共有化が図られています。新型コロナウイルス感染症の拡大の影響によって、地域の通いの場が休止に追い込まれましたが、感染対策を講じながら講座の開講や通いの場の再開支援を行い、徐々に通いの場が再開してきています。サポーターやその他のボランティアが高齢化する中、地域の支え合い活動を持続していくためには、いかに担い手を確保していくかが課題です。

#### 【施策の方向】

「支える側」と「支えられる側」を分けることなくだれもがお互いに見守り、支え合う地域共生社会の構築に向けて、住民活動やボランティア活動など、地域における多様な主体による多様な生活支援サービスを確保するため、生活・介護支援サポーターの養成とその活動支援を継続するとともに、ボランティアへの支援機能の強化を図るなど、生活支援コーディネート機能を充実させます。

#### 【具体的事業】

##### ① 地域福祉の担い手の育成

生活・介護支援サポーター養成事業を継続し、ひとりでも多くの地域福祉の担い手を養成します。また、地域におけるちょっとした困りごとへの支援など、活動内容の拡充及び多様化を図り、人びとがお互いに見守り、支え合う地域共生社会づくりを促進します。

##### ② 地域における通いの場づくり

生活支援コーディネーターが情報提供やノウハウ提供を行い、生活・介護支援サポーターを中心とした地域におけるサロン活動を支援し、地域における通いの場の充実を図ります。

##### ③ 地域福祉活動の促進

社会福祉協議会を核に、地区社会福祉協議会活動や民生委員児童委員協議会活動との連携・協力体制を強化し、見守りや支援が必要な人の把握や訪問などによる支え合いや通いの場づくりを促進します。

また、地域での持続可能な相互支援体制づくりにつなげるため、福祉協力員養成講座を段階的に見直し、各地区における情報共有会議を中心とした地域福祉活動の推進体制の強化につなげます。

#### ④ ボランティアの育成・活動支援

ボランティア活動の持続的・安定的実施につなげるため、ボランティア養成講座を段階的に見直し、若者やファミリー層を含めたさまざまな世代のボランティアを養成します。

また、令和6年度から供用するボランティア活動拠点施設を活用し、さまざまなボランティアやボランティア団体などに対する相談支援や研修の開催などの支援を行い、活動の活発化を図ります。

#### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
生活・介護支援サポーター数 (人)	計画値	150	160	170	160	165	170
	実績値	160	143	152			
生活・介護支援サポーターによる通いの場等の実施回数 (回)	計画値	80	80	80	70	75	80
	実績値	11	54	65			

※令和5年度は見込値。

## (2) 福祉意識・福祉教育の充実

### 【現状と課題】

福祉意識については、新型コロナウイルス感染症の拡大防止による制約がある中、オンラインを活用した広報活動に取り組みました。また、小・中学校における福祉教育や交流事業など、子どもたちへの福祉教育も継続して実施しています。一方、蛍雪学園については、感染防止対策を行いながら、通年開校として計画通り実施できています。今後も、福祉意識の啓発と福祉教育を計画的に進めることにより、認知症や障害に対する理解を深めていくことが必要です。

敬老事業については、コロナ禍のために敬老会が中止になる年がありましたが、敬老年金と長寿者褒賞金については、従来どおり実施しています。

### 【施策の方向】

福祉に対する住民意識を高めることにより多様な主体の参加・協力を促すため、学校教育、社会教育、地域における福祉教育や広報活動を推進します。

### 【具体的事業】

#### ① 福祉活動についての広報の充実

社会福祉協議会だより「以心伝心」の発行や、SNSによる発信、パンフレット、チラシの配布などの広報啓発活動をさらに充実させ、地域福祉活動への理解と協力を呼びかけ、参加を促します。

#### ② 学校や地域における福祉教育の推進

小・中学校における福祉教育を進めるため、学校と町内福祉関連施設との連携を図ります。

また、社会教育の場における健康・福祉教育を進めるため、蛍雪学園を継続し、高齢者の仲間づくり及びコミュニケーションを促進します。

#### ③ 敬老事業

高齢者の生きがいづくりのため、75歳以上の人への敬老年金、及び95歳・100歳の人への長寿者褒賞金の支給、及び敬老会の開催を継続します。これらの敬老事業については内容や実施方法についての検討を進めます。

### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
小・中学校における福祉教育の実施回数 (回)	計画値	/	/	/	4	5	5
	実績値	1	1	3	/	/	/

※令和5年度は見込値。

## 第5章 一人ひとりの尊厳を守り、安心を確保するために

### (1) 情報提供と総合相談の充実

#### 【現状と課題】

総合相談窓口としての地域包括支援センターは、24時間365日対応で電話を受け付けているほか、必要に応じて訪問による相談にあたっています。また、「地域包括支援センターだより」やホームページ、ケーブルテレビなどを活用してセンターの周知を図っています。令和3年度からは介護保険事務を福祉課が所管し、いわゆる「8050問題」やヤングケアラーなどの複雑で複合的な課題に対して、生活困窮や障害等の支援と一体となった対応を図ることができています。その一方で、コロナ禍が影響した相談も増加しており、必要な支援につなげていくことが求められます。

#### 【施策の方向】

高齢者やその家族が気軽に相談でき、また、適切なサービスを利用できるよう、情報提供を充実させます。働きながら介護する介護者にも対応できるよう、相談の場として地域包括支援センターのより一層の周知を図るとともに、関係機関との連携を深め、地域包括支援センターにおける相談窓口を充実させます。

#### 【具体的事業】

##### ① サービス情報の提供

介護や福祉に関するサービス内容や実施場所、介護サービス事業者などの情報について、パンフレット、チラシの配布や、広報紙への掲載、町ホームページやケーブルテレビの活用を行うとともに、地域に出向いてのPR活動を展開します。

##### ② 総合相談窓口の充実

「地域包括支援センターだより」やホームページ、SNSなどを活用し、24時間365日対応可能な相談窓口としての周知に努めます。

また、地域包括支援センターの総合相談機能の確保に努めるとともに、専門機関や地域との連携を強化し、複雑化・複合化した福祉課題を含めて、必要な場合に適切な対応が取れる体制整備に努めます。

**【評価指標】**

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
総合相談件数 (件)	計画値	2,150	2,200	2,250	2,300	2,350	2,350
	実績値	1,715	1,431	2,250			
地域包括支援センターの 認知度 (%)	計画値				—	70.0	—
	実績値	—	67.6	—			

※令和5年度は見込値。

※地域包括支援センターの認知度は、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査における地域包括支援センターを「利用したことがある」及び「利用したことがないが、知っている」と回答した人の割合。



## (2) 権利擁護の推進

### 【現状と課題】

日常生活自立支援事業については、令和4年度現在 15 人の方への金銭管理の援助を行っており、前年度より減少したものの、以前に比べ多くなっています。相談事例の内容に応じて成年後見制度についての説明を行っていますが、日常生活自立支援事業から成年後見制度に移られたケースが1件と少なく、制度の認知度向上とともに、内容に対する理解を促していくことが求められます。今後、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者のみならず、リスクを背負った方の利用が増えていることから、職員、支援員の能力向上などによって適切な対応を図ることが求められます。

### 【施策の方向】

認知症高齢者など、判断能力が低下している高齢者が不利益を被ることがないように、必要な人材を養成しつつ、成年後見制度をはじめとする権利擁護にかかる制度利用を促します。

### 【具体的事業】

#### ① 権利擁護の推進

社会福祉協議会が実施する日常生活自立支援事業の積極的な活用が図られるよう、生活支援員の養成に努めるとともに、各関係機関、地域住民へのさらなる周知と情報提供に努めます。

#### ② 成年後見制度の啓発と利用促進

成年後見制度の利用が図られるよう、住民に対する啓発を行います。

また、専門機関との連携により、成年後見に関する相談を充実させるとともに、申し立てへの支援を行うなど、利用の促進を図ります。

さらに、成年後見制度の利便性を高めるため、中核機関の設置を含む内容の拡充を検討します。

### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
生活支援員数 (人)	計画値	7	7	7	7	7	7
	実績値	5	5	5			
日常生活自立支援事業による延べ支援回数 (回)	計画値	270	270	270	320	320	320
	実績値	279	521	325			

※令和5年度は見込値。

### (3) 虐待の防止

#### 【現状と課題】

高齢者虐待の未然防止、早期発見を図るため、介護認定調査時に虐待の可能性があるかどうか、独自のチェックリストを継続実施しており、該当ケースに対しては後追い調査を行い、必要に応じて早期支援につなげています。また、高齢者虐待ネットワーク会議を年2回開催しています。コロナ禍でサービスの利用控えなどもみられ、地域からの孤立や、家族などの介護疲れ、ストレスなど、高齢者虐待の背景も多様化しています。さらに、顕在化していない事例もあると思われるため、チェックリストなどを活用し、早期発見・早期対応を図る必要があります。また、虐待される側だけでなく、ストレス等を抱える養護者への支援も見据えていく必要があります。専門多職種や関係機関、地域のネットワークなど幅広い視点からの見守りや支援体制の構築がより一層求められます。

#### 【施策の方向】

高齢者への虐待を防ぎ、早期発見、早期対応ができるよう、専門多職種や関係機関、地域との連携及び見守りのネットワーク化を図ります。

#### 【具体的事業】

##### ① 虐待の未然防止

医師や警察等との連携を構築するとともに、社会資源を活用し、「高齢者虐待防止及び早期発見に関するネットワーク」のさらなる充実に努めます。また、虐待予防の啓発に努めるとともに、虐待防止にかかわる関係者の資質向上を図ります。

##### ② 虐待に関する相談・支援

虐待事案が発生した場合には、国の虐待対応マニュアルに沿った対応を行い、必要に応じ県と連携し対応を図ります。さらに、虐待者（養護者）、被虐待者をともにケアできるよう、体制づくりを進めます。

#### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
高齢者虐待防止ネットワーク会議開催回数 (回)	計画値	2	2	2	2	2	2
	実績値	2	2	2			

※令和5年度は見込値。

## (4) 安全なまちづくり

### 【現状と課題】

支援の必要な人に対する防災対策として、避難行動要支援者登録により、名簿の整備を進めるとともに、個別支援計画の策定に着手しています。今後も支援が必要な人それぞれの状態や状況に応じて、実効的な個別支援計画の策定を順次進めるとともに、要支援者台帳も定期的に更新していくことが必要です。

また、介護サービス事業所等に対しては、令和6年3月までの策定が義務づけられている業務継続計画（BCP）の策定を支援しました。全国的に水害等の災害が頻発しており、ゼロメートル地帯を抱える本町においても介護サービス事業所等を含めて、防災対策は喫緊の課題です。

### 【施策の方向】

高齢者が安全・安心に暮らせるよう、防災面での生活安全対策を推進します。

また、災害が起こった際に避難を支援できる体制の整備を進めるとともに、地域での見守り活動の充実を図ります。

### 【具体的事業】

#### ① 地域防災活動の促進

ひとり暮らし高齢者等が災害時に取り残されることのないよう、社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会と協働し、避難行動要支援者名簿の更新を行うとともに個別支援計画の策定を支援し、災害が起こった際に避難を支援できる体制の整備を進めます。

#### ② 介護サービス事業所等における防災対策の促進

介護サービス事業所等に対し、事業所等の安全対策や避難対策の徹底を図るため、町の防災担当課とも連携し、引き続き避難確保計画の作成や更新を支援し、防災教育及び訓練の実施とともに、災害への備えと災害後に速やかに事業が継続できるよう事業継続計画の適切な運用を促します。

#### ③ 地域防犯活動の促進

特殊詐欺や消費者被害から高齢者を守るため、サロンなどの場で情報提供を行うとともに、相談窓口の周知を図ります。

**【評価指標】**

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
避難行動要支援者登録率 (登録者数／対象者数) (%)	計画値	60	65	70	72	74	75
	実績値	64	67	70			

※令和5年度は見込値。

## 第6章 高齢者の生きがいと活躍の場をつくるために

### (1) 高齢者による地域活動の促進

#### 【現状と課題】

高齢者による地域活動については、新型コロナウイルス感染症の影響による活動の中止などがありましたが、感染防止対策を施しながら継続したり、徐々に再開したりしています。しかしながら、老人クラブの会員数についても、ことぶき人材センターの登録者数についても減少傾向となっています。これらの地域活動は社会貢献を通じた生きがいづくりにもつながるとともに、人との交流を通じて健康づくりや介護予防の効果もあると考えられることから、持続可能な活動となるよう、運営方策を検討することが求められます。

#### 【施策の方向】

社会貢献を通じた生きがいづくりとともに、地域における生活支援の担い手としての活躍を促すため、老人クラブ活動、ことぶき人材センター事業や高齢者の自主的な活動の支援に努めます。

#### 【具体的事業】

##### ① 老人クラブ活動の支援

老人クラブに対する助成を継続し、リーダー研修会への活動支援など、クラブの自主運営を支援することにより、地域での見守りや声かけなどの活動を促します。また、世代間の交流を深める事業への参加を促し、子ども、大人、高齢者がつながる地域づくりを進めます。

##### ② ことぶき人材センター事業

広報紙等における啓発を進め、登録者数の増大に努めるとともに、研修等による技能向上を支援し、職域の拡大を図ります。また、引き続き安定した運営の確保に向けての検討を行います。

##### ③ 自主活動の育成・支援

高齢者に自分の経験や知識などを活用して地域で活躍してもらえるよう、地域の行事や学校・園及び児童館・子育て支援センターなどでの活動にかかわる機会づくりに努めます。

ニーズ把握を行いながら、老人福祉センターなどを開放し、活動の場として提供していくとともに、地域の公民館などを活用した高齢者の自主的な活動に関する情報を提供するなど、必要な支援に努めます。

**【評価指標】**

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
老人クラブ会員数（人）	計画値	1,472	1,482	1,492	1,234	1,234	1,234
	実績値	1,433	1,276	1,234			

※令和5年度は見込値。

## (2) 高齢者の移動手段の確保

### 【現状と課題】

本町は狭い町域の中に機能がコンパクトに凝縮されており、高齢者にとっても生活しやすいまちです。しかしながら、自家用車への依存度は高く、コミュニティバスの利用も必ずしも多くない現状があります。こうした状況を受けて、現行のふれあいバス運行事業の見直しを含めて地域の交通手段を検討するため、地域公共交通会議を設置し、大学、県、警察、民間事業等と連携して適正な運行ルート等について協議を行いました。あわせて、デマンドタクシーの実証実験を実施するなど、新たな方策による地域公共交通のあり方の検討を進めました。今後、高齢化が進む中で、移動手段の確保は避けて通れない課題であることから、より現実的な方策を取り入れていくことが求められます。

### 【施策の方向】

高齢者の日常生活と社会参加を促進するため、ニーズに即した効果的・効率的な移動手段の確保に向けて、必要な事業を実施します。

### 【具体的事業】

#### ① 移動手段の確保

高齢者の利用に配慮するとともに、より利便性の高い移動手段を確保するため、ふれあいバスの小型化による巡回ルートの見直しや、より高齢者の利用実態に即した移動手段の方策について検討を進め、必要な事業を実施します。

## 第7章 一人ひとりに合ったサービスを提供するために

### (1) 介護保険サービスの提供と質の向上

#### 【現状と課題】

介護保険サービスについては、計画に沿ったサービス基盤が維持されています。現状では施設・居住系サービスには余裕がありますが、在宅生活を続けるためのサービスのあり方については、検討する必要があります。

ケアマネジメントの質の向上を図るため、ケアプラン点検を実施するとともに、ケアマネ連絡会を開催しています。また、サービスの質の向上を図るため、介護事業所への運営指導を行うとともに、事業所連絡会を開催しています。介護サービス相談員については、新型コロナウイルス感染症の影響によって派遣中止を余儀なくされていましたが、令和4年度後半から再開しています。今後も、利用者の声を聴き、ニーズに応じた質の高いサービスが提供されるよう、これらの取り組みを継続していくことが求められます。

#### 【施策の方向】

町内での介護保険施設の新たな整備は見込まず、できる限り住み慣れた自宅等で生活し、介護が受けられるよう在宅サービスの充実を図るとともに、一人ひとりの状態に応じた適切なサービスが受けられるよう、事業者及びケアマネジャーのレベルアップを図ります。

#### 【具体的事業】

##### ① サービス提供基盤の確保

本計画にもとづき、地域密着型サービスをはじめとして、被保険者のニーズに合ったサービス基盤の維持・確保に努めます。

#### 【計画期間中における町内の施設・居住系サービスの施設数及び定員数の見込み】

		令6(2024)		令7(2025)		令8(2026)	
		施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)	施設数 (か所)	定員数 (人)
地域密着	認知症高齢者グループホーム	2	36	2	36	2	36
	地域密着型特定施設	—	—	—	—	—	—
	小規模特別養護老人ホーム	1	29	1	29	1	29
広域型	特別養護老人ホーム	—	—	—	—	—	—
	老人保健施設	1	80	1	80	1	80
	介護医療院	—	—	—	—	—	—
	特定施設入居者生活介護	—	—	—	—	—	—



【参考：町内の軽費老人ホーム及び有料老人ホーム等の状況（令和6年1月現在）】

	事業所数(か所)	室数(戸)
軽費老人ホーム（ケアハウス）	1	30
有料老人ホーム	1	40
サービス付き高齢者向け住宅	1	49

【計画期間中における地域密着型居宅サービスの事業所数の見込み】

	令6(2024)	令7(2025)	令8(2026)
	事業所数(か所)	事業所数(か所)	事業所数(か所)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—
夜間対応型訪問介護	—	—	—
認知症対応型通所介護	—	1	1
地域密着型通所介護	—	—	—
小規模多機能型居宅介護	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	—
複合型サービス	—	—	—

② サービス事業者の育成・指導

サービス提供事業者の自己評価及び第三者評価を促し、評価結果の公表を促すとともに、地域密着型サービス提供事業者や居宅介護支援事業所に対して定期的な運営指導を行うなど、適切な助言、指導を行います。

また、各事業者において人材確保とレベルアップが図られるよう、介護保険サービス事業者間会議などを活用し、情報共有と研究・研修機会などの拡充に努めます。

③ 介護サービス相談員の派遣

サービス利用者の相談に応じつつ、サービスの改善につなげられるよう、介護サービス相談員の派遣を継続し、新たに町内に設置された有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅へも派遣を拡大し、施設のサービスの質の向上も図るとともに、相談員の研修機会などの拡充に努めます。

④ ケアマネジャーの資質向上

ケアマネジメントの質的向上が図られるよう、地域包括支援センターの主任介護支援専門員がケアマネジャーからの相談に応じ、必要に応じて同行・同席するなど助言指導を行います。また、ケアマネ連絡会の場を活用して、事例の検討や講師を招くなど定期的な情報交換や、ともに学ぶ機会を設けるとともに、県や周辺市町と連携し、研修機会などの拡充に努めます。

⑤ 感染症や災害等への備えの促進

新型コロナウイルス感染症や災害などの発生に備え予防対策等が適切に図られるよう、避難計画や業務継続計画（BCP）などについて好事例等の情報提供を行いながら啓発に努めるとともに、関係機関との連携などを促します。

【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
介護相談員の事業所等への派遣回数 (回)	計画値	24	24	24	24	24	24
	実績値	8	7	18			
介護保険サービス事業者間会議及びケアマネ連絡会の開催回数 (回)	計画値	12	12	12	12	12	12
	実績値	12	12	12			

※令和5年度は見込値。

## (2) 介護人材の確保と業務効率化

### 【現状と課題】

人材確保は、介護現場における長年にわたっての課題であるうえ、わが国の人口減少が進む中では今後より顕著となる恐れがあります。本町でも、県が実施する人材確保事業などに関する情報提供を行い、人材の定着化を図っていますが、慢性的な人材不足が続いている状況です。今後は、介護の仕事に興味や関心を持ってもらうことはもとより、外国人人材の受入や介護ロボットの導入など、人材の確保に向けた多角的な方策を検討する必要があります。あわせて、介護現場の負担軽減に向けた取り組みをより一層強化することも必要です。

### 【施策の方向】

介護サービスを安定的に提供していけるよう、町内介護サービス事業所等における処遇改善等を促すとともに人材育成にかかる研修費用等の支援を行い、介護人材の確保・定着を図ります。あわせて、事務負担の軽減に向けて、県等と連携し、業務効率化の取り組みを進めます。

### 【具体的事業】

#### ① 介護人材の育成・確保

三重県が実施する介護人材確保にかかる研修や資格取得支援の事業について、情報提供を行うとともに、本町においても研修助成事業の創設について、検討を行います。また、外国人人材の確保について、県等との連携による情報提供を図るとともに、ハラスメント防止などの就労環境の向上が図られるよう、事業者への啓発に努めます。

あわせて、介護の仕事に興味を持ってもらうため、小・中学校との連携による魅力発信や職業体験等の啓発活動を充実させます。

#### ② 業務効率化の促進

介護サービス事業所等に対し、介護ロボットやICTの有効な活用などに関する情報提供を行います。

また、文書事務等の負担の軽減に向けて、令和7年度までに全ての地方自治体で利用開始が予定されている電子申請・届出システムへの着実な移行を図るとともに、事業所においても導入が進むよう、周知啓発や支援に努めます。

**【評価指標】**

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
小・中学校等での介護職 の魅力向上活動件数 (件)	計画値				3	3	3
	実績値	0	3	3			

※令和5年度は見込値。

### (3) 多様な住まいの確保

#### 【現状と課題】

65歳以上の人で身体上もしくは、精神上または環境上の理由で居宅での生活が困難な高齢者は、養護老人ホーム等に入所しています。また、町内では初めて、令和4年6月にサービス付き高齢者向け住宅が稼動しており、住宅型有料老人ホームについても令和5年11月から稼動しています。ひとり暮らし高齢者等が増える中、こうした居住系施設が自宅に代わる住まいの選択肢として位置づけられつつあることから、過剰なサービスを行っていないかや、住まいとしての質が確保されているかなど、定期的に状況把握を行っていくことが必要です。

#### 【施策の方向】

自宅に限らず、多様な住まいの場を確保するため、高齢者の状況やニーズをみながら、居住系施設等の質を担保すべく、県と連携した取り組みを進めます。

#### 【具体的事業】

##### ① 養護老人ホームへの入所措置

養護老人ホームについては、65歳以上で身体上もしくは、精神上または環境上の理由で居宅で生活することが困難な高齢者に対し、社会復帰の促進及び生活改善をめざし、養護老人ホームへ入所措置するよう、老人ホーム入所判定委員会において判定を行います。

また、必要な指導・支援ができるよう、既存施設との連携を強化します。

##### ② 有料老人ホーム等の適正運営の促進

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、適正な運営がなされ、住まいの質が確保されるよう、指導監督を行う県と連携し、状況把握に努めます。

また、介護サービスが入居者の自立支援や重度化防止につながっているかの観点も考慮するため、居宅介護支援事業所等へのケアプラン点検を行い、必要に応じて運営指導を実施するなど高齢者向け住まいにおける適正な運営を促進します。

## (4) 介護者への支援

### 【現状と課題】

介護者への支援としては、介護家族を対象に「体験型カフェつどい」を開催し、閉じこもりがちな住民や介護者が外出する機会をつくっています。また、介護に関する技術や知識を得てもらうための介護者研修会を開催しています。コロナ禍においては感染対策を講じながらの実施となったため、「体験型カフェつどい」と介護者研修会は、開催場所の人数制限などもあり見込みをやや下回る参加となりました。しかしながら、コロナ禍以降、外出の機会が減っており、介護者の不安も増大していることが推測されることから、事業や施策の工夫をしながら介護者支援を継続していくことが求められます。

一方、介護家族の経済的・身体的な負担を軽減するため、紙おむつ等の提供を継続しており、状況に合わせた説明・案内を行っています。

### 【施策の方向】

介護者の不安や負担を軽減するため、相談体制の充実とともに、同じ立場の方どうしのつながりをつくり、介護知識や介護技術の向上を図ります。

### 【具体的事業】

#### ① 介護者研修会・交流会の開催

介護者が気軽に集い、意見交換や相談ができる場を提供し、参加者の知識や技術の向上を図ります。また、介護者をグループ化し、当事者どうしで主体性を持った相互支援活動ができるよう支援していきます。

#### ② 介護家族への支援

在宅介護者の経済的、身体的負担を軽減するため、紙おむつの支給や理髪サービスなどを行います。

また、介護者の精神的負担の軽減に向けて、レスパイトケアの体制を強化するとともに、その周知に努めます。

### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
介護者支援(介護相談会及び体験型カフェつどい)の開催回数 (回)	計画値	—	—	—	23	23	23
	実績値	9	23	23			
介護者支援(介護相談会及び体験型カフェつどい)の延べ参加人数 (人)	計画値	—	—	—	155	160	160
	実績値	134	166	135			

※令和5年度は見込値。

## (5) ひとり暮らし高齢者等への支援

### 【現状と課題】

ひとり暮らし高齢者等への支援として、配食サービス、ふれあいホームヘルプサービス、ふれあいデイサービスなどは、引き続き、任意事業として実施しています。これらは、介護保険サービスや介護予防事業などを補完するものとして効果を発揮し、認定率の低下につながっていましたが、コロナ禍を経て、ふれあいホームヘルプサービス、ふれあいデイサービスは利用が減少傾向にあります。今後は、各種サービスについて、利用者のニーズに適しているかどうか検討し、必要に応じて見直すとともに、ケアマネジャー等に事業を周知し、必要な人が利用できるようにしていくことが求められます。

### 【施策の方向】

ひとり暮らし高齢者等の自立的な在宅生活を支援するため、介護予防の観点を取り入れつつ、各種サービスや日常生活用具の給付を実施するとともに、各々のサービスについて、利用者のニーズに即して内容の見直しを行いつつサービス提供を継続していきます。

### 【具体的事業】

#### ① 配食サービスの推進

ひとり暮らし高齢者等の栄養管理と安否確認のため、介護予防事業の栄養改善と連携しながら、ひとり暮らし老人等配食サービス事業を進めます。なお、料金の支払いが自分でできない利用者について、支払方法を検討します。

#### ② 緊急通報体制の確保

ひとり暮らし高齢者等の緊急時の安全確保を図るため、緊急通報装置貸与を進め、あわせて、より有効な活用方法を検討していきます。

#### ③ 在宅サービスの推進

介護予防を推進する観点から、認定を受けていない高齢者のうち、生活状況などから必要な人に対し、ふれあいホームヘルプサービスやふれあいデイサービスの提供を当面は継続します。なお、総合事業における緩和型サービスの設定にあたって、これらのサービスのあり方について検討を行います。

#### ④ 日常生活用具の給付

ひとり暮らしの低所得者世帯に対し、電磁調理器、火災報知器などの安全設備の設置にかかる費用の一部助成を行います。なお、給付対象の日常生活用具について、ニーズ等に照らして再検討を行います。

**【評価指標】**

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
配食サービスの延べ 利用者数 (人)	計画値	450	450	450	440	445	450
	実績値	440	440	430			
緊急通報装置の月平均 利用者数 (人)	計画値	10	10	10	10	10	11
	実績値	10	9	9			
ふれあいホームヘルプサ ービスの延べ利用時間 (時間)	計画値	750	750	750	840	850	850
	実績値	791	693	839			
ふれあいデイサービスの 延べ利用者数 (人)	計画値	3,800	3,800	3,800	2,850	3,000	3,100
	実績値	2,784	2,829	2,750			

※令和5年度は見込値。



## 第4部 介護保険事業の運営

### 第1章 介護保険サービスの提供と地域支援事業の実施

(量の見込み)

#### (1) 予防給付サービスの提供

要支援者に対するサービスの提供見込みとして、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの利用率及び利用回数をもとに、令和6(2024)～8(2026)年度、及び中長期の地域密着型以外の介護予防サービスの目標事業量を次の通り見込みます。

##### ① 介護予防支援

(サービスの提供見込み：1か月平均)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令12 (2030)	令22 (2040)
介護予防支援 (人)	64	65	64	72	79

##### ② 予防給付居宅サービス (地域密着型を除く)

(サービスの提供見込み：1か月平均)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令12 (2030)	令22 (2040)
介護予防訪問入浴介護 (回)	0	0	0	0	0
(人)	0	0	0	0	0
介護予防訪問看護 (回)	50.6	50.6	50.6	75.9	75.9
(人)	4	4	4	6	6
介護予防訪問リハビリテーション (回)	43.5	43.5	43.5	43.5	51.2
(人)	5	5	5	5	6
介護予防居宅療養管理指導 (人)	9	10	9	10	11
介護予防通所リハビリテーション (人)	3	4	5	6	6
介護予防短期入所生活介護 (日)	14.8	17.8	17.8	17.8	17.8
(人)	2	3	3	3	3
介護予防短期入所療養介護 (日)	0	0	0	0	0
(人)	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与 (人)	59	60	59	66	73
特定介護予防福祉用具販売 (人)	2	2	2	2	2
介護予防住宅改修費支給 (人)	1	1	1	1	1

##### ③ 居住系サービス (地域密着型を除く)

(サービスの提供見込み：1か月平均)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令12 (2030)	令22 (2040)
介護予防特定施設入居者生活介護 (人)	1	1	1	1	1

## (2) 介護給付サービスの提供

要介護者に対するサービスの提供見込みとして、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの利用率及び利用回数をもとに、令和6(2024)～8(2026)年度、及び中長期の地域密着型以外の介護サービスの目標事業量を次の通り見込みます。

### ① 居宅介護支援

(サービスの提供見込み：1か月平均)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令12 (2030)	令22 (2040)
居宅介護支援 (人)	180	181	180	208	261

### ② 介護給付居宅サービス（地域密着型を除く）

(サービスの提供見込み：1か月平均)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令12 (2030)	令22 (2040)
訪問介護 (回)	1,173.2	1,266.1	1,268.3	1,486.8	1,980.6
(人)	46	51	53	62	79
訪問入浴介護 (回)	27.7	27.7	27.7	27.7	44.7
(人)	5	5	5	5	8
訪問看護 (回)	195.5	197.8	181.3	203.2	268.9
(人)	28	28	27	31	39
訪問リハビリテーション (回)	79.2	79.2	79.2	98.3	114.7
(人)	9	9	9	11	13
居宅療養管理指導 (人)	71	71	70	82	104
通所介護 (回)	1,709.5	1,716.2	1,724.2	1,973.5	2,494.7
(人)	119	120	121	139	174
通所リハビリテーション (回)	113.2	145.8	164.6	186.3	232.5
(人)	16	21	24	27	34
短期入所生活介護 (日)	415.3	415.3	395.3	477.6	606.3
(人)	29	29	28	34	42
短期入所療養介護 (日)	14.1	14.1	14.1	14.1	21.9
(人)	2	2	2	2	3
福祉用具貸与 (人)	126	126	125	146	185
特定福祉用具販売 (人)	4	4	4	4	6
住宅改修費支給 (人)	1	1	1	2	2

### ③ 施設・居住系サービス（地域密着型を除く）

(サービスの提供見込み：1か月平均)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令12 (2030)	令22 (2040)
介護老人福祉施設 (人)	22	23	24	26	30
介護老人保健施設 (人)	23	24	25	27	31
介護医療院 (人)	3	4	4	5	7
特定施設入居者生活介護 (人)	5	5	5	6	7

### (3) 地域密着型サービスの提供

地域密着型通所介護、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）及び地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特養）について、既存施設の中でサービス提供を図り、次の通り目標事業量を見込みます。

また、地域密着型通所介護は制度移行前からの利用者の特例給付分のみを見込みます。

その他の地域密着型サービスについては、計画期間内はサービス提供を見込まず、他のサービスによる対応を含め、ニーズをみながら対応を図ります。

#### ① 予防給付居宅サービス

(サービスの提供見込み：1か月平均)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令12 (2030)	令22 (2040)
介護予防認知症対応型通所介護 (回)	—	0	0	0	0
(人)	—	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人)	—	—	—	—	—

#### ② 介護給付居宅サービス

(サービスの提供見込み：1か月平均)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令12 (2030)	令22 (2040)
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人)	—	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護 (人)	—	—	—	—	—
地域密着型通所介護 (回)	17.0	17.0	17.0	17.0	17.0
(人)	1	1	1	1	1
認知症対応型通所介護 (回)	—	57.0	114.0	114.0	114.0
(人)	—	3	6	6	6
小規模多機能型居宅介護 (人)	—	—	—	—	—
看護小規模多機能型居宅介護 (人)	—	—	—	—	—
複合型サービス (人)	—	—	—	—	—

#### ③ 施設・居住系サービス

(サービスの提供見込み：1か月平均)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令12 (2030)	令22 (2040)
介護予防認知症対応型共同生活介護 (人)	2	2	2	2	2
認知症対応型共同生活介護 (人)	28	30	32	34	34
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	—	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	19	21	23	29	29

#### (4) 要介護者等へのリハビリテーション目標の設定

要介護者等の生活機能を「心身機能」、「活動」、「参加」の側面から回復・維持・向上させることをめざし、リハビリテーションサービスの提供体制の構築を図り、下記の通りの目標を設定します。

なお、目標達成に向けて、周辺市町の事業所におけるサービス提供体制の確保を図り、町内の利用者に対するリハビリテーションサービスの利用を促進します。

あわせて、要介護者等のうち、機能回復に資するサービス利用の見込みがある場合は、自立支援のための個別ケア会議の開催などを通じて、専門職の関与がなされるよう努めます。

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
訪問リハビリテーション サービス利用率 (%)	計画値	2.27	2.34	2.41	3.00	3.05	3.10
	実績値	1.62	2.37	2.95			
通所リハビリテーション サービス利用率 (%)	計画値	7.06	7.80	8.53	5.30	5.90	6.50
	実績値	6.53	6.28	4.70			

※実績値は、「見える化システム」(厚生労働省)の現状分析の指標による  
 ※令和5年度の値は令和5年7月提供分まで。

## (5) 地域支援事業の実施

介護予防・日常生活支援総合事業（介護予防・生活支援サービス事業及び一般介護予防事業）の事業量については、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの事業実績をもとに、下記の通り事業量を見込みます。

### ① 介護予防・生活支援サービス事業

(サービスの提供見込み：1か月平均)		令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令12 (2030)	令22 (2040)
訪問系 (人)	介護予防訪問介護相当サービス	17	17	18	19	20
	緩和した基準によるサービス〔A〕	—	—	—	—	—
	住民主体による支援〔B〕	—	—	—	—	—
	短期集中予防サービス〔C〕	1	1	1	1	1
通所系 (人)	介護予防通所介護相当サービス	51	52	52	58	59
	緩和した基準によるサービス〔A〕	—	—	—	—	—
	住民主体による支援〔B〕	—	—	—	—	—
	短期集中予防サービス〔C〕	10	10	10	10	10

### ② 介護予防ケアマネジメント

(サービスの提供見込み：1か月平均)		令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令12 (2030)	令22 (2040)
介護予防ケアマネジメント	(回)	30	31	32	35	36

### ③ 一般介護予防（普及啓発）事業

(サービスの提供見込み：年間計)		令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)	令12 (2030)	令22 (2040)
運動機能向上事業	(回)	48	48	48	48	48
低栄養改善事業	(回)	5	5	5	5	5
口腔機能改善事業	(回)	5	5	5	5	5
閉じこもり予防事業	(回)	10	10	10	10	10
認知症予防事業（教室）	(回)	11	11	11	11	11

なお、包括的支援事業及び任意事業については、各論の各項目における施策の方向や具体的事業に基づいて事業量を見込みます。

## 第2章 介護保険事業費の算出

### (1) サービス別給付費の見込み

#### ① 予防給付

本計画期間における各サービスの予防給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス平均単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で約6,900万円となります。

表 予防給付費の推計

単位：千円

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令6～8計
<b>(1)地域密着型以外のサービス</b>				
介護予防訪問入浴介護	0	0	0	0
介護予防訪問看護	1,758	1,760	1,760	5,278
介護予防訪問リハビリテーション	1,242	1,244	1,244	3,730
介護予防居宅療養管理指導	960	1,087	1,019	3,066
介護予防通所リハビリテーション	1,079	1,356	1,883	4,318
介護予防短期入所生活介護	938	1,216	1,216	3,370
介護予防短期入所療養介護	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	4,484	4,577	4,517	13,578
特定介護予防福祉用具販売	706	706	706	2,118
介護予防住宅改修	1,076	1,076	1,076	3,228
介護予防特定施設入居者生活介護	794	795	795	2,384
<b>(2)地域密着型サービス</b>				
介護予防認知症対応型通所介護	—	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—
介護予防認知症対応型共同生活介護	5,582	5,589	5,589	16,760
<b>(3)介護予防支援</b>	<b>3,557</b>	<b>3,616</b>	<b>3,560</b>	<b>10,733</b>
予防給付費計	22,176	23,022	23,365	68,563

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

## ②介護給付

本計画期間における各サービスの介護給付費見込額は、要介護度別に推計した目標事業量（見込み）と介護報酬単価の改定を踏まえた要介護度別のサービス平均単価を乗じて次のように推計され、その総額は3年間で約21億円となります。

表 介護給付費の推計

単位：千円

項目	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令6～8計
<b>(1)地域密着型以外のサービス</b>				
訪問介護	37,615	41,019	40,858	119,492
訪問入浴介護	4,300	4,306	4,306	12,912
訪問看護	11,748	11,838	10,955	34,541
訪問リハビリテーション	2,745	2,749	2,749	8,243
居宅療養管理指導	11,177	11,191	11,055	33,423
通所介護	164,400	164,660	164,461	493,521
通所リハビリテーション	11,868	14,984	16,909	43,761
短期入所生活介護	44,214	44,270	41,913	130,397
短期入所療養介護	2,238	2,241	2,241	6,720
福祉用具貸与	20,005	19,919	19,296	59,220
特定福祉用具販売	1,186	1,186	1,186	3,558
住宅改修	1,436	1,436	1,436	4,308
特定施設入居者生活介護	10,123	10,136	10,136	30,395
<b>(2)地域密着型サービス</b>				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	—	—	—	—
夜間対応型訪問介護	—	—	—	—
地域密着型通所介護	1,734	1,736	1,736	5,206
認知症対応型通所介護	—	7,913	15,826	23,739
小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—
認知症対応型共同生活介護	88,347	94,942	101,425	284,714
地域密着型特定施設入居者生活介護	—	—	—	—
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	57,321	63,393	69,392	190,106
看護小規模多機能型居宅介護	—	—	—	—
複合型サービス	—	—	—	—
<b>(3)居宅介護支援</b>	35,000	35,164	34,823	104,987
<b>(4)介護保険施設サービス</b>				
介護老人福祉施設	73,931	77,552	81,080	232,563
介護老人保健施設	80,464	84,375	88,185	253,024
介護医療院	14,641	19,691	19,691	54,023
<b>介護給付費計</b>	<b>674,493</b>	<b>714,701</b>	<b>739,659</b>	<b>2,128,853</b>

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

## (2) 標準給付費の算出

標準給付費は、介護給付費と予防給付費の合計である「総給付費」に、「特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在した時の食費・居住費の補足給付額）」、「高額介護サービス費等給付額（利用者が1か月間に支払った1割負担が一定の上限を超えた場合に払い戻される給付額）」、「高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が著しく高額になる場合に負担を軽減する給付額）」、及び「算定対象審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）」を加えた費用であり、下記の通り設定します。

なお、設定にあたっては、制度見直しの影響分を加え算定しました。

表 標準給付費の見込み

単位：千円

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令6～8計
総給付費	696,669	737,723	763,024	2,197,416
特定入所者介護サービス費等給付額	16,524	17,498	18,098	52,120
高額介護サービス費等給付額	17,228	18,244	18,869	54,341
高額医療合算介護サービス費等給付額	2,381	2,521	2,607	7,509
算定対象審査支払手数料	624	661	683	1,968
1件あたり単価(円)	57	57	57	
支払件数(件)	10,947	11,592	11,989	34,528
標準給付費	733,426	776,646	803,282	2,313,354

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。



### (3) 地域支援事業費の見込み

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」の3つの事業から構成されます。

その実施のための地域支援事業費のうち、「介護予防・日常生活支援総合事業費」については、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度の事業費実績をもとに、75歳以上人口の伸びを勘案して、下記の通り事業費を見込みます。

また、「包括的支援事業・任意事業費」については、地域包括支援センターの運営分及び任意事業分に加えて、在宅医療・介護連携の推進、認知症総合支援、地域ケア会議の実施、生活支援体制の整備にかかる社会保障充実分として、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度の事業費実績をもとに、高齢者人口の伸びを勘案して、下記の通り事業費を見込みます。

表 地域支援事業費の見込み

単位：千円

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令6～8計
介護予防・日常生活支援総合事業費	21,985	22,707	23,750	68,442
包括的支援事業費(地域包括支援センターの運営)・任意事業費	66,406	66,202	66,089	198,697
包括的支援事業費(社会保障充実分)	20,316	20,254	20,179	60,749
地域支援事業費	108,707	109,163	110,018	327,888

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

#### (4) 総事業費の見込み

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費見込額を合計し、下記の通り設定します。

なお、地域支援事業費は、国によって上限額（標準額）が定められているため、保険料の算定にかかる総事業費の計算においては、上限額を勘案した下記の額を見込むこととします。

表 介護保険事業費の見込み

単位：千円

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令6～8計
標準給付費	733,426	776,646	803,282	2,313,354
地域支援事業費（上限額を勘案したもの）	70,407	70,859	71,159	212,425
総事業費	803,833	847,505	874,441	2,525,779

※算出上の端数は四捨五入しているため、合計が合わないことがあります。

## 第3章 介護保険料の算出

### (1) 保険給付費等の財源

介護保険事業にかかる費用は、40歳以上の住民からの介護保険料と、国・都道府県・市町村の財源（公費）でまかなわれており、国民みんなで支えるしくみになっています。

このうち、第1号被保険者の負担割合は給付費の23%（調整交付金のため市町村によって変わり、川越町は約25%と見込みます。）が第1号被保険者の保険料によりまかなわれることとなります。

利用者負担分は、原則として費用額の10%となり、一定以上の所得がある人がサービスを利用した場合は、費用額の20%または30%を負担することになります。

#### 参考 介護給付サービス、予防給付サービスにかかる費用額の財源構成

		費用額				
① 利用者 負担	②介護給付費・予防給付費					
	保険料 1/2		公費 1/2			
		③保険料		公費		
		第1号被保険者 保険料	第2号被保険者保険料 (支払基金から交付)			
		23% (⑤)	27% (定率)	調整交付金 5% (④)	20% (定率)	
				国	県	町
				12.5% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)

①利用者が原則として費用額の10%（一部20%または30%）を負担します。

②利用者負担の残りを「給付費」といい、介護保険財政から給付されますが、これについては2分の1を被保険者の保険料、2分の1を公費でまかないます。

③被保険者の保険料のうち、給付費の23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者がまかないます。

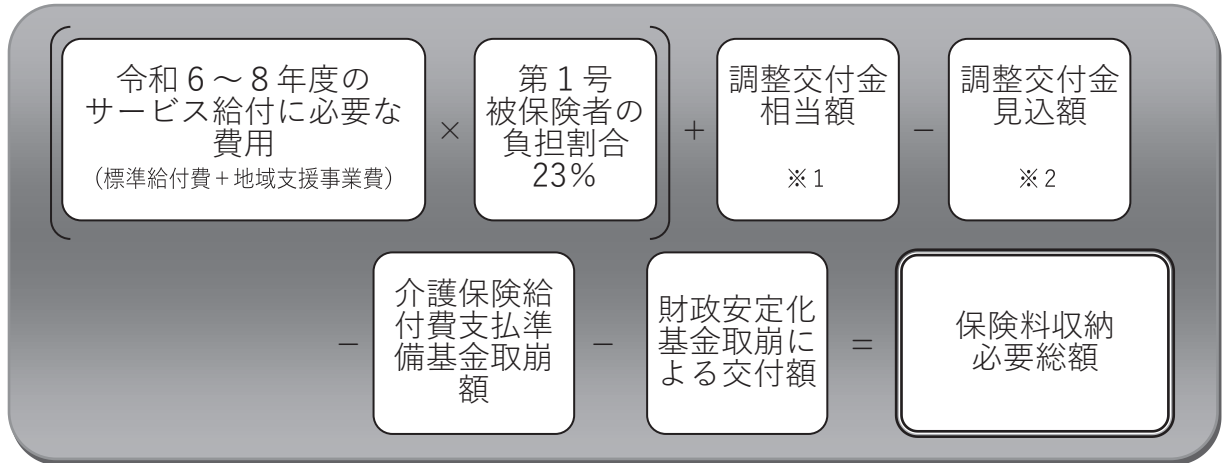
④調整交付金とは、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。

⑤第1号被保険者の負担割合は、各被保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。

※地域支援事業費にかかる費用負担の構成は上記とは異なりますが、第1号被保険者の負担割合は23%であり、上記と同じです。

## (2) 保険料の設定額

保険料収納必要総額は、次の方法で算出します。



※1 調整交付金相当額と※2 調整交付金見込額との差額は第1号被保険者の負担となります。

その結果、本町の令和6(2024)～8(2026)年度の保険料収納必要総額は、約6.2億円となります。

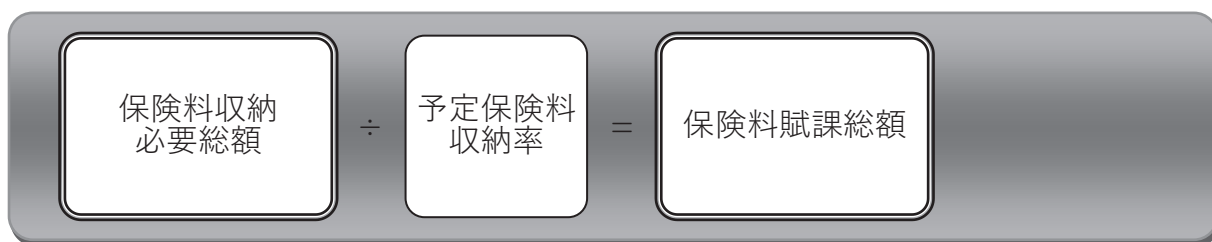
表 保険料収納必要額（3年間合計）の算出

単位：千円

	令6～8計
総事業費（標準給付費見込額+地域支援事業費）	2,525,779
第1号被保険者負担分相当額（総事業費の23%）	580,929
調整交付金相当額	118,330
調整交付金見込額	△ 52,431
介護保険給付費支払準備基金取崩額（町が設置する基金の取崩額）	△ 31,000
財政安定化基金取崩による交付額（県が設置する基金の取崩交付額）	—
保険料収納必要額	615,828

※調整交付金相当額と調整交付金見込額との差額は第1号被保険者の負担となります。

さらに、保険料賦課総額は、次の方法で算出します。



その結果、本町の令和6(2024)～8(2026)年度の保険料賦課総額は、約6.3億円となります。

本町の第1号被保険者数は令和6(2024)～8(2024)年度の3年間で延べ8,837人と推計されますが、保険料基準額については、所得段階別加入割合に応じて算出します。

保険料賦課総額に対して、所得段階別加入割合を考慮して介護保険料基準額を算出すると、5,450円/月となります。この結果、介護保険料基準額については第8期計画と同額となります。

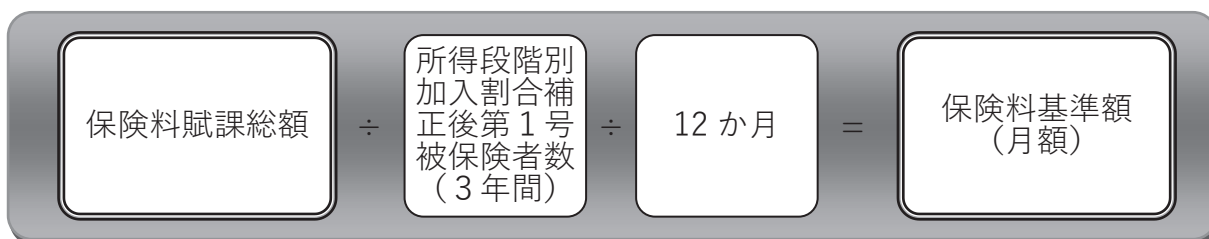


表 保険料基準額の算出

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令6～8計
予定保険料収納率	98.5%			
第1号被保険者数	2,935人	2,945人	2,957人	
所得段階別加入割合補正後被保険者数	3,175人	3,186人	3,199人	
保険料基準額(月額)				5,450円

### (3) 所得段階別保険料額

本町においては、国から示された標準の基準に準じ、所得に応じた保険料設定の多段階化（第8期計画での11段階から13段階に変更）を行うとともに、所得区分の一部（第10段階以上）を見直します。

ただし、基準となる第5段階の保険料は、第8期計画から据え置きます。

なお、各段階の基準額に対する割合は、第8期計画からの激変緩和を図るため、第4、第6及び第11から第13段階までの各段階で国の標準よりも引き下げることとします。

所得段階	所得などの条件		基準額に対する割合	保険料月額	保険料年額
第1段階	本人が町民税非課税	① 生活保護受給者 ② 老齢福祉年金受給者 ③ 本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.285 (×0.455)	1,553円 (2,479円)	18,636円 (29,748円)
第2段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え、120万円以下の人	×0.485 (×0.685)	2,643円 (3,733円)	31,716円 (44,796円)
第3段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人	×0.685 (×0.69)	3,733円 (3,760円)	44,796円 (45,120円)
第4段階	世帯課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	×0.865	4,714円	56,568円
第5段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人	<b>×1.00</b> <b>(基準額)</b>	<b>5,450円</b>	<b>65,400円</b>
第6段階	本人が町民税課税	本人の合計所得金額が120万円未満の人	×1.165	6,349円	76,188円
第7段階		本人の合計所得金額が120万円以上210万円未満の人	×1.30	7,085円	85,020円
第8段階		本人の合計所得金額が210万円以上320万円未満の人	×1.50	8,175円	98,100円
第9段階		本人の合計所得金額が320万円以上420万円未満の人	×1.70	9,265円	111,180円
第10段階		本人の合計所得金額が420万円以上520万円未満の人	×1.90	10,355円	124,260円
第11段階		本人の合計所得金額が520万円以上620万円未満の人	×2.00	10,900円	130,800円
第12段階		本人の合計所得金額が620万円以上720万円未満の人	×2.20	11,990円	143,880円
第13段階	本人の合計所得金額が720万円以上の人	×2.30	12,535円	150,420円	

※第1～第3段階の括弧内は、公費による負担軽減前の割合及び保険料額です。

## 第4章 介護保険事業の健全化

### (1) 低所得者等への負担軽減

#### 【現状と課題】

低所得者等への対応としては、保険料の所得段階を国の9段階を上回る11段階に設定することにより、所得の低い層への軽減を図ってきました。また、施設等の居住費や食費等への負担軽減や社会福祉法人等による利用者負担額の軽減措置についても、法の基準に沿って実施しています。今後も、低所得者への配慮を行うことが必要です。

#### 【施策の方向】

介護保険事業を健全に運営していくため、介護保険料の適切な納付を促す一方、低所得者に対する負担軽減を図ります。

#### 【具体的事業】

##### ① 保険料の負担軽減

低所得者の負担軽減を図るため、所得の低い第1段階から第3段階の被保険者について、国の基準による保険料の負担軽減措置を行います。

##### ② 施設サービス等の負担軽減

施設サービスや短期入所サービスを利用する際の居住費（滞在費）・食費について、住民税非課税世帯等の要件に該当する場合に、所得に応じた負担限度額による負担軽減を行います。

また、住民税課税世帯であっても、高齢者夫婦世帯などで一方又は双方が介護保険施設に入所し要件に該当する場合には、生活困難にならないよう、居住費と食事の軽減を行います。

##### ③ 社会福祉法人等による利用者負担軽減

生活が困難な方を対象に、県に登録された社会福祉法人等が提供する介護保険サービスの利用者負担額の軽減を行います。

##### ④ 境界層該当者への対応

介護保険料や施設サービス等の居住費・食費の自己負担限度額、高額介護（予防）サービス費の利用者負担上限額について、本来適用されるべき基準を適用すると生活保護を必要とするが、それよりも低い基準を適用すれば生活保護を必要としない状態となる方（境界層該当者）については、その低い基準を適用します。

## (2) 給付の適正化

### 【現状と課題】

給付の適正化を図るため、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、住宅改修等の点検、縦覧点検・医療情報との突合、介護給付費の通知といった5事業に取り組んできました。今後は、特に要介護認定の適正化、ケアプラン点検、縦覧点検・医療情報との突合の3事業を強化し、介護給付費の適正化やケアマネジャーの資質向上につなげることが必要です。

### 【施策の方向】

介護保険事業を持続的かつ安定的に運営するため、要介護認定の適正化、ケアプランの点検、縦覧点検・医療情報との突合の3事業に取り組み、給付の適正化を図ります。

### 【具体的事業】

#### ① 要介護認定の適正化

引き続き、四日市市及び三重郡3町との連携強化に努め、認定審査会の共同設置による統一した視点で公平・公正な要介護認定を行います。

認定調査（認定のための訪問調査）における調査票や主治医の意見書の内容点検を行い、要介護認定の標準化を図り、適正な要介護認定の確保に努めます。

また、認定調査員を確保するとともに、研修会への参加により、公平・公正で適切な認定調査を行います。

#### ② ケアプラン点検及び住宅改修等の点検

ケアマネジャーが作成したケアプランの内容について、町の方針をケアマネジャーに示したうえで、運営指導時や主任介護支援専門員等と連携したケアプランの点検を実施し、個々の利用者の状態に適したプランとなっているかなど、保険者の視点からの確認・点検を行い、自立支援に資する適正なサービス提供を確保します。

住宅改修及び福祉用具販売の点検については、ケアマネジャー等による理由書の提出を求め、改修・購入前の申請資料と、事後申請による施工状況等を確認し、利用者の状態にそぐわないものや不適切、あるいは不要なものがないかを点検します。

また、軽度者に対する車いす等の福祉用具貸与について、貸与前に認定調査の結果や医師の所見、ケアプラン等の点検により、必要性の確認を実施します。

#### ③ 縦覧点検・医療情報との突合

国民健康保険団体連合会から毎月提供される帳票を活用し、複数月にわたる介護報酬の支払い状況の確認（縦覧点検）と医療保険の入院情報と介護保険の給付情報との突合による確認（医療情報との突合）を実施し、サービスの整合性や請求の誤



り、重複請求などの点検を行い、誤り等を発見した場合は、事業者に対して適正な請求を行うよう指導します。

※ 第8期の給付の適正化における事業の一つであった「介護給付費の通知」については、第9期の国の指針において任意事業とされたため、計画には位置づけませんが、必要性や費用対効果について引き続き検討していきます。

**【評価指標】**

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
認定調査票等の点検数 (件)	計画値	/	/	/	全件	全件	全件
	実績値	362 (全件)	370 (全件)	380 (全件)	/	/	/
ケアプラン点検数 (件)	計画値	10	10	10	6	8	10
	実績値	8	4	4	/	/	/
住宅改修の点検数 (件)	計画値	/	/	/	全件	全件	全件
	実績値	39 (全件)	31 (全件)	32 (全件)	/	/	/
縦覧点検の実施件数 (件)	計画値	/	/	/	全件	全件	全件
	実績値	431 (全件)	420 (全件)	420 (全件)	/	/	/
医療情報との突合実施 件数 (件)	計画値	/	/	/	全件	全件	全件
	実績値	20 (全件)	29 (全件)	30 (全件)	/	/	/

※令和5年度は見込値。

### (3) 事業の適正運営

#### 【現状と課題】

町が指導監督権限を有する居宅介護支援事業所及び地域密着型サービス事業所については、適正な事業所運営がなされるよう運営指導を行いました。今後も、引き続き、運営指導等により適正運営につなげていくことが求められます。

また、地域包括支援センターへ各種サービスを委託していますが、いずれも適切に提供されています。

#### 【施策の方向】

介護保険のサービスが適切に提供され、また質の確保が図られるよう、各事業者に対する指導・監督に努めます。

#### 【具体的事業】

##### ① 介護保険サービス事業者の適正運営

居宅介護支援及び地域密着型サービスを提供する事業者が運営基準や人員基準に沿った適正な運営がなされ質の確保が図られるよう、運営指導を実施します。

また、介護保険サービス事業者間会議の場を活用し、町内の事業所に対し、国・県等の最新情報や不適切な運営や報酬算定の事例等の提供や説明を行うなど、適切な指導を行ないます。

##### ② 地域包括支援センターの適正運営

地域包括支援センターによる直接・間接のサービスが適切に提供され、かつ質の確保が図られるよう、地域ケア推進会議による事業評価を行い、これを踏まえた適切な指導・監督を行います。

#### 【評価指標】

		第8期計画			本計画		
		令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
介護サービス事業所等への運営指導件数 (件)	計画値	/	/	/	1	1	1
	実績値	1	1	1	/	/	/

※令和5年度は見込値。

# 第5部 計画の推進にあたって

## 第1章 計画の推進体制

### 1. 計画の推進体制

保健・福祉・医療等の各関係機関の連携により、高齢者保健・福祉施策の推進並びに介護保険事業の運営を円滑に推進するため、「川越町地域包括ケア推進会議」を本町における本計画の進行管理を行う機関と位置づけます。

また、施策の推進にあたっては、関係各課及び関係機関等との連携を密にし、施策・事業の円滑な推進を図ります。特に、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた諸事業の実施においては、庁内関係各課及び地域包括支援センター等からなるプロジェクトチームを設置し、具体的な事業内容や実施体制を検討します。

### 2. 情報提供の推進

介護保険制度の適切な利用を促進するため、定期的に、町広報紙等により介護保険に関する情報の提供を行っています。今後も、広報紙やホームページ、ケーブルテレビ等を利用して、介護保険サービスに関する情報提供、中でも、制度改正に関する情報のわかりやすい提供に努めます。

## 第2章 計画の進行管理

本計画は、PDCAサイクルによって効果的・効率的に事業を推進するため、「見える化システム」などを用いた地域分析を行うとともに、「川越町地域包括ケア推進会議」において、計画で設定した目標の達成状況の点検や評価を行い、その結果について公表します。

また、法制度の改正などに伴い、計画内容に変更すべき点が生じた場合は、必要に応じて見直しを行うこととします。

## 第3章 災害や感染症対策にかかる体制整備

自然災害や新型コロナウイルス感染症の発生などに対して、必要なサービスの提供や住民主体の活動などが滞らないよう、サービス提供事業者に対しては地域密着型サービス運営基準の規定等に合わせた事業継続計画の策定や避難訓練の実施、及びいわゆる「アフターコロナ」の社会に合わせた対応を促すとともに、住民に対しては保健所等と連携しながら的確な情報提供と必要な支援の提供に努めます。

# 参考資料

## 策定経過

### ■ 諮 問 書

川 介 第 5 8 号  
令和4年12月14日

川越町介護保険事業計画策定委員会  
委員長 陣 田 清 士 様

川越町長 城 田 政 幸

川越町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について（諮問）

川越町介護保険事業計画策定委員会規則第2条の規定に基づき、第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について、貴委員会に諮問します。

## ■答 申 書

令和6年2月20日

川越町長 城 田 政 幸 様

川越町介護保険事業計画策定委員会

委員長 陣 田 清 士

川越町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について（答申）

令和4年12月14日付け川介第58号で諮問のありました、第10期高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）について、当委員会で慎重に審議した結果、令和6年度から令和8年度までの新たな計画として適正と認めますので、下記事項を附して答申します。

### 記

- 1 本計画の基本目標のもと、高齢者の誰もが、可能な限り住み慣れた地域で、その人の能力に応じて、安心して自分らしく暮らし続けられるよう、地域の福祉力をより一層高め、本計画を着実に推進されるよう努められたい。
- 2 介護サービスの需要が増加・多様化する令和22（2040）年を見据えた中長期的な視点に立ち、介護サービス基盤を計画的に確保するとともに、医療・介護連携の強化や複雑で複合化した支援ニーズへの対応など、これまで構築してきた「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組み、地域共生社会の実現に向けた一層の努力を図られたい。
- 3 国の「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に示された基本理念と基本施策を踏まえ、認知症の人を含めた、地域住民一人一人がお互いを支え合いながら共生する社会の実現に向けて、認知症施策を総合的に推進されたい。
- 4 本計画の実効性を高めるため、計画で示された目標の達成状況などの点検や評価を行い、PDCAサイクルによる効果的・効率的な事業を推進されたい。
- 5 介護保険制度の持続可能性を確保する観点から、国が示した「第1号保険料に関する見直し成案」の趣旨を踏まえ、保険料段階の多段階化（13段階）、乗率の見直し等による低所得者の負担軽減等を図るとともに、見直しにあたっては、現行保険料からの上昇となる層への一定の配慮を行うなど、適切な介護保険料の設定に努められたい。

以上

## ■策定委員名簿

職名	氏名	所属等	備考
委員長	陣田 清士	歯科医師	保健医療関係者
副委員長	杉本 雅照	町議会教育 民生常任委 令和5年5月1日まで	学識経験者
	早川 茂樹	員会委員長 令和5年5月2日から	
委員	市野 恵子	公募委員	被保険者代表
	加藤 志保子	町社会福祉協議会長	福祉関係者
	小西 照代	町民生委員児童委員協議会長	福祉関係者
	中尾 一之	川越診療所長	保健医療関係者
	瀬戸口 一美	朝明商工会 令和5年3月31日まで	企業関係者
	橋本 鉄二	事務局長 令和5年4月1日から	
	福井 貞彦	町老人クラブ連合会長	福祉関係者
	水越 好孝	町介護相談員代表	福祉関係者
	稲塚 利夫	町区長会長 令和5年1月22日まで	被保険者代表
	水谷 俊治	令和5年1月23日から	
三村 宗一	公募委員	被保険者代表	
山川 正和	社会福祉法人宏育会理事長	福祉関係者	

(委員については五十音順・敬称略)

## ■策定経過

年月日	内 容
令和4年12月1日	第1回 ワーキンググループ会議
令和4年12月14日	第1回 策定委員会 <input type="checkbox"/> 委員の委嘱、委員紹介、委員長・副委員長の選出 <input type="checkbox"/> 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）に対する 諮問について <input type="checkbox"/> 計画の概要と策定スケジュールについて <input type="checkbox"/> アンケート調査（高齢者介護に関する調査）について
令和5年1月～2月	アンケート調査の実施
令和5年6月6日	第2回 ワーキンググループ会議
令和5年6月21日	第2回 策定委員会 <input type="checkbox"/> 計画の概要とスケジュール及び基本的考え方について <input type="checkbox"/> 高齢者介護に関する調査結果について <input type="checkbox"/> 現計画の成果と課題について
令和5年9月21日	第3回 ワーキンググループ会議
令和5年10月4日	第3回 策定委員会 <input type="checkbox"/> 当町における介護サービス等の状況について <input type="checkbox"/> 国の基本指針（案）について <input type="checkbox"/> 計画の骨子案と施策体系について
令和5年11月14日	第4回 ワーキンググループ会議
令和5年11月30日	第4回 策定委員会 <input type="checkbox"/> 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について
令和5年12月27日	第5回 ワーキンググループ会議
令和6年1月16日	第5回 策定委員会 <input type="checkbox"/> 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の素案について <input type="checkbox"/> サービス等の見込量及び介護保険料の算定について
令和6年1月24日 ～2月9日	パブリックコメントの実施
令和6年2月20日	第6回 策定委員会 <input type="checkbox"/> 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）について <input type="checkbox"/> 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（案）に対する 答申について



## 資料：川越町所在の介護サービス事業所の状況

(令和6年3月現在)

サービス種類	事業所名	定員	指定年月日
訪問介護	川越町訪問介護ステーション	－	平成12年2月29日
	訪問介護センター川越サフラン	－	平成16年8月1日
	介護サービス・ふぁみりー	－	平成20年9月1日
	訪問介護ヘルパーステーション・アルコバレーノ	－	令和4年12月1日
	アクア川越訪問介護	－	令和5年11月1日
訪問看護	アクア川越訪問看護	－	令和5年11月1日
通所介護	川越町デイサービスセンター	30	平成12年2月29日
	デイサービスセンターこばると	45	平成24年9月1日
	きらく デイサービスセンター	20	平成28年5月1日
	はちデイサービスセンター	30	令和4年4月1日
	デイサービス ゴールドエイジ川越	25	令和4年6月1日
短期入所生活介護	ショートステイほほえみ	10	平成24年4月1日
福祉用具貸与、 特定福祉用具販売	ユナイト	－	平成21年1月1日
居宅介護支援	川越町居宅介護支援センター	－	平成11年7月30日
	きらく 居宅介護支援事業所	－	平成28年5月1日
介護予防支援	川越町地域包括支援センター	－	平成18年4月1日
介護老人保健施設	介護老人保健施設 あさけ	80	平成12年4月1日
認知症対応型共同 生活介護	愛の家グループホーム三重川越町	18	平成18年4月1日
	グループホームつばめ	18	平成29年8月1日
地域密着型介護老人 福祉施設入所者 生活介護	特別養護老人ホームほほえみ	29	平成24年3月19日

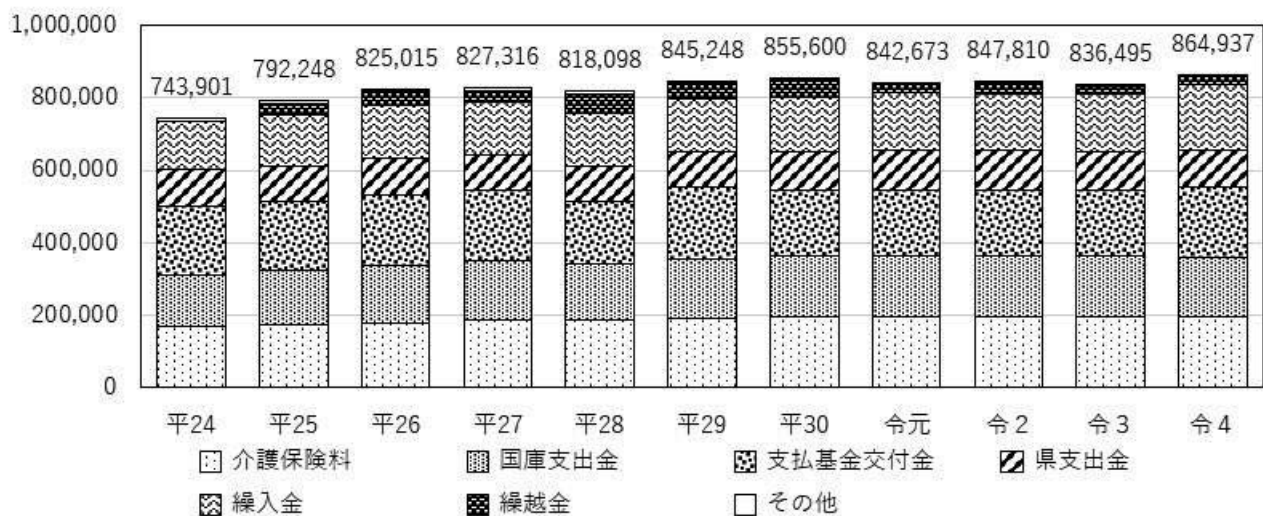
※ 県又は町が指定する介護サービス事業所の一覧です。なお、サービス種類には介護予防サービスを含みます。なお、令和6年4月1日時点で指定を受けない予定の事業所は含みません。

## 資料：介護保険財政の状況

### ◆歳入の推移

(単位：千円)

	介護 保険料	国庫 支出金	支払基金 交付金	県支出金	繰入金	繰越金	その他	歳入合計
平成 24 年度	168,380	144,066	188,365	100,310	135,088	1,559	6,133	743,901
平成 25 年度	173,883	151,248	191,463	95,532	141,707	32,277	6,138	792,248
平成 26 年度	179,073	157,097	195,451	100,575	148,736	38,033	6,050	825,015
平成 27 年度	186,187	166,000	192,507	97,686	145,883	33,211	5,842	827,316
平成 28 年度	189,580	151,143	175,698	95,191	145,006	56,091	5,389	818,098
平成 29 年度	192,326	163,884	196,168	99,203	146,824	42,148	4,696	845,248
平成 30 年度	198,460	166,130	181,348	106,395	151,494	46,675	5,097	855,600
令和元年度	198,388	164,548	183,669	108,871	157,459	24,593	5,147	842,673
令和2年度	197,852	167,364	181,807	108,215	156,042	32,189	4,342	847,810
令和3年度	197,730	165,180	184,739	105,668	155,979	22,477	4,722	836,495
令和4年度	198,600	160,816	194,323	104,338	177,794	24,715	4,351	864,937

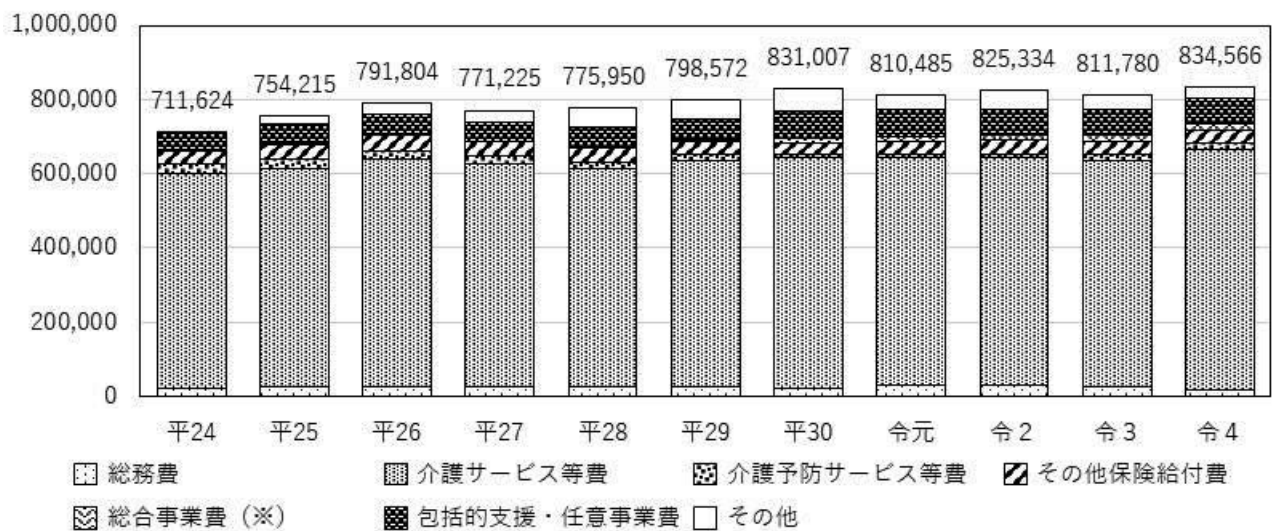


資料：介護保険事業状況報告(年報)、令和4年度は町決算書

◆歳出の推移

(単位：千円)

	総務費	介護サービス等費	介護予防サービス等費	その他保険給付費	総合事業費(※)	包括的支援・任意事業費	その他	歳出合計
平成 24 年度	22,592	579,660	23,032	34,038	2,197	46,237	3,868	711,624
平成 25 年度	24,220	590,714	23,020	41,135	2,230	52,098	20,799	754,215
平成 26 年度	24,920	613,889	22,236	42,599	2,450	56,301	29,409	791,804
平成 27 年度	26,905	601,036	19,020	38,653	2,095	52,428	31,088	771,225
平成 28 年度	25,998	587,927	18,080	37,607	2,159	52,906	51,274	775,950
平成 29 年度	28,046	608,751	16,363	34,810	5,483	54,383	50,737	798,572
平成 30 年度	23,215	621,008	6,333	33,211	12,608	70,791	63,842	831,007
令和元年度	28,683	614,722	8,001	35,869	13,403	71,634	38,173	810,485
令和 2 年度	30,874	613,808	9,704	36,621	14,312	68,832	51,184	825,334
令和 3 年度	25,798	610,244	16,163	35,077	16,871	69,722	37,906	811,780
令和 4 年度	19,196	645,653	19,596	32,582	19,648	66,864	31,027	834,566



資料：介護保険事業状況報告(年報)、令和4年度は町決算書

※平成28年度以前は介護予防事業費

## 用語解説

あ行	
ICT	情報通信技術（Information and Communication Technology）の略。
アセスメント	介護サービスが必要な高齢者について、困っていること・求めていること等の課題を把握するとともに、介護サービスを利用する前と後について、その影響について確認・評価すること。
アフターコロナ	新型コロナウイルス感染症（世界保健機関（WHO）が「COVID-19」と名付けた2019年に発生した感染症）の感染拡大が収束した後の意味だが、明確な定義づけはされていない。感染拡大が一段落し、感染症法上の位置づけが5類感染症となったことを受けて、社会の様々な動きが新型コロナウイルス感染拡大前に戻りつつあるものの、感染症の存在を前提とした社会生活が必要とされるという意味合いを持つ。
一般介護予防事業	地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取り組みを推進するため、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスの取れたアプローチができるようにした事業。すべての第1号被保険者及びその支援のための活動にかかわる人を対象とする。
運営指導	介護保険サービス事業者等に対して介護給付等対象サービスの質の確保や介護給付等が適正かどうかを確認し、不適正なサービスが行われないよう、保険者が事業所に対して指導を行うこと。
ACP（アドバンス・ケア・プランニング）	もしものときのために、本人が望む医療やケアについて前もって考え、家族等や医療・ケアチームと繰り返し話し合い、共有する取り組み。
か行	
介護医療院	介護療養型医療施設が持つ「医療」、「介護」、「生活支援」に加え「住まい」の機能を持った長期療養を目的とした施設。
介護給付	要介護1～5を対象とした介護給付サービスについて、自己負担分を除く残りを介護保険会計から給付するもの。
介護報酬	介護保険制度において、事業所が利用者に介護保険サービスを提供した場合に、その対価として支払われる報酬をいう。介護報酬単価は、サービスの種類ごとに平均的な費用等を勘案して設定されている。
介護サービス相談員	介護保険サービス利用者から介護サービスに関する苦情や不満等を聞き、サービス提供者や行政との間に立って、問題解決に向けた手助けをする専門員。

介護保険法	高齢化に対応し、高齢者を国民の共同連帯のもと支えるしくみとして導入された介護保険制度について、その実施のために必要な事項を定めた法律。
介護予防	高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、要介護状態になることをできる限り防ぎ、また要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにすること。
介護予防・生活支援サービス事業	①要支援認定を受けた人、②基本チェックリスト該当者（事業対象者）を対象として、訪問または通所によって介護予防と生活支援サービスを一体的に提供し、日常生活の自立を支援するための事業。
介護予防・日常生活支援総合事業	地域の実情に応じて、多様なマンパワーや社会資源の活用等を図りながら、要支援者と要支援状態となるおそれのある高齢者を対象として、介護予防や配食・見守り等の生活支援サービス等を総合的に提供する市町村による事業。「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業」からなる。
介護療養型医療施設	療養型病床群等を有する病院または診療所であり、入所している要介護者に対して、施設サービス計画にもとづいて、療養上の管理、看護、医学的管理のもとにおける介護その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う介護保険施設。介護医療院への転換を促し、令和5年度末に廃止となった。
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	入所している要介護者に対して、施設サービス計画にもとづいて、介護等の日常生活上の世話や、機能訓練、その他必要な世話を行う介護保険施設。
介護老人保健施設	入所している要介護者に対して、施設サービス計画にもとづいて、看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行う介護保険施設。
かかりつけ医	家庭の日常的な診療や健康管理をしてくれる身近な医師のこと。入院や検査が必要な場合等には、適切な病院・診療所を指示、紹介してもらうことができる。
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ提供するサービス。
急性期医療	急性疾患などで緊急・重症な状態にある患者に対し、高度で専門的な医療を提供する医療。なお、病状が安定している患者に対し、長期間の治療を提供する医療を「慢性期医療」という。
協議体	市町村が主体となり、各地域におけるコーディネーターと生活支援等の提供主体等が参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場として、中核となるネットワーク。
居宅介護支援	居宅の要介護者の状況に応じて介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、計画にもとづいたサービスが利用できるよう支援するもの。

居宅療養管理指導／ 介護予防居宅療養管理 指導	医師や歯科医師、薬剤師等が訪問して、療養上の管理や指導を行う介護サービス。
ケアプラン	要介護者などが適切に介護サービスを利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、本人や家族等の希望を踏まえて作成する介護サービス計画。
ケアマネジメント	利用者一人ひとりに対して、適切なサービスを組み合わせ提供するためのケアプランの作成とサービス利用のための調整を行うこと。
ケアマネジャー (介護支援専門員)	利用者の希望や心身の状態等を考慮して介護サービス計画(ケアプラン)の作成やケアサービスの調整・管理を行う専門職。
権利擁護	判断能力が不十分な人や自己防御が困難な人が不利益を被らないよう支援を行うこと。
健康寿命	世界保健機関(WHO)が提唱した指標で、平均寿命から寝たきりや認知症など介護状態の期間を差し引いた期間。
合計所得金額	地方税法に定める市町村民税の基礎となるもので、収入から公的年金等控除・給与所得控除や必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額のこと。
高齢化率	全人口に占める高齢者(65歳以上の人)の割合をいう。後期高齢化率とは75歳以上の人をいう。
高齢者	65歳以上の人。前期高齢者は65～74歳、後期高齢者は75歳以上の高齢者をいう。
高齢者虐待	養護者による高齢者虐待及び要介護施設従事者等による高齢者虐待を指す。主には身体的暴力、ネグレクト(高齢者の養護を怠るような行為)、心理的虐待、性的暴力及び経済的虐待などに分類される。
ことぶき人材センター	高齢者に対して、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供することを目的として設立された団体。
高額医療合算介護サービス費	医療保険と介護保険それぞれの自己負担額を合算した額が一定額を超えた場合に、超えた額が後から払い戻しされるもの。
高額介護サービス費	1か月に支払った介護保険サービス費の自己負担分の合計額が一定額を超えた場合に、超えた額が後から払い戻しされるもの。
コーホート変化率法	一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する方法。

## さ行

サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、「高齢者住まい法(高齢者の居住の安定確保に関する法律)」の改正により創設された介護・医療と連携し、高齢者の安心を支えるサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。
---------------	---

財政安定化基金	市町村の保険財政が、保険料収納率の低下や介護給付費の増加などで赤字になることを回避し、市町村の介護保険財政の安定を図るために都道府県が設置する基金のこと。
在宅医療	医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）等の医療関係者が、患者の住居に定期的に訪問して行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。
サロン	認知症及び閉じこもり予防などを目的に、高齢者が気軽に集える場を提供するもの。
支払準備基金	介護保険は3年間の計画期間を通じて、毎年度同一の保険料を介護サービスの見込量に見合せて設定する中期財政運営方式を採用しており、介護給付費が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の剰余金が生ずることが想定され、この剰余金を管理するために設ける介護給付費準備基金のこと。
社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人。
住所地特例	介護保険では居住する市町村の被保険者となるが、被保険者が他市町村の対象施設に入所・入居して、施設所在地に住所を変更した場合は、従前に住所のあった市町村の被保険者となる。介護保険施設等が集中している市町村の給付が増えることを解消するためのものであり、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅が住所地特例の適用対象施設。
住宅改修費支給／ 介護予防住宅改修費支給	トイレや風呂場、居室の段差解消等、住宅を改修した場合に、自己負担分を除く費用を介護保険から給付されるもの。
縦覧点検	過去に支払った請求について、複数月の請求における算定回数の確認やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認して審査を行うもの。
主任介護支援専門員	地域包括支援センター等に勤務する、一定の研修を修了し地域や職場で中核的役割を担う介護支援専門員。
小規模多機能型居宅介護／ 介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、要介護・要支援者の様態や希望に応じて「訪問」や「泊まり」を組み合わせて受けられる介護サービス。
生活・介護支援サポーター	生活・介護支援サポーター養成講座を受けて、介護や生活支援などにかかわるボランティアを行う人。
生活支援コーディネーター	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援等サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
成年後見	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など精神的な障害があるため判断能力が不十分な人が不利益を生じないよう、代理人を立てて契約を行ったり、それを取り消したりできるようにすること。

たけい	
団塊の世代	第二次世界大戦直後の日本において、昭和 22 年～24 年までのベビーブームに生まれた世代。第一次ベビーブーム世代とも呼ばれる。
団塊ジュニア	昭和 46 年～49 年頃の第二次ベビーブームに生まれた世代。団塊の世代の子どもにあたる世代であることから、このように呼ばれる。
短期入所生活介護／ 介護予防短期入所生活 介護	介護老人福祉施設や短期入所施設等に短期間入所し、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を受ける介護サービス。
短期入所療養介護／ 介護予防短期入所療養 介護	介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、当該施設において看護、医学的管理のもとにおける介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を受ける介護サービス。
地域共生社会	制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともにつくっていかうとするもの。
地域ケア会議	個別の地域ケア会議は、介護予防・生活支援の観点から、介護保険外のサービス提供が必要な高齢者を対象に、効果的な介護予防・生活支援サービスや地域ケアの総合調整を行う。さらに、圏域における地域ケア会議は、地域でのケースをもとに課題の共有、社会資源の開発及び政策づくりにつなげることを目的として開催するもの。
地域支援事業	要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者や一般の高齢者を対象に、効果的に介護予防や健康づくりを進めたり、地域での生活を継続するための生活支援のサービスを提供したりする事業。介護予防・日常生活支援総合事業と包括的支援事業、その他の任意事業からなる。市町村や市町村から委託を受けた事業者が実施する。
地域包括ケアシステム	地域住民に対し、保健サービス、医療サービス及び在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供するしくみ。
地域包括支援センター	すべての地域住民の健康の維持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のために必要な援助・支援を包括的に担う、地域の中核機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師または経験のある看護師の 3 職種スタッフにより、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的マネジメント、総合相談・支援、虐待防止・権利擁護を行う。
地域密着型サービス	介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続させるために、地域の特性や実情に応じて計画的にサービスが提供できるよう、市町村が指定・指導監督を行うもの。



地域密着型特定施設入居者生活介護	小規模（定員 29 人以下）の特定施設に入居している要介護高齢者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護やその他日常生活上の世話、及び機能訓練を行う介護サービス。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	小規模（定員 29 人以下）の介護老人福祉施設に入所する要介護高齢者に対して、介護等の日常生活上の世話や機能訓練、その他必要な世話を行う介護サービス。
地域密着型通所介護	通所介護サービスのうち、利用定員が 18 人以下のもの。
チームオレンジ	認知症と思われる初期の段階から、心理面・生活面の支援として、市町村がコーディネーターを配置し、地域において把握した認知症の方の悩みや家族の身近な生活支援ニーズ等と認知症サポーターを中心とした支援者をつなぐ仕組み。
調整交付金	市町村間の介護保険の財政力の格差を調整するために国が交付するもの。
通所リハビリテーション／介護予防通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院等の施設に通って、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを行う介護サービス。
通所介護／介護予防通所介護	デイサービスセンター等に通って、入浴や食事の提供等、日常生活の世話を受けたり、機能訓練を行ったりする介護サービス。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、またはそれぞれが密接に連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行う介護サービス。
特定施設	有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホームであって、地域密着型特定施設でないものをいう。介護サービスを実施しない（特定施設入居者生活介護の指定を受けない）施設も含まれる。
特定施設入居者生活介護／介護予防特定施設入居者生活介護	特定施設に入居している要介護者等に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う介護サービス。
特定入所者介護サービス費	介護保険施設や短期入所施設等において利用者が負担する食事サービス費及び居住費等について、所得の状況等に応じて負担限度額等が定められ、負担限度額を超える費用が介護保険から給付されるもの。
特定福祉用具販売／特定介護予防福祉用具販売	福祉用具のうち衛生上の理由から貸与には好ましくないもの（腰掛便座、特殊尿器、入浴補助用具、簡易浴槽、移動用リフトの吊り具等）について購入した場合に、自己負担分を除く費用を介護保険から給付されるもの。

## な行

### 日常生活圏域

市町村が、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めた圏域。

日常生活自立支援事業	認知症の症状が出始めた高齢者など、判断能力が不十分な人に、適切な福祉サービスの利用を援助したり、日常生活での金銭管理や重要な書類・証書の預かりを行うシステム。
任意事業	地域支援事業の理念にかなった事業が、地域の実情・特色に応じ、市町村独自の発想や創意工夫した形態で実施される多様な事業。
認知症	脳や身体の疾患を原因として、記憶・判断力などの障害が起こり、普通の社会生活が送れなくなった状態。
認知症カフェ	認知症の人と家族、地域住民、専門職等のだれもが参加でき、集う場。
認知症基本法	法律名は「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」。認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、令和5(2023)年6月に制定された法律。令和6(2024)年1月1日から施行されている。
認知症ケアパス	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示したもの。地域の社会資源や認知症のセルフチェックのための「気づきシート」などを組み込んだもの。
認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」を受けた人。認知症の正しい知識を広め、認知症の人や家族を支援する役割を担う。
認知症疾患医療センター	都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患に関する医療福祉相談、鑑別診断、治療方針の選定などに加え、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う専門医療機関。
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的(概ね6か月)に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。
認知症対応型共同生活介護／介護予防認知症対応型共同生活介護	要介護・要支援者のうち認知症の状態にある人が、共同生活を営むべき住居(グループホーム)において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う介護サービス。平成18年度からは地域密着型サービスに含まれる。
認知症対応型通所介護／介護予防認知症対応型通所介護	要介護・要支援者のうち認知症の状態にある人を対象とした、施設に通所することにより入浴、食事、レクリエーション等を行う介護サービス。地域密着型サービスのひとつ。
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた環境で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う。
認定審査会	申請者が介護保険の給付を受けるのが適切かどうか、またその範囲を審査・判定する組織。

は 行 予	
配食サービス	高齢者等に栄養バランスの取れた食事を調理し、居宅に訪問して定期的に提供するとともに、安否確認も行い、自立と生活の質の確保及び保健予防を図るサービス。
P D C A サイクル	事業活動における管理手法のひとつ。Plan (計画)、Do (実行)、Check (評価)、Action (改善) の4段階を繰り返すことで、継続的に事業内容を改善していくしくみ。
ピアカウンセリング	支え合いながら社会参加していくため、仲間 (ピア) として互いに平等な立場で話を聞き合い、きめ細かなサポートをすることによって、地域での自立生活を実現する手助けをすること。
避難行動要支援者	災害対策基本法に定められるもので、それまでの「災害時要援護者」という代わりに、高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人を「要配慮者」といい、そのうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する人を「避難行動要支援者」という。災害対策基本法では、「避難行動要支援者名簿」の作成が義務付けられている。
福祉協力員	①地域住民の福祉意識の啓発、②地域住民への福祉情報の提供、③小地域福祉ネットワークの形成、④地区社会福祉協議会活動への協力、⑤サロンの運営・支援などの目的達成のため必要な活動をする人。
福祉用具貸与/ 介護予防福祉用具貸与	心身の機能が低下し日常生活を営むのに支障がある居宅の要介護・要支援者が、日常生活上の便宜や機能訓練のために利用する福祉用具のうち、特殊ベッドや車いす等、厚生労働大臣が定めるものの貸与。
フレイル	心身の活力が低下した虚弱な状態、要介護と健康の中間状態。
包括的支援事業	介護予防ケアプランの作成を行う「介護予防ケアマネジメント事業」、地域の高齢者の実態把握やサービスの利用調整を行う「総合相談・支援事業」、虐待の防止や早期発見を行う「権利擁護事業」、ケアマネジャーの支援を行う「包括的・継続的マネジメント事業」からなる基本事業に、新たに「医療・介護連携」、「生活支援・介護予防の体制整備」、「認知症施策の推進」にかかる重点事業を加えた総称であり、地域支援事業に含まれる。
訪問介護/ 介護予防訪問介護	ホームヘルパーが訪問して入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行う介護サービス。
訪問看護/ 介護予防訪問看護	看護師等が訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行う介護サービス。
訪問入浴介護/ 介護予防訪問入浴介護	巡回入浴車が家庭を訪問して入浴の介助を行う介護サービス。
訪問リハビリテーション/ 介護予防訪問リハビリテーション	理学療法士や作業療法士等が訪問して、心身の機能維持・回復のために必要なリハビリテーションを行う介護サービス。

## ま行

見える化システム	正式には、地域包括ケア「見える化」システム。市町村における介護保険事業の計画策定と実行を支援するため、介護給付等にかかる現状分析や将来推計、実行管理などが行えるシステム。介護保険にかかわる情報が地図上やグラフに表され、一般の人でも見ることができる。
民生委員・児童委員	それぞれの担当地域において、ひとり暮らしや寝たきりの高齢者等への援護活動をはじめ、生活上のさまざまな問題を抱えている人の相談・援助にあたる、法にもとづいて置かれる委員。

## や行

夜間対応型訪問介護	夜間を含めた 365 日、24 時間訪問介護を受けられる介護サービス。地域密着型サービスのひとつ。
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子どものこと。
有料老人ホーム	高齢者が入所し、食事の提供やその他の日常生活上必要な便宜を受けることができる施設で、老人福祉施設でないもの。入居に際しては一定の費用が必要。
要介護（支援）認定者	介護保険制度による要介護認定審査において要介護または要支援状態と判定された人。要介護は 1～5 の 5 段階、要支援は 1・2 の 2 段階がある。
養護老人ホーム	65 歳以上で、家庭環境や経済的理由等により、在宅での生活が困難な人が入所できる施設であり、社会復帰を支援する施設。
予防給付	要支援 1・2 を対象とした介護予防サービスについて、自己負担分を除く残りを介護保険会計から給付するもの。

## ら行

レスパイトケア	高齢者などを在宅でケアしている家族を癒やすため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらうこと。
老人福祉法	高齢者福祉の基本法として、高齢者の福祉に関する原理を明らかにするとともに、高齢者に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置を講じ、もって高齢者の福祉を図ることを目的に、昭和 38 年に制定された法律。

**川越町第 10 期高齢者保健福祉計画  
・ 第 9 期介護保険事業計画  
【令和 6 年度～令和 8 年度】**

発 行／川 越 町

発行年月／令和 6 (2024)年 3 月

編 集／川越町福祉課

〒510-8588

三重県三重郡川越町大字豊田一色 280 番地

Tel 059-366-7116 Fax 059-365-5380

